

## リーディングプロジェクト

1 リーディングプロジェクトとは

2 各プロジェクトの詳細

# 1 リーディングプロジェクトとは

本区を取り巻く環境や社会状況の変化を踏まえ、基本構想で掲げる将来像の実現に向けて政策横断的に取り組むべき施策について、4つの「リーディングプロジェクト」に整理し、「中央区セントラルパーク構想」として施策展開していきます。

リーディングプロジェクトは、基本政策の取組からそれぞれのテーマに沿って選定・構成されており、基本計画全体を先導していく役割を担います。

各プロジェクトには達成度の目安となる指標を設定するとともに、行政評価を通じた進行管理を行います。

01 ゼロカーボンシティ  
プロジェクト

02 水とみどり  
プロジェクト

## 中央区セントラルパーク構想

03 コミュニティ活性化  
プロジェクト

04 経済活性化・文化振興  
プロジェクト

### 中央区セントラルパーク構想 ～人と水とみどりの森～

東京の中心(セントラル)に位置し、歴史的にも日本の経済・文化の要となってきた本区が、さらに魅力を高め続けられるよう、区内全域を、やすらぎ・交流・にぎわいの場(パーク)として位置付け、環境、都市づくり、地域コミュニティ、経済・文化の4つの視点から、まちもつながる、ひともつながる政策を展開します。

- 環境にやさしい、持続可能なまちを未来の子どもたちへとつないでいきます
- 移動自体を楽しめる仕組みをつくり、水とみどりにあふれる憩いのまちにしていきます
- 人々が自然と集まり、交流が生まれ、助け合えるコミュニティをつくり上げていきます
- 伝統を守りながらも新たな価値の創造を支援し、新たなにぎわいを創出していきます

## 2 各プロジェクトの詳細

### 01 ゼロカーボンシティプロジェクト

未来の子どもたちへ持続可能なまちをつなげていくためにも、都心区の特徴を踏まえ、カーボンニュートラルの実現に向けたあらゆる取組を推進していきます。

### 02 水とみどりプロジェクト

移動自体を楽しめるような、誰もが自然と回遊したくなる仕組みづくりをすすめ、水とみどりにあふれる、やすらぎと憩いのまちを目指して取組を進めていきます。

### 03 コミュニティ活性化プロジェクト

地域コミュニティが多様な担い手により支えられ、各コミュニティにおける取組やイベントが活発に行われる中で自然と交流が生まれる、災害時はもちろん、常日頃から住民同士が助け合えるまちづくりを進めていきます。

### 04 経済活性化・文化振興プロジェクト

本区ならではの伝統と文化を守るとともに、新たな価値の創造も積極的に支援することで、区内の産業や観光に新たなにぎわいを創出し、誰もが訪れたい、働きたいと思えるまちを実現します。

■本計画とリーディングプロジェクトの関係図

リーディングプロジェクト	基本政策1 すべての人々が健康で安心して暮らせるまち	基本政策2 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち	基本政策3 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち	基本政策4 災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち	基本政策5 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち	基本政策6 魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち	基本政策7 多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち	基本政策8 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち	基本政策9 人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち
01 ゼロカーボンシティプロジェクト	○	○	○	○	○	○	○	○	○
02 水とみどりプロジェクト	○	○	○	○	○	○	○	○	○
03 コミュニティ活性化プロジェクト	○	○	○	○	○	○	○	○	○
04 経済活性化・文化振興プロジェクト	○	○	○	○	○	○	○	○	○

# 01 ゼロカーボンシティプロジェクト

未来の子どもたちへ持続可能なまちをつなげていくためにも、都心区の特徴を踏まえ、カーボンニュートラルの実現に向けたあらゆる取組を推進していきます。

## SDGsのゴールとの関係



## 達成度の目安となる指標(KPI)

KPI		現状値	5年後(2027年度末)の目標値	10年後(2032年度末)の目標値
1	区内における二酸化炭素排出量	2013年度比17.5%削減 (2019年度確定値)	2013年度比 36.1%削減	2013年度比 50%以上削減
2	中央エコアクト参加件数(家庭用)	818世帯(2021年度)	7,000世帯	10,000世帯以上
	中央エコアクト参加件数(事業所用)	128社(2021年度)	2,000社	3,000社以上
3	区内の家庭における二酸化炭素排出量	2013年度比4.3%削減 (2019年度確定値)	2013年度比 19%以上減少	2013年度比 30%以上減少
	区内の事業所における二酸化炭素排出量	2013年度比17.6%削減 (2019年度確定値)	2013年度比 44.7%以上減少	2013年度比 65%以上減少
4	新たに建設する区有施設*2におけるZEB化率	—	100.0%	100.0%
5	まちづくり基本条例における開発事業の新築建物*3のZEB・ZEH化率	—	100.0%	100.0%



プロジェクトを  
先導する取組

## 区内の建物のZEB・ZEH化<sup>\*1</sup>を目指して、 制度の見直しを行います

**取組名** 建物建築におけるZEB・ZEH化の取組の徹底

### ■ゼロカーボンの推進に向けた制度改正

脱炭素に関連する国や東京都の動きも踏まえ、都心区として対策を率先して講じるため、区内の建物の新築時における原則ZEB・ZEH化に向けた条例や要綱等の見直しを行い、事業者による取組を促進

### プロジェクトを構成する他の取組

- 家庭・事業所における省エネルギー活動、再生可能エネルギーの導入や活用の促進
- 区有施設におけるZEB化の推進
- ゼロカーボン機運の醸成 他

\*1 **ZEB**: Net Zero Energy Buildingの略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物

**ZEH**: Net Zero Energy Houseの略称。エネルギー収支をゼロ以下にすることを目指した住宅

▶ 本計画におけるZEB・ZEH化は、「ZEB・ZEH Ready」または「ZEB・ZEH Oriented」の水準相当を指す。

● **ZEB Ready**: 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物

● **ZEB Oriented**: 以下①・②の定量的要件を満たす建築物

① 該当する用途ごとに、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から規定する一次エネルギー消費量を削減すること(事務所等、学校等は40%以上、ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等は30%以上)

② 「更なる省エネルギーの実現に向けた措置」として、未評価技術(WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術)を導入すること

● **ZEH Ready**: 以下①～④のすべてに適合する住宅

① 強化外皮基準(高断熱基準)に適合

② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減

③ 再生可能エネルギーを導入

④ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から50%以上75%未満の一次エネルギー消費量削減

● **ZEH Oriented**: 以下①・②に適合する住宅

① 強化外皮基準(高断熱基準)に適合

② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減

\*2 **新たに建設する区有施設**: 令和5(2023)年度以降に設計を開始する新築建物

\*3 **まちづくり基本条例における開発事業の新築建物**: ZEB・ZEH化に向けた制度改正後にまちづくり基本条例に基づく協議申出書が提出された計画上の建物

本区の現状・近年の動き

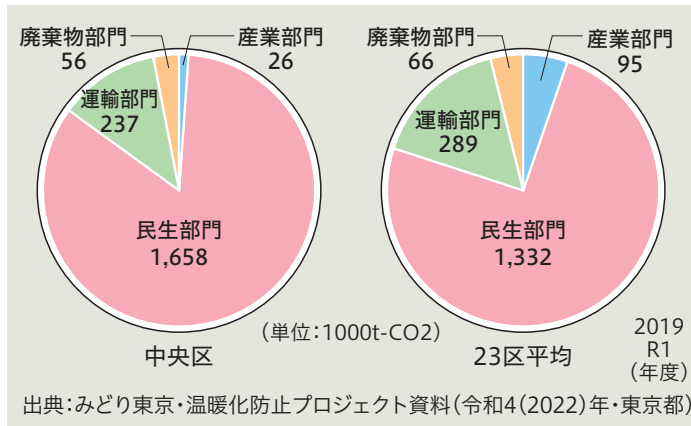
地球温暖化は、生態系への深刻な影響や記録的な豪雨をもたらしており、主要な原因である温室効果ガス削減のため、世界的に脱炭素へ向けた取組が加速しています。本区においても、令和3(2021)年に、「ゼロカーボンシティ中央区宣言」を行い、令和32(2050)年に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して、取組を強化しているところです。

本区は、土地利用の状況を見ても、インフラとしての道路の割合が約30%であるなど、高度に都市化が進んでいます。産業構造も、小売業をはじめとする第三次産業が中心で、区内で排出される二酸化炭素の約8割が民生部門\*より排出されており、さらにそのうち約8割は事業者によるものであるため、民生部門の事業者への積極的な働きかけが求められています。また、未利用地が他自治体に比べて極端に少なく太陽光発電設備等を設置する場所がないなど、各種対策を進めるにあたって都心区であるが故の制約が多くあります。このため、今後進められる脱炭素に向けた産学官連携による地域資源の活用や他自治体との連携などを通じて、再生可能エネルギーの創出にも取り組んでいかなければなりません。

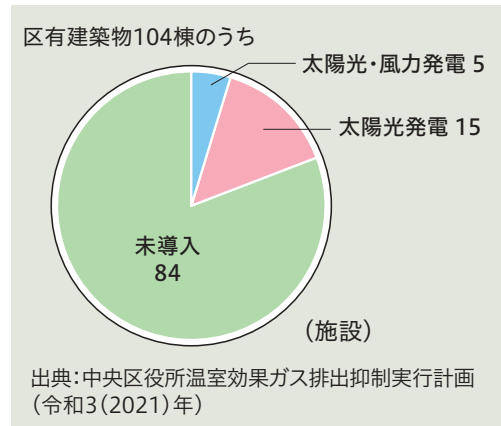
東京経済の中心地である本区は、旺盛な事業活動に伴う環境への影響が大きいことから、次代の子どもたちに、みどりあふれる豊かな環境を手渡すため、脱炭素に向けた本区ならではの取組を、区民や事業者と一丸になって進めていく必要があります。

参考データ

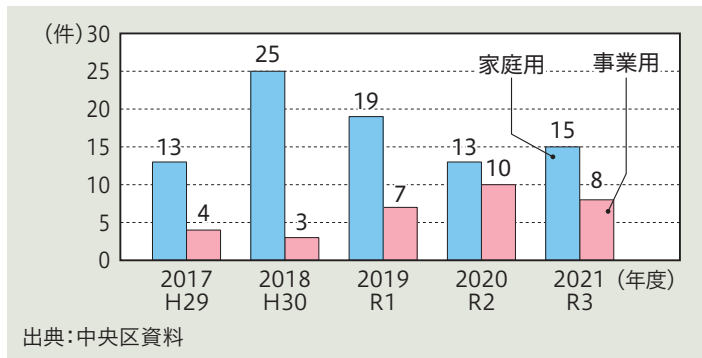
■区内の二酸化炭素排出量の内訳



■区有建築物の再生可能エネルギー導入状況



■中央エコアクトの登録数の推移



\* 民生部門:家庭部門と業務部門から構成されており、家庭部門は家庭生活から排出される温室効果ガス、民生業務部門は、サービス関連産業や公的機関等の活動に伴って排出される温室効果ガスが対象

**構成する区の主な取組** ※各取組名の末尾に記載されている番号は、対応する施策と区の主な取組を表しています。

## (1) 建物建築におけるZEB・ZEH化の取組の徹底 5-2(7) 6-2(1) 6-2(3)

### ゼロカーボンの推進に向けた制度改正

脱炭素に関連する国や東京都の動きも踏まえ、都心区として対策を率先して講じるため、区内の建物の新築時における原則ZEB・ZEH化に向けた条例や要綱などの見直しを行い、事業者による取組を促進

## (2) 家庭・事業所における省エネルギー活動、再生可能エネルギーの導入や活用の促進 5-2(4) 7-2(1)

### 中央エコアクトの活用や自然エネルギー機器等の導入支援

融資時の優遇利率適用やポイント制度の活用をはじめとした中央エコアクトなどを区内に普及させ、区民や事業者による環境配慮への自発的な行動変容を促すとともに、自然エネルギー機器や省エネ機器等の導入費用を補助するなど二酸化炭素排出量を削減

## (3) 区有施設におけるZEB化の推進 1-1(5) 2-1(6) 3-1(4) 4-2(3) 5-2(5) 8-1(6) 8-3(4) 8-4(2) 9-1(4)

### 教育施設や福祉施設などの区有施設における脱炭素に向けた率直的な取組を推進

新たに建設される施設について原則ZEB化を進めるとともに、教育施設や福祉施設などにおいて木材の利用を推進

## (4) ゼロカーボン機運の醸成 4-1(15) 5-2(2) 8-1(1)

### 「ゼロカーボンシティ中央区宣言」を踏まえた環境教育や「中央区の森」などを通じた普及・啓発

保育所、幼稚園、小中学校など幼少期からの環境教育の実施、「中央区の森」などを活用した自然体験ツアーやSDGsをテーマとした消費生活展などを通じて、区民の環境に対する理解促進を支援

## (5) 産学官連携等による再生可能エネルギーの調達、先進技術の活用研究 5-2(6)

産学官連携による地域資源の活用や新たなエネルギー研究の促進

## (6) 都内連携による森林保全 5-2(3)

森林環境譲与税\*を活用し、特別区と多摩地域の市町村、東京都が連携して森林保全活動を行い、二酸化炭素の吸収をはじめとする森林の有する多面的機能の維持増進を図ることにより、広域的で持続可能な森林循環を確立

## (7) コミュニティバスの機能性向上 6-1(12)

区内を走るコミュニティバスへの環境配慮型車両の導入やまちづくりなどを考慮した利便性の向上が図れるルートの設定

\* 森林環境譲与税:平成31(2019)年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき創設された。個人住民税均等割の枠組みを用いて森林環境税(国税)を徴収したうえで、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口により按分し、市区町村や都道府県へ森林環境譲与税として譲与される。税の用途は、「間伐や人材育成・担い手の確保、木材の利用促進や普及・啓発等の森林整備及びその促進に関する費用」とされ、森林を持たない都市部自治体においては、域外も含めた活用にも積極的に取り組んでいる。

## 02 水とみどりプロジェクト

移動自体を楽しめるような、誰もが自然と回遊したくなる仕組みづくりをすすめ、水とみどりにあふれる、やすらぎと憩いのまちを目指して取組を進めていきます。



### SDGsのゴールとの関係



### 達成度の目安となる指標(KPI)

KPI		現状値
1	(区が管理する)船着場利用回数	4,876回/年(2021年度)
2	みどり率(緑被率+河川等の水面が占める割合+公園内で樹木等の緑で覆われていない面積の割合)	26.5% (中央区緑の実態調査_2017年度)
	うち、緑被率	10.7% (中央区緑の実態調査_2017年度)
3	区内のみどりが増えたと感じる区民の割合	—
4	(新たに整備される)みどりをを感じる歩行空間の整備延長	—
5	区内の水とみどりを楽しみながらウォーキングしたことがある区民の割合	—



プロジェクトを  
先導する取組

## 都内随一の水辺空間をいかして 舟運を活性化し、 船を新たな移動手段にします

取組名 水上交通の活性化促進

### ■新たな舟運の整備

隅田川や日本橋川、朝潮運河など、都内随一の水辺空間を有する本区にふさわしい舟運ルートを、東京都や舟運事業者と連携して開設し、船を観光資源としてだけでなく、新たな移動手段として定着させる

### プロジェクトを構成する他の取組

- 水辺環境の整備
- 都市を活性化する基盤整備
- みどりや文化財を活用した楽しめる回遊空間の創出 他

5年後(2027年度末)の目標値	10年後(2032年度末)の目標値
7,000回/年	11,000回/年
29.2%	30.0%
13.0%	13.8%
2023年度の中央区政世論調査の数値より増加	2027年度の中央区政世論調査の数値より増加
2022年度末から4,500m	2022年度末から7,000m
2023年度の中央区政世論調査の数値より増加	2027年度の中央区政世論調査の数値より増加

本区の現状・近年の動き

本区の緑被面積は調査開始以降増加を続けているものの、都心区である立地特性などから、他自治体と比べてその割合は決して高くはありません。一方で、区の面積に占める水面の割合は23区で最も高く、豊かな水辺を有するまちとして発展してきました。

交通インフラも発達しており、鉄道は区内に3事業者11路線が乗り入れ、道路は区面積の約3割を占めるなど、23区でも有数の高い交通利便性を誇っています。

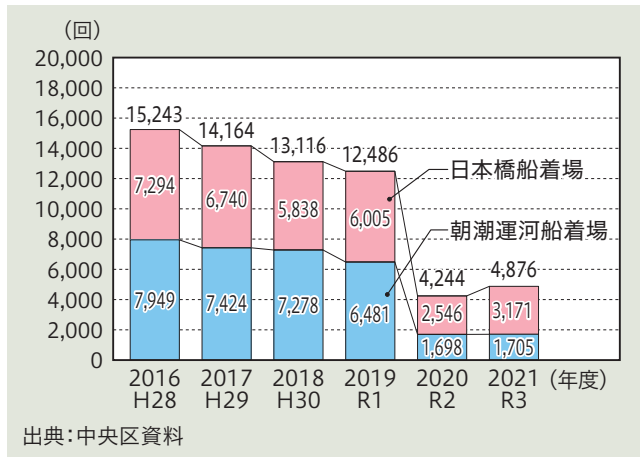
こうしたオープンスペースや都市基盤の充実は、利便性や快適性はもちろん、防災・減災や区民の健康増進といった点を含め、さまざまな側面から暮らしやすい地域づくりに寄与しています。

もっとも、区内には一部アクセスに課題のあるエリアも存在しており、令和4(2022)年11月に事業計画案が公表された都心・臨海地下鉄新線の早期事業化に向けた取組やBRT\*等の充実はもとより、市街地や水辺空間の整備と併せて水上交通の活性化を図るなど、新たな交通手段についても検討する必要があります。

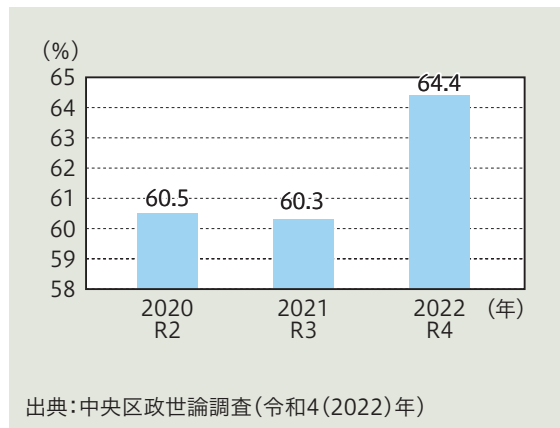
また、自転車や歩行者の回遊性を高めていく動きが、区内の再開発の機会も捉えて本格化しようとしています。特に、水辺環境が連続性を持って整備されることで、区内全域での回遊性向上が見込まれます。都市機能が集中する中においても、人々が水やみどりの豊かさを実感でき、移動自体を楽しみながら、自然と回遊したくなる仕組みづくりが求められています。

参考データ

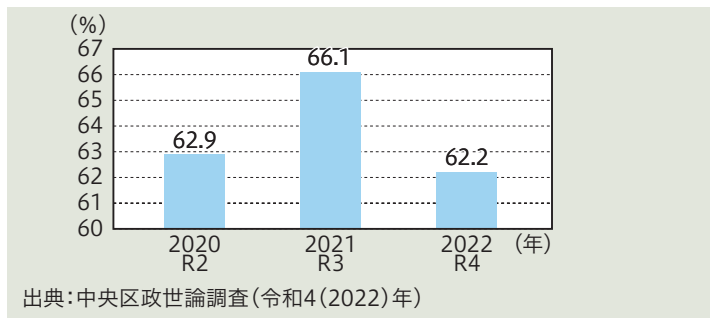
■区が管理する船着場利用回数の推移



■区の施策として「公園・緑地・水辺」が重要であると考える人の割合の推移



■過去1年間にウォーキングを行ったことのある区民の割合の推移



\* BRT: Bus Rapid Transitの略称。連節バス、ICカードシステム、道路改良などにより、軌道系鉄道と比較しても遜色のない機能を有し、かつ柔軟性を兼ね備えたバスをベースとした都市交通システムを指す。

## 構成する区的主要取組

### (1) 水上交通の活性化促進 6-1(13)

#### 新たな舟運の整備

隅田川や日本橋川、朝潮運河など、都内随一の水辺空間を有する本区にふさわしい舟運ルートを、東京都や舟運事業者と連携して開設し、船を観光資源としてだけでなく、区民の新たな移動手段として定着させる

### (2) 水辺環境の整備 5-1(7)

#### 誰もが快適に水辺の散策を楽しむことができる環境の整備

朝潮運河沿いや隅田川テラス等に自然環境や周辺景観との調和にも配慮した水辺空間を創出。水辺の遊歩道を連続化し回遊性を高めるとともに、大規模開発等の機会を捉え、水辺の魅力を存分にいかしたまちづくりを推進

### (3) 都市を活性化する基盤整備 5-1(4) 6-2(3) 6-2(7)

#### 交通インフラ整備や再開発を契機とした水とみどりのネットワークの形成

東京高速道路(KK線)再生方針や築地川アメニティ整備構想の連携による銀座・築地周辺みどりのプロムナード構想の実現など、区内の大規模都市基盤整備の機会を捉え広域的な水とみどりのネットワークを形成

### (4) みどりや文化財を活用した楽しめる回遊空間の創出 5-1(3) 9-2(5)

#### 区民文化財の指定・登録や既存文化財の充実

区内に存在する歴史・文化遺産について、区民文化財の指定・登録や文化財説明板の設置をすすめるとともに、周辺を緑化するなどの環境を整備することで、区民や来街者が区の歴史・文化に気軽に触れ、みどりも楽しみながらまちを回遊することができる空間を創出

### (5) アクセシブルツーリズムの推進 7-3(4)

障害の有無や年齢にかかわらず、すべての人が移動やコミュニケーションにおける困難さを克服し、安全・安心に区内観光を楽しむことができるアクセシブルツーリズムの推進

### (6) 災害対策用物資・防災設備の充実および救援物資調達体制の強化 4-1(3)

防災船着場の整備による救援物資の調達体制の拡充など、水路を活用した災害対応力を強化

### (7) ゼロカーボン機運の醸成 4-1(15) 5-2(1) 8-1(1)

幼少期からの環境教育の実施やSDGsをテーマとした消費生活展などを通じた水辺環境や環境保全への理解促進

### (8) 健康づくり・生活習慣病予防 1-1(9) 2-3(2)

区内の歴史的なスポットや水とみどりを楽しみながら歩けるウォーキングマップを活用したさらなる健康づくりの推進

### (9) 子どもたちが自然に触れる機会の確保 2-1(1) 8-1(4)

保育園におけるバスさんぽ、小中学校における林間学校や移動教室、学校内でのビオトープ、自然菜園など、幼少期から水やみどりといった自然に親しむ機会を確保

### (10) 共生に向けた取組の推進 1-2(5) 3-1(5) 5-1(9)

飼い主のいない猫の保護・譲渡活動への支援やペット適正飼養の普及・啓発、受動喫煙防止対策などを通じた生活環境の向上および花と苗木の即売会などを通じた区民がみどりや草花に囲まれた環境づくりの推進

## 03 コミュニティ活性化プロジェクト

地域コミュニティが多様な担い手により支えられ、各コミュニティにおける取組やイベントが活発に行われる中で自然と交流が生まれる、災害時はもちろん、常日頃から住民同士が助け合えるまちづくりを進めていきます。



### SDGsのゴールとの関係



### 達成度の目安となる指標(KPI)

	KPI	現状値	5年後(2027年度末)の目標値
1	中央区に対して愛着心を感じている人の割合	85.4%(2022年中央区政世論調査)	88.0%
2	中央区への定住意向のある人の割合	85.2%(2022年中央区政世論調査)	88.0%
3	地域イベントを実施した町会・自治会の割合	10.2%(2021年度)*1	85.0%
4	防災拠点において住民参加型(役員訓練を除く)の防災訓練を実施した割合	14か所/21か所 66.6%(2022年度)*2	100.0%
5	多様な地域活動*3に意欲のある人の数	2,705人	3,300人



## 区民主体のイベントを通じて、 まち中を顔なじみにします

**取組名** コミュニティ醸成に向けた支援

### ■みんなでつくり上げ、参加することができるイベントの実施

地域の絆を強め、交流の場となるイベント等について、区民や企業、地域の総意を後押しし、開催を積極的に支援するとともに、区民の関心が高い防災、福祉、環境をテーマにしたイベントやより実践的な防災訓練などへの幅広い世代の主体的な参画を促進することで、顔なじみになれる場を創出

### プロジェクトを構成する他の取組

- さまざまな絆が生み出す「地域力」の向上
- 地域生活課題解決のための包括的支援体制の構築 他

#### 10年後(2032年度末)の目標値

90.0%
90.0%
100.0%
100.0%
4,000人

\*1 令和元(2019)年度実績 66.1%

\*2 令和元(2019)年度実績 19か所/21か所 90.5%

\*3 多様な地域活動とは、下記の活動を指します。(令和5(2023)年2月時点)

- |                       |                             |
|-----------------------|-----------------------------|
| ①元気高齢者人材バンク           | ⑧スポーツ指導者養成セミナー(スポーツ指導者・補助者) |
| ②防災ボランティア             | ⑨さわやか体操リーダー                 |
| ③地域コミュニティの担い手養成塾      | ⑩元気応援サポーター                  |
| ④場づくり入門講座             | ⑪花だんボランティア(緑のアダプト)          |
| ⑤ささえあいサポーター           |                             |
| ⑥ファミリー・サポート(提供会員)     |                             |
| ⑦区民カレッジ生涯学習サポーター養成コース |                             |

本区の現状・近年の動き

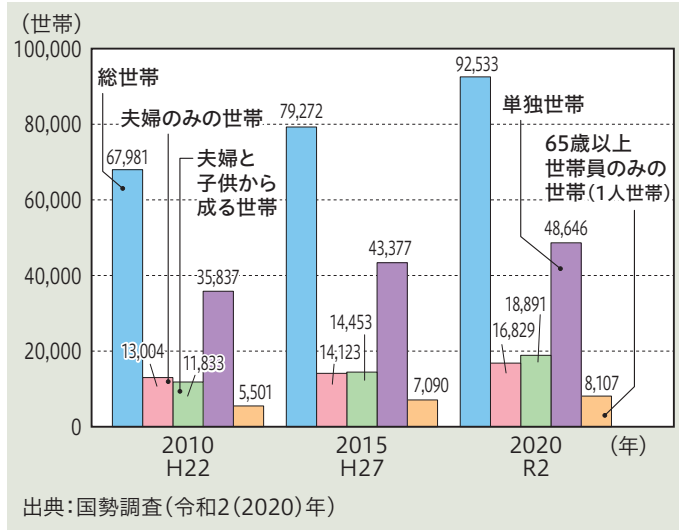
日本全体で人口減少に歯止めがかからない状況の中、本区の人口は令和2(2020)年4月に昭和29(1954)年以来66年ぶりに17万人を突破し、コロナ禍において伸び率は鈍化したものの、依然として30歳代・40歳代の子育て世代を中心に増加傾向を堅持しています。

住民の9割以上が共同住宅に居住し、定住期間も東京都の平均より短い本区では、地域コミュニティへの住民参加が大きな課題となっています。コロナ禍では多くの地域イベント等が中止や延期に追い込まれるなど、地域コミュニティの醸成が難しい状況に拍車がかかりました。住民が増加する一方で、主に若者世代を中心として地域コミュニティへの参加者が減少するなど、地域コミュニティを構成する担い手の不足といった課題も顕在化しています。

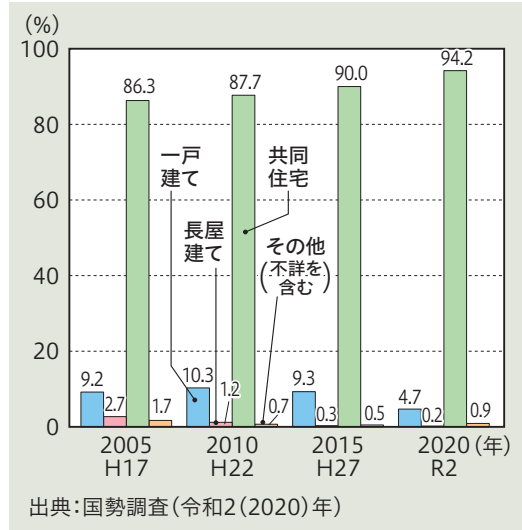
地域コミュニティは、地域ににぎわいをつながりをもたらすとともに、災害時の助け合いや地域課題の解決、地域の日常を支えるために欠かせない存在です。1人でも多くの区民に参加を促していくと同時に、コミュニティ同士がそれぞれの強みをいかして連携し活動の場を広げていくことが求められています。

参考データ

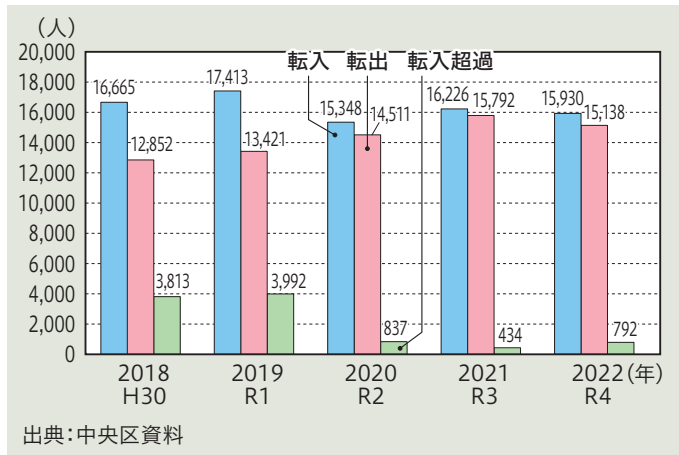
■ 単身世帯、ひとり暮らし高齢者数等の推移



■ 共同住宅等居住率の推移



■ 転入・転出者数等の推移



## 構成する区の主な取組

### (1) コミュニティ醸成に向けた支援 [4-1\(1\)](#) [4-1\(2\)](#) [5-2\(1\)](#) [9-1\(2\)](#) [9-1\(3\)](#)

#### みんなでつくり上げ、参加することができるイベントの実施

地域の絆を強め、交流の場となるイベント等について、区民や企業、地域の総意を後押しし、開催を積極的に支援するとともに、区民の関心が高い防災、福祉、環境をテーマにしたイベントやより実践的な防災訓練などへの幅広い世代の主体的な参画を促進することで、顔なじみになれる場を創出

### (2) さまざまな絆が生み出す「地域力」の向上 [6-2\(5\)](#) [6-2\(10\)](#) [9-1\(4\)](#)

#### 地域課題の解決に向けた団体間・世代間におけるネットワークの形成、強化

地域の課題解決に向けて、町会・自治会をはじめとした各団体が取り組む活動を支援するとともに、住民や企業、団体等の参画、連携によるエリアマネジメントへの側面的支援を行うなど、地域の個性をいかして価値を高めていくまちづくりを推進

### (3) 地域生活課題解決のための包括的支援体制の構築 [3-2\(1\)](#) [3-2\(2\)](#)

#### 8050問題<sup>\*1</sup>やダブルケア<sup>\*2</sup>など、複雑化・複合化した地域生活課題を解決するための包括的な支援体制の構築

地域住民が世代や属性を越えて交流できる多世代交流拠点、個別の活動と人のコーディネートや活動主体相互のネットワークづくりなど、住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進するとともに、住民に身近な地域で相談を包括的に受け止め、適切な支援につなぐ体制を整備

### (4) 地域の人々に親しまれ頼られるコミュニティ機能の強化 [7-1\(5\)](#)

商店街のイベントや子ども商店街体験学習を通じて、区民等が地域や商店街への理解を深める機会を拡大

### (5) 地域の担い手の養成・支援 [8-2\(4\)](#) [9-1\(1\)](#)

少年リーダー養成研修会や青年リーダー組織への支援、地域コミュニティの担い手養成塾などを通じた地域人材の育成・支援

### (6) 誰もが生涯を通じて交流できる場の整備 [1-1\(3\)](#) [2-1\(8\)](#)

あかちゃん天国やプレママ教室、健康福祉まつりなど多様な世代が不安を解消し仲間づくりができる場を提供

### (7) 分譲マンション管理組合の活動支援 [4-2\(6\)](#)

マンション管理士派遣や管理セミナーなどにより、分譲マンション管理組合の活動を支援するとともに、中央区分譲マンション管理組合交流会を通じ、管理組合の横のつながりの場を提供

### (8) 高齢者の保健・介護予防の一体的実施 [2-3\(3\)](#)

保健・介護予防事業の一体的な実施を通じて、高齢者にさまざまな社会参加の場や機会を提供するとともに、多様な主体による健康づくりの場を拡大

### (9) まちのクリーン活動の促進 [5-2\(9\)](#)

まちかどクリーンデーなどのクリーン活動を通じた地域コミュニティ意識の醸成

\*1 8050問題：子が安定した収入がないまま50代となり、養ってきた親も80代となって働くことが難しくなり、孤立や困窮に追い込まれてしまう世帯の問題

\*2 ダブルケア：1人の人や1つの世帯が同時期に介護と育児の両方に直面すること

## 04 経済活性化・文化振興プロジェクト

本区ならではの伝統と文化を守るとともに、新たな価値の創造も積極的に支援することで、区内の産業や観光に新たなにぎわいを創出し、誰もが訪れたい、働きたいと思えるまちを実現します。

### SDGsのゴールとの関係



### 達成度の目安となる指標(KPI)

	KPI	現状値
1	中央区関連ワードに関するWEB検索数	—
2	観光情報センターの来所人数	19,606人(2021年度)* <sup>1</sup>
	観光情報センターのHPアクセス数	423,009ビュー(2021年度)* <sup>2</sup>
3	創業支援事業を利用し、実際に起業した人数	231人(2021年度)
4	中央区ならではの伝統と文化を身近に感じる区民の割合	—
5	「中央区まるごとミュージアム」参加者数	29,000人(2021年度)* <sup>3</sup>





## 各エリアが育んできた個性を最大限引き出し、それぞれの強みを戦略的にPRします

**取組名** 多様な主体との連携による観光施策の推進

### ■各都市の観光トレンドに合わせた戦略的なプロモーション(海外への情報発信強化)

区内各エリアの個性や強みを効果的に発信するとともに、海外市場ごとの動向や来街者の出身地、属性やニーズに応じたアウトリーチ型のプロモーションを実施することにより、インバウンドの拡大を図る

### プロジェクトを構成する他の取組

- 地域の特色に合わせた産業支援対策
- 生涯学習や観光資源としての文化財活用 他

提供: ゲットィ イメージズ

5年後(2027年度末)の目標値	10年後(2032年度末)の目標値
2023年度の年間検索数より増加	2027年度の年間検索数より増加
年間7万人	年間10万人
年間100万ビュー	年間150万ビュー
年間306人	年間340人
2023年度の中央区政世論調査の数値より増加	2027年度の中央区政世論調査の数値より増加
73,000人	80,000人

\*1 令和元(2019)年度実績 66,489人  
 \*2 令和元(2019)年度実績 630,743ビュー  
 \*3 令和元(2019)年度実績 73,000人

本区の現状・近年の動き

小売や観光業など第三次産業が中心で、来街者による消費に大きく依存する本区経済は、コロナ禍における外出制限や入国制限などにより甚大な影響を受けました。今後、消費を喚起し地域経済を好循環の軌道に乗せていくためには、本区の有するさまざまな観光資源を国内外に向けて積極的・戦略的にPRし、回復が予想される観光需要を確実に取り込んでいかなければなりません。

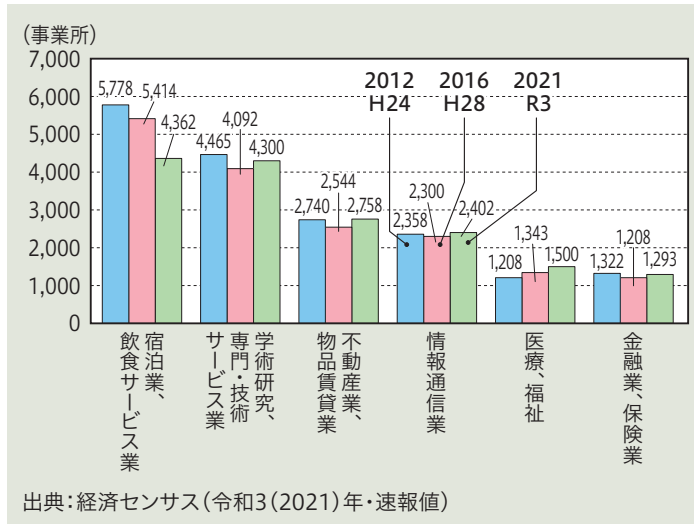
また、地域課題の解決やにぎわいの創出に大きな役割を果たしてきた町会・自治会、商店街などに対して、各団体の状況に寄り添い、希望に合う支援を行うことで、地域の魅力を引き出し、活性化していくことも重要です。

江戸開府以来、本区は東京の経済・文化の中心地として発展を遂げており、区内の各エリアはそれぞれの歴史に裏打ちされた特色があります。開発による人口流入が続く中でも、誰もが自分のまちに誇りを持ち、住み続けたいと思えるまちになるためには、ハードや環境面での整備に加えて、こうした本区の魅力について知り、学ぶ機会を充実する必要があります。

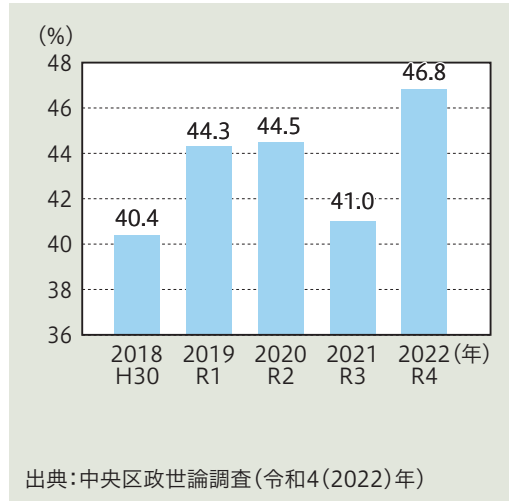
本区がこれからも東京の経済・文化をリードし、多くの人に選ばれるまちであり続けるために、時代のニーズを的確に捉え、各地域の強みを最大限にいかした産業支援・文化振興を推し進めていくことが求められています。

参考データ

■区内事業所数の推移



■区の施策として文化等が重要と考えている人の割合の推移



■区内の文化財

分類	件数
中央区文化財	110件
国文化財	37件
東京都文化財	16件
合計	163件

出典：中央区資料(令和4(2022)年9月1日現在)

## 構成する区の名取

### (1) 多様な主体との連携による観光施策の推進 7-3(1) 7-3(6)

#### 各都市の観光トレンドに合わせた戦略的なプロモーション

区内各エリアの個性や強みを効果的に発信するとともに、海外市場ごとの動向や来街者の出身地、属性やニーズに応じたアウトリーチ型のプロモーションを実施することにより、インバウンドの拡大を図る

### (2) 地域の特色に合わせた産業支援対策 7-2(3)

#### 区内の各地域が有する特色や希望に合わせた産業支援

「若手起業家や新たな業種を取り込むエリアにしたい」「エリア名やイベントの認知度を向上させたい」など、各地域が希望する取組を時代のニーズに合わせて積極的に支援するとともに、地域に活力をもたらす中小企業への経営支援等を行うことで、地域経済を活性化

### (3) 生涯学習や観光資源としての文化財活用 8-3(4) 9-2(5)

#### 区の日常を共有できるデジタルを活用したアーカイブ化

郷土資料館で公開している収蔵品のデータベースや本の森ちゅうおうにおけるデジタル技術を活用した新たな取組に加え、区民等が撮影・記録した区の日常風景などを収集し、デジタルによるアーカイブ化を推進

### (4) 人が集まるにぎわい空間の創出 5-1(4) 6-2(3) 6-2(9) 6-2(10)

民間が行う再開発等による交通結節点やコミュニティ空間、集客施設等の整備を通じ、新たに人が集まるにぎわいの空間を創出

### (5) 誰もが活躍できる環境づくり 2-2(5) 2-3(1) 3-1(2) 3-1(4)

働き方や社会参加の在り方について、健康状態や生活の状況、年齢、性別、障害の有無にかかわらず自らの意思で選択でき、誰もが主体的に活躍できる環境づくりを推進

### (6) 区内の文化資源の活用 8-3(4) 9-1(2) 9-2(1) 9-2(3)

盆踊りなどの地域イベント、中央区まるごとミュージアム、まちかど展示館、区立図書館における企画展示など、本区の歴史と伝統、多様な魅力を区民・来街者に広く知ってもらう機会を充実

### (7) 生涯学習の場の提供 8-3(1)

中央区民カレッジを通じた区の伝統文化に関する理解促進と生きがいづくりの推進



## 第6章

# 計画の体系

計画の体系図

# 輝く未来へ橋をかける

将来像	輝く未来へ橋をかける																																											
	「中央区スタイル」を確立し、世界に輝く東京を創造			歴史と伝統を継承し、多彩な魅力があふれる美しいまちを形成				住みたい																																				
基本構想	一人一人の生き方が大切にされた安心できるまちを目指して						快適で安全な生活を都市環境が整備されたま																																					
	1 すべての人々が健康で安心して暮らせるまち		2 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち		3 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち		4 災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち		5 水とみどりあふ豊かな環境を未来へつなぐま																																			
基本政策	<table border="1"> <tr> <td>1-1 1</td> <td>1-2 2</td> <td>2-1 3</td> <td>2-2 4</td> <td>2-3 5</td> <td>3-1 6</td> <td>3-2 7</td> <td>4-1 8</td> <td>4-2 9</td> <td>5-1 10</td> <td>5-2 11</td> </tr> <tr> <td>ライフステージに応じた健康づくり</td> <td>健康危機管理対策の推進</td> <td>子どもが健やかに育つ地域づくり</td> <td>障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり</td> <td>高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり</td> <td>多様性を認め合う社会の構築</td> <td>すべての人の尊厳が守られる社会の推進</td> <td>地域ぐるみの防災力・防犯力の向上</td> <td>安心して住み続けられる住宅・住環境づくり</td> <td>水とみどりにつつまれたやすらぎのある空間づくり</td> <td>地球にやさしく美しいまちづくり</td> </tr> <tr> <td>健康</td> <td>生活衛生・保健医療</td> <td>子育て支援</td> <td>障害者福祉</td> <td>高齢者福祉</td> <td>共生社会・男女共同参画</td> <td>権利擁護・生活支援</td> <td>防災・危機管理・生活安全</td> <td>住宅・住環境</td> <td>公園・緑地・水辺</td> <td>環境保全</td> </tr> </table>											1-1 1	1-2 2	2-1 3	2-2 4	2-3 5	3-1 6	3-2 7	4-1 8	4-2 9	5-1 10	5-2 11	ライフステージに応じた健康づくり	健康危機管理対策の推進	子どもが健やかに育つ地域づくり	障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり	高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり	多様性を認め合う社会の構築	すべての人の尊厳が守られる社会の推進	地域ぐるみの防災力・防犯力の向上	安心して住み続けられる住宅・住環境づくり	水とみどりにつつまれたやすらぎのある空間づくり	地球にやさしく美しいまちづくり	健康	生活衛生・保健医療	子育て支援	障害者福祉	高齢者福祉	共生社会・男女共同参画	権利擁護・生活支援	防災・危機管理・生活安全	住宅・住環境	公園・緑地・水辺	環境保全
	1-1 1	1-2 2	2-1 3	2-2 4	2-3 5	3-1 6	3-2 7	4-1 8	4-2 9	5-1 10	5-2 11																																	
ライフステージに応じた健康づくり	健康危機管理対策の推進	子どもが健やかに育つ地域づくり	障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり	高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり	多様性を認め合う社会の構築	すべての人の尊厳が守られる社会の推進	地域ぐるみの防災力・防犯力の向上	安心して住み続けられる住宅・住環境づくり	水とみどりにつつまれたやすらぎのある空間づくり	地球にやさしく美しいまちづくり																																		
健康	生活衛生・保健医療	子育て支援	障害者福祉	高齢者福祉	共生社会・男女共同参画	権利擁護・生活支援	防災・危機管理・生活安全	住宅・住環境	公園・緑地・水辺	環境保全																																		
基本計画	<table border="1"> <tr> <td>(1)(2)(3) 1 2 3</td> <td>(1)(2)(3) 4 5 6</td> <td>(1)(2) 7 8</td> <td>(1)(2) 9 10</td> <td>(1)(2)(3)(4) 11 12 13 14</td> <td>(1) 15</td> <td>(1)(2)(3) 16 17 18</td> <td>(1)(2)(3)(4) 19 20 21 22</td> <td>(1)(2)(3) 23 24 25</td> <td>(1)(2)(3)(4) 26 27 28 29</td> <td>(1)(2) 30 31</td> </tr> <tr> <td>生涯を通じた食育の推進 ライフステージ・ライフスタイルに応じた健康づくりの推進 妊娠から子育て期までの切れ目のない母子支援</td> <td>生活衛生の向上 安全・安心な医療の確保</td> <td>子育て世代への支援 保育環境の整備</td> <td>地域生活を支える環境づくり 個のニーズに基づくサービスの提供</td> <td>互いに支え合う地域づくりの推進 自立支援を促進するサービスの充実 認知症ケアと在宅療養支援の推進 生涯現役社会の実現</td> <td>共生社会・男女共同参画の推進</td> <td>生活困窮者の自立支援 権利擁護・虐待防止 包括的支援体制づくり</td> <td>消費生活の安定・向上 犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進 地域特性に応じた防災対策の推進 地域防災体制の充実・強化</td> <td>多様な暮らしを支える住宅・住環境の整備 建築物の耐震化の推進</td> <td>緑化の促進 安全・快適な水辺環境の整備・充実 公園等の整備・充実</td> <td>快適で美しいまちづくりの推進 ゼロカーボンシティの推進</td> </tr> </table>											(1)(2)(3) 1 2 3	(1)(2)(3) 4 5 6	(1)(2) 7 8	(1)(2) 9 10	(1)(2)(3)(4) 11 12 13 14	(1) 15	(1)(2)(3) 16 17 18	(1)(2)(3)(4) 19 20 21 22	(1)(2)(3) 23 24 25	(1)(2)(3)(4) 26 27 28 29	(1)(2) 30 31	生涯を通じた食育の推進 ライフステージ・ライフスタイルに応じた健康づくりの推進 妊娠から子育て期までの切れ目のない母子支援	生活衛生の向上 安全・安心な医療の確保	子育て世代への支援 保育環境の整備	地域生活を支える環境づくり 個のニーズに基づくサービスの提供	互いに支え合う地域づくりの推進 自立支援を促進するサービスの充実 認知症ケアと在宅療養支援の推進 生涯現役社会の実現	共生社会・男女共同参画の推進	生活困窮者の自立支援 権利擁護・虐待防止 包括的支援体制づくり	消費生活の安定・向上 犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進 地域特性に応じた防災対策の推進 地域防災体制の充実・強化	多様な暮らしを支える住宅・住環境の整備 建築物の耐震化の推進	緑化の促進 安全・快適な水辺環境の整備・充実 公園等の整備・充実	快適で美しいまちづくりの推進 ゼロカーボンシティの推進											
	(1)(2)(3) 1 2 3	(1)(2)(3) 4 5 6	(1)(2) 7 8	(1)(2) 9 10	(1)(2)(3)(4) 11 12 13 14	(1) 15	(1)(2)(3) 16 17 18	(1)(2)(3)(4) 19 20 21 22	(1)(2)(3) 23 24 25	(1)(2)(3)(4) 26 27 28 29	(1)(2) 30 31																																	
生涯を通じた食育の推進 ライフステージ・ライフスタイルに応じた健康づくりの推進 妊娠から子育て期までの切れ目のない母子支援	生活衛生の向上 安全・安心な医療の確保	子育て世代への支援 保育環境の整備	地域生活を支える環境づくり 個のニーズに基づくサービスの提供	互いに支え合う地域づくりの推進 自立支援を促進するサービスの充実 認知症ケアと在宅療養支援の推進 生涯現役社会の実現	共生社会・男女共同参画の推進	生活困窮者の自立支援 権利擁護・虐待防止 包括的支援体制づくり	消費生活の安定・向上 犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進 地域特性に応じた防災対策の推進 地域防災体制の充実・強化	多様な暮らしを支える住宅・住環境の整備 建築物の耐震化の推進	緑化の促進 安全・快適な水辺環境の整備・充実 公園等の整備・充実	快適で美しいまちづくりの推進 ゼロカーボンシティの推進																																		
運区 営政	25 施策推進の基盤となる安定した行財政運営					持続可能な行財政運営																																						

# 人が集まる粋なまち

誰もがあこがれ、  
働きたい都心の実現

未来を切り拓く力を育む  
「創造の場」の構築

多様な絆が融合した  
「プロアクティブ・コミュニティ」の確立

送るための  
ちを目指して

輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまちを目指して

れる  
まち

6  
魅力ある都市機能と  
地域の文化を  
世界に発信するまち

7  
多彩な産業が地域に  
活力を与え、多様な人が集い  
にぎわうまち

8  
豊かな学びにあふれ  
健やかな体を育むまち

9  
人々のつながりが広がる  
文化の香りと平和に  
包まれたまち

5-3 12	6-1 13	6-2 14	7-1 15	7-2 16	7-3 17	8-1 18	8-2 19	8-3 20	8-4 21	9-1 22	9-2 23	9-3 24
循環型社会づくりの推進	都心にふさわしい基盤整備	地域文化をいかし未来を 実現するまちづくり	特色ある商業活力が融合し、 かがやきを放つ都心商業の 形成	時代の変化に対応し、 最先端の都市型産業として 進化する環境づくり	まちのいとなみを楽しむ 「都市観光」の推進	子どもたちの可能性が 開花する教育の推進	希望に満ち、次代を担う 子どもの育成	生涯にわたり学ぶ喜びを 分かち合える学習活動の 推進	スポーツの楽しさが広がる 環境づくり	さまざまな絆が生み出す 「地域力」の向上	豊かな心を育む 文化活動の振興	国や地域を越えた交流が 深まり多様な価値観が 共生するまちづくり
循環型社会	道路・交通	地域整備	商業振興	産業振興	観光	学校教育	家庭教育への支援・ 青少年健全育成	生涯学習	スポーツ	コミュニティ	文化振興	国際交流・地域間 交流・平和
(1)(2) 32 33 環境に対する意識啓発と発生抑制の促進 清掃・リサイクル事業の推進	(1)(2)(3)(4) 34 35 36 37 快適な歩行環境の拡充 交通環境の改善 まちなみに調和した風格のあるまちづくり	(1)(2) 38 39 世界に発信する魅力的なまちづくり 地域の個性をいかした良好なまちづくり	(1)(2) 40 41 地域商店街の活性化 都心商業の推進	(1)(2) 42 43 雇用・就労・勤労者福祉の充実 企業活動の活性化と経営の支援	(1)(2) 44 45 来街者受入環境の充実 都市観光によるにぎわいの創出	(1)(2)(3) 46 47 48 豊かな心・温かな人間関係を育む教育の推進 個性や能力を伸ばす教育の推進 健康な体づくりの推進	(1)(2) 49 50 健全育成活動の推進 家庭の教育力の向上	(1)(2) 51 52 生涯を通じた学習活動の推進 図書館サービスの推進	(1)(2)(3) 53 54 55 身近にスポーツ活動ができる環境づくり ライフステージに応じた生涯スポーツの推進	(1)(2) 56 57 協働の推進 都心コミュニティの活性化	(1)(2) 58 59 歴史的・文化的遺産の保存・活用 区民の文化活動の振興	(1)(2) 60 61 平和意識の普及・啓発 区民の国際交流・地域間交流の推進

公共施設等の総合的かつ計画的な管理

さまざまな主体との協働

SDGsとは

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年を年限とする国際目標です。SDGsは持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され、先進国を含むすべての国々の共通目標となっています。

SDGs達成のためには、「誰一人取り残さない」包摂的な社会をつくっていくことが重要であると強調されており、国家レベルだけではなく自治体レベルでの取組が期待されています。

本計画が示す施策の方向性は、SDGsと軌を一にしているため、本計画に掲げる取組を推進することで、持続可能なまちの実現につながっていきます。



本計画の施策とSDGsの17のゴールとの対応関係

基本政策	施策
すべての人々が健康で安心して暮らせるまち	1 ライフステージに応じた健康づくり
	2 健康危機管理対策の推進
誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち	3 子どもが健やかに育つ地域づくり
	4 障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり
	5 高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり
互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち	6 多様性を認め合う社会の構築
	7 すべての人の尊厳が守られる社会の推進
災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち	8 地域ぐるみの防災力・防犯力の向上
	9 安心して住み続けられる住宅・住環境づくり
水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち	10 水とみどりにつつまれたやさらかな空間づくり
	11 地球にやさしく美しいまちづくり
	12 循環型社会づくりの推進
魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち	13 都心にふさわしい基盤整備
	14 地域文化をいかし未来を実現するまちづくり
多彩な産業が地域に活力を与え、多様な人が集いにぎわうまち	15 特色ある商業活力が融合し、かがやきを放つ都心商業の形成
	16 時代の変化に対応し、最先端の都市型産業として進化する環境づくり
	17 まちのいとなみを楽しむ「都市観光」の推進
豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち	18 子どもたちの可能性が開花する教育の推進
	19 希望に満ち、次代を担う子どもの育成
	20 生涯にわたり学ぶ喜びを分かち合える学習活動の推進
	21 スポーツの楽しさが広がる環境づくり
人々のつながりが広がる文化の香りと平和に包まれたまち	22 さまざまな絆が生み出す「地域力」の向上
	23 豊かな心を育む文化活動の振興
	24 国や地域を越えた交流が深まり多様な価値観が共生するまちづくり





SDGsのゴールとの関係																	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
貧困	飢餓	健康福祉	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長	産業	平等	まちづくり	生産消費	気候変動	海洋資源	森林・土地	平和・公正	協働	



## 9つの基本政策

- 1 すべての人々が健康で安心して暮らせるまち
- 2 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち
- 3 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち
- 4 災害・犯罪に強く  
いつまでも住み続けられるまち
- 5 水とみどりあふれる豊かな環境を  
未来へつなぐまち
- 6 魅力ある都市機能と地域の文化を  
世界に発信するまち
- 7 多彩な産業が地域に活力を与え、  
多様な人が集いにぎわうまち
- 8 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち
- 9 人々のつながりが広がる文化の香りと  
平和に包まれたまち

### 【掲載データの考え方】

- 属性の記載がないものについては、中央区に関する情報を記載しています。
- 他自治体や国など、本区以外の属性に関する情報が記載されている場合は、その旨記載しています。
- 端数処理して表示しているものがあるため、合計値が一致しない場合があります。

## 基本政策

## 1

## すべての人々が 健康で安心して暮らせるまち

### 10年後の中央区の姿

- 区民一人一人が健康の大切さを自覚し、ライフステージに応じて主体的に健康づくりに取り組み健康を維持しています。また、妊娠期から子育て期までの切れ目のない母子支援体制のもと、安心して妊娠・出産・育児に臨むことができます。
- 感染症予防方法の普及・啓発が進むとともに、関係医療機関との連携が強化され、感染症発生時においても被害が最小限に抑えられています。また、ホテルや飲食店、診療所などの施設を安全・安心に利用できる衛生環境が保たれています。

## 施策 1-1

### ライフステージに応じた健康づくり

## 健康分野

## 施策 1-2

### 健康危機管理対策の推進

## 生活衛生・保健医療分野

基本政策  
1

## すべての人々が健康で安心して暮らせるまち

## 施策 1-1

## ライフステージに応じた健康づくり

## 健康分野

SDGsのゴール  
との関係

## 施策の目標

- より高い生活の質を伴って日常生活を過ごせるよう、「健康寿命の延伸」を目指すとともに、病気や障害があっても、自らの能力を最大限にいかし、いきいきと暮らせるよう「主観的健康観の向上」を目指します。
- 出産・育児を行うすべての保護者が、心身ともに健康に子育てしていくため、身近な地域で支援を必要とする家庭が適切なサポートを受けられる環境を整備していきます。
- 生活習慣病予防に関する正しい知識を習得し、自ら健康を管理し、心身ともに健やかな毎日を過ごせるよう支援していきます。
- 区民一人一人が食べることを大切に捉え、食に関する正しい知識や食を選ぶ力を身に付け、健全な食生活を実践できるよう、生涯を通じた食育を推進していきます。

## 現状と課題

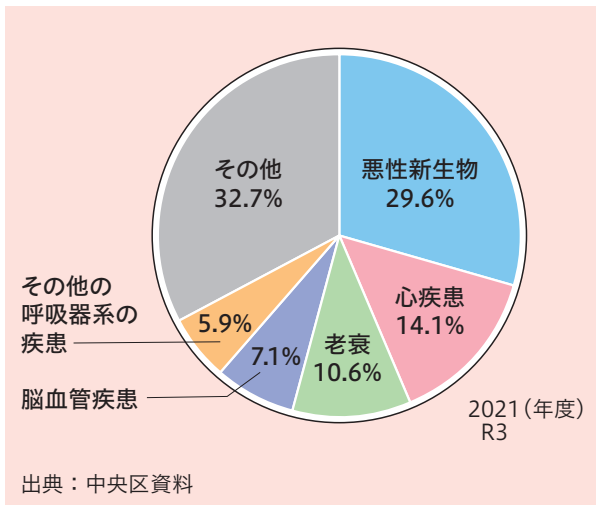
- 本区では、30歳代、40歳代を中心とした子育て世代が増加しています。また、核家族化が進行し、家族からの育児支援が得られにくくなることも想定されます。このため、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するための相談支援体制を強化するなど、保護者の不安が軽減され、安心して子育てができる環境の充実が求められています。
- 主要な死亡原因であるがん、心疾患、脳血管疾患に加え、重大な合併症の恐れがある糖尿病等の生活習慣病の発生予防と重症化予防への取組は、区民の健康寿命の延伸を図る上で大きな課題となっています。新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたテレワークやオンラインショッピングなどの普及拡大による在宅時間の増加に伴い、外出する機会が減少し運動不足となった方も多く見受けられます。生活習慣病の発症・進行には、日頃の食

習慣、運動不足、喫煙、飲酒等が大きく影響するとされています。子どもの頃から正しい生活習慣を身に付け、高齢になっても健康でいられるよう、生涯を通じた健康づくりが重要です。また、不安や悩みについて、誰にも相談できずに長期間一人で抱え込むことで、精神や身体に悪い影響を及ぼし、うつ病などこころの病気を引き起こすケースが少なくありません。そのため、相談場所・窓口を周知し、精神科専門医等がさまざまな相談に応じることで、こころの問題を早期に発見し、治療や社会復帰に向けた支援をしていくことが重要となっています。

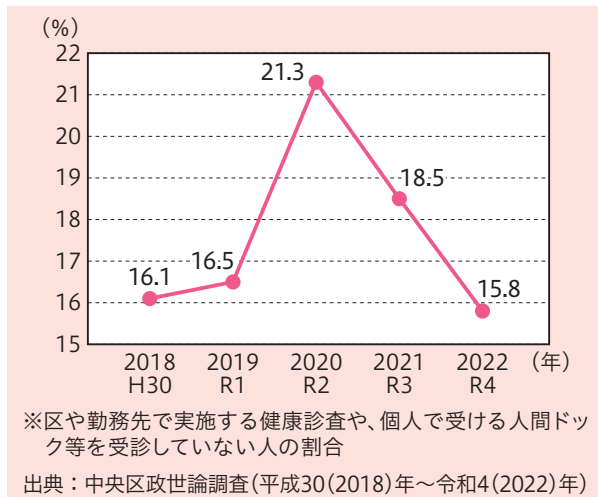
- 1日3回主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスのよい食事をしている区民が減少傾向にあります。このため、幼少期から高齢期までのライフステージに応じた食育を通じて、栄養バランスに配慮した食事や健全な食生活を実践するための支援が必要です。

## 現状データ

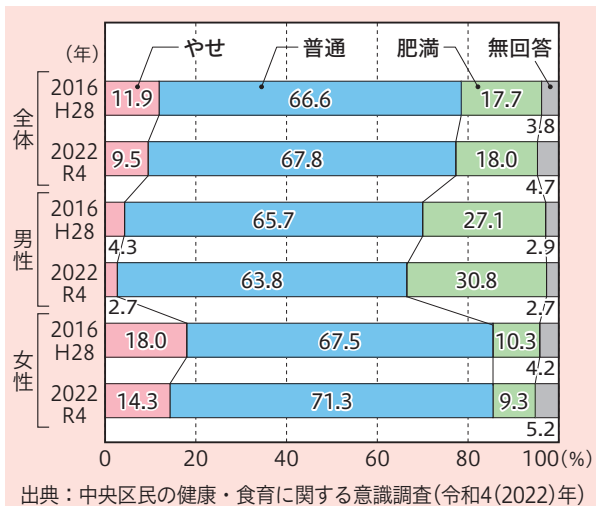
■ 主要な死因内訳



■ 健康診査を受けていない人の割合の推移\*



■ 肥満およびやせの状況

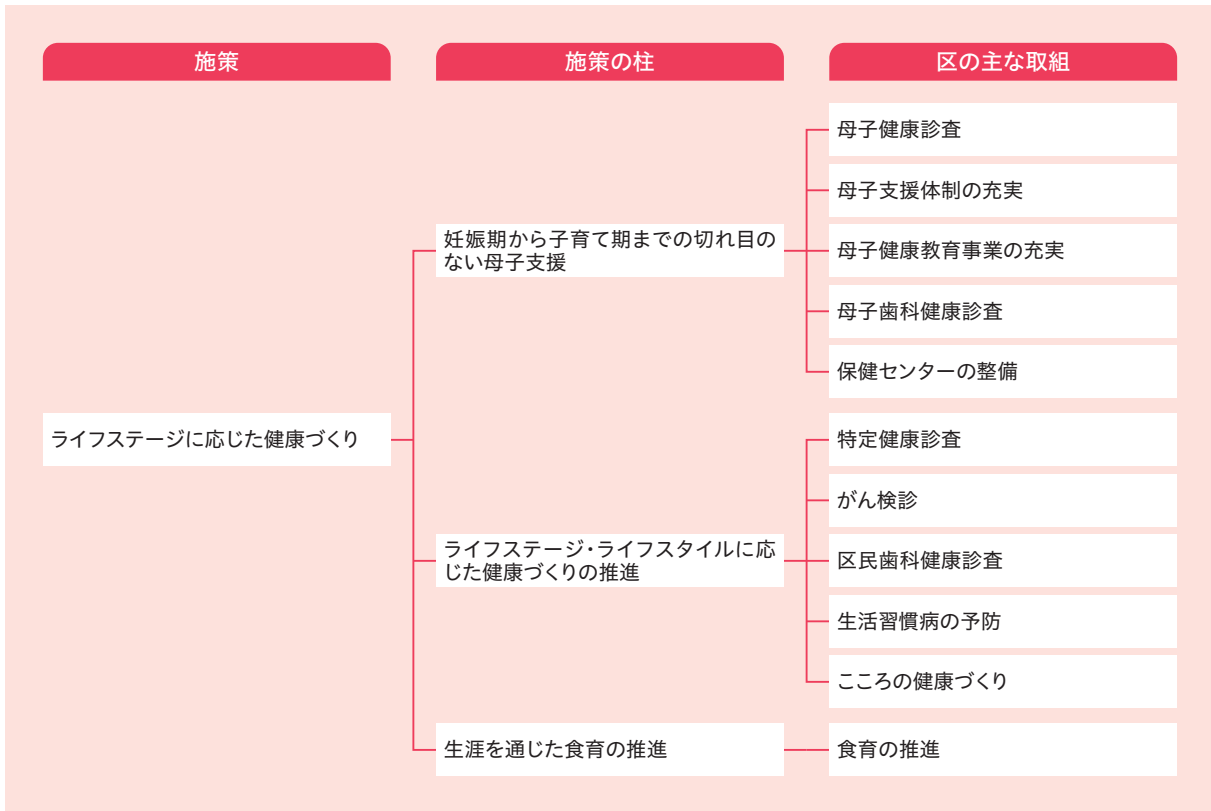


■ 食生活に関する調査

項目	年	2016 H28	2022 R4
1日3回、主食・主菜・副菜をそろえた食事をしている区民の割合	子ども	35.0%	35.1%
	成人	17.3%	16.8%
野菜の1日当たりの平均摂取量	成人	162.5g	154.5g
朝食を毎日食べる区民の割合	子ども	90.2%	84.4%
	成人	74.7%	71.0%

※令和4(2022)年は、成人：18歳以上、子ども：17歳以下  
※平成28(2016)年は、成人：20歳以上、子ども：19歳以下  
出典：中央区民の健康・食育に関する意識調査(令和4(2022)年)

施策の体系



施策の柱と区の主な取組

妊娠期から子育て期までの切れ目のない母子支援

(1) 母子健康診査

母体や胎児の健康を守るため、妊婦健康診査や妊娠確定後の検査、超音波検査および新生児聴覚検査等の費用の一部助成を行います。また、保健師や母子保健コーディネーターによる妊婦への面接を通して適切な支援を提供するための状況把握等に努めます。乳幼児の健康診査では、健康上問題のある場合は早期の治療を促すとともに、未受診の家庭に対しては、その理由や背景等を調査し、支援が必要と考えられる家庭について、関係機関と連携しながら適切に対応します。

(2) 母子支援体制の充実

妊娠期から子育て期にわたるさまざまな悩み等に対応するため、地域の医療機関、関係機関と連携して、妊婦面接や産後ケア、子どもの事故防止対策などのきめ細かいサポートを継続的に行います。また、保健師等が妊産婦の状況を継続的に把握し、支援が必要と判断した妊産婦については、保健所・保健センターと子ども家庭支援センター(児童館)が妊産婦・乳幼児の情報共有や支援方針を協議し、連携



しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子ども子育て応援ネットワーク」を継続して提供することで、母子保健分野と子育て支援分野の両面から支援します。

### (3) 母子健康教育事業の充実

妊婦の健康や妊娠中の不安解消、子育てに関する知識の普及等を目的とした「プレママ教室」、  
「働く女性のためのプレママ教室」、「パパママ教室」などを実施します。また、地域の医療機関、関係  
機関と連携しながら発達段階に応じた育児等の知識を普及していきます。

### (4) 母子歯科健康診査

「歯と口の健康づくり」を推進し、「食べる力」を育むため、生後11カ月児から就学前児に対し、歯科  
健康診査および「食」「食べ方」「口の機能発達」等に関する歯科健康相談・支援を行うとともに、必要  
に応じて3歳未満児にむし歯予防処置等を行います。また、歯周疾患が発生しやすくなる妊産婦を対象  
に、地域歯科医療機関と連携しながら、産前産後歯科健康診査を実施します。

### (5) 保健センターの整備

月島地域全体の人口増加を踏まえ、区民の健康の保持増進と利便性向上を図るため、晴海地区の  
母子保健サービスを主体として担う新たな保健センターを令和6(2024)年度に整備します。

## ライフステージ・ライフスタイルに応じた健康づくりの推進

### (6) 特定健康診査

特定健康診査を実施し、必要に応じて、ライフスタイルに合った食生活の指導や運動習慣の定着に  
向けたアドバイス等、メタボリックシンドローム解消に向け生活習慣改善を継続的に支援する特定保健  
指導を行います。また、要介護状態になるリスクが高い方を早期に把握するため、65歳以上を対象に  
フレイル予防健診を行います。

### (7) がん検診

主要な死亡原因である「がん」の早期発見・早期治療のため、胃がん、子宮がん、肺がん、大腸がん、  
乳がん、前立腺がん検診を実施します。医療機関との連携を図り、受診しやすい体制を充実させること  
で受診率向上に努めます。また、検診が正しく行われなければ効果を発揮することができないため、検診  
の精度管理(検診が正しく行われているか評価し不備な点を改善すること)を行い、質の高い検診の  
実施に努めます。

### (8) 区民歯科健康診査

若年期からの成人歯科健康診査により、歯周病の早期発見と予防指導を行い、歯と口の健康増進を図ります。また、介護予防、窒息や誤えん性肺炎予防を図るため、高齢者歯科健康診査において口腔清掃状況や口腔機能状況等を継続的にチェックし、生活の質の維持・向上を支援します。

### (9) 生活習慣病の予防

30歳・35歳を対象とした健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見や改善指導、正しい知識の普及による予防の強化を図ります。また、ライフスタイルの多様化を踏まえ、区内の歴史的スポットや、水とみどりを楽しみながら歩けるウォーキングマップを活用した健康づくりを提案するなど、区民が空き時間を利用し、気軽に健康づくりに取り組むことができるよう支援を行います。さらに、生活習慣病予防のための教室や講演会等の機会を活用して、生活習慣病予防のための正しい知識の普及・啓発を図ります。

### (10) こころの健康づくり

精神科専門医や保健師がさまざまな相談に応じ、こころの問題の早期発見・早期治療と社会復帰を支援します。また、精神疾患への正しい理解と対応、こころの健康の維持・増進のため、講演会を開催するなど普及・啓発を推進します。

外見の変化を伴うがん治療中の方に対しては、ウィッグ(かつら)や胸部補整具の購入費用の一部助成を通じて、就労等の社会参加を支援します。

さらに、身近な人の自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応を図ることができる人材を育成するためゲートキーパー養成講座を実施するとともに、専門家や関係機関等で構成する中央区自殺対策協議会を通じて、自殺対策に関する情報共有・連携を図るなど、自殺対策を総合的に推進していきます。

## 生涯を通じた食育の推進

### (11) 食育の推進

栄養バランスに配慮した食事をするのが健康の基本であることを広く周知するため、食育情報の発信を強化するとともに、食育への関心度を高めるため、本区食育野菜キャラクターやデジタルツールの効果的な活用を推進していきます。また、幼い頃からの健全な食生活の確立が将来の健康づくりにつながることから、家庭や学校、幼稚園、保育所等と連携した食育の取組を推進していきます。



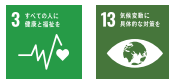
基本政策  
1

## すべての人々が健康で安心して暮らせるまち

## 施策 1-2

## 健康危機管理対策の推進

生活衛生・保健医療分野

SDGsのゴール  
との関係

## 施策の目標

- 区民が感染症の流行状況に応じた予防や対応を適切に講じることができるよう、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、区民の命と健康を守るため、感染症発生時の危機管理体制を強化していきます。
- 区民や多くの来街者が安全・安心かつ快適に、理容所等の環境衛生関係施設や飲食店等の食品衛生関係施設、診療所等の医療関係施設等を利用できるよう、それぞれの施設の衛生管理の特性を踏まえた監視指導を徹底し、生活衛生の向上に取り組みます。
- 区民に対して正確な医療情報を提供することに加え、緊急時や災害時においても診療所や薬局等と連携を図り、区民が安全に安心して医療を受けることができる体制の整備を促進していきます。

## 現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大期には、感染者の急増に伴い保健所や医療機関などへ発熱相談等が殺到し、保健所における感染者の把握や自宅療養者の健康観察などの患者対応業務がひっ迫したことで、陽性者への連絡に時間を要し、保健所等への電話もつながりにくい状況が発生しました。全庁を挙げての応援体制やICTを活用した疫学調査の効率化、関係機関同士の緊密な連携など、この間培った経験を、区民の命と健康を守るために今後の健康危機管理対策にいかしていくことが求められています。
- 今後も、新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザなどの新興感染症や結核等の再興感染症、デング熱等の輸入感染症など、さまざまな感染症が流行する懸念があります。感染症を防止するための予防接種の推進のほか、感染症に対する知識の普及・啓発、医師会や区内医療機関との連携を強化するなどの対策が必要です。

- 本区には、都心の商業地域としての知名度や交通利便性の高さから、理容所、劇場、ホテル等不特定多数の人が利用する施設が多く存在しているため、監視指導を徹底し、施設の衛生水準や利用者の安全を確保することが重要です。また、HACCP(食品の安全を確保する衛生管理の手法)による衛生管理の導入について支援を図るとともに、食品衛生関係施設の監視指導を徹底し、食の安全・安心を確保していく必要があります。
- 区民の命と健康を守るためには、必要な医療を、誰もが、いつでも、どこでも、適切に受けることができる体制が不可欠です。診療所、薬局等の医療関係施設の監視指導を図るとともに、大規模災害等の発生に備えて、関係機関との連携による初動体制構築の促進と、東京都や近隣区とのさらなる連携強化に取り組むことが求められています。

## 現状データ

### ■感染症発生届出状況

(単位：件)

分類	年度	2018			
		H30	R1	R2	R3
一類感染症 (エボラ出血熱等)		0	0	0	0
二類感染症 (結核、ポリオ等)		27	34	38	40
三類感染症 (腸管出血性大腸菌感染症等)		2	5	3	4
四類感染症 (A型肝炎、デング熱等)		10	13	8	5
五類感染症 (インフルエンザ、梅毒等)		147	89	96	176
新型インフルエンザ等 感染症		0	23	7,614	54,007
※うち新型コロナウイルス 感染症		0	23	7,614	54,007

出典：中央区資料

### ■環境衛生関係施設数および監視指導状況

(単位：件)

業態別	年度	2021		2018	
		R3	監視指導 件数	H30(参考)	監視指導 件数
理容所		159	16	162	12
美容所		922	156	773	158
クリーニング所		305	28	300	71
コインオペレーションクリーニング営業施設		25	2	23	3
興行場		37	0	36	3
旅館		210	56	179	139
公衆浴場		54	25	51	19
プール		35	30	33	38
水道施設		6,795	7	7,125	5
温泉利用施設		3	2	2	4
墓地・納骨堂		9	0	9	0
特定建築物(3,000~10,000㎡)		725	10	724	2
特定建築物(10,000㎡を超えるもの)		279	0	274	0

※最新データと新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない平成30(2018)年度を比較

出典：中央区資料

### ■食品衛生関係施設数および監視指導状況

(単位：件)

業態別※	年度	2021		業態別	2018	
		R3	監視指導 件数		H30(参考)	監視指導 件数
飲食店営業 (喫茶店を含む)		11,399	2,944	飲食店営業	11,199	4,160
菓子製造業		912	266	喫茶店営業	1,386	467
—		—	—	菓子製造業	796	594
食肉販売業		311	89	乳類販売業	879	310
魚介類販売業		321	172	食肉販売業	548	365
その他の 販売・製造業		847	370	魚介類販売業	640	828
集団給食施設		322	1,292	その他の製造業	764	465
ふぐ取扱所など		1,138	186	その他の販売業	5,034	2,807
営業届出		3,551	811	集団給食施設	373	266
食鳥処理業		21	3	ふぐ取扱所など	1,470	354
				—	—	—
				食鳥処理業	25	22

### ■食中毒発生状況

(単位：件)

年度	2017	2018	2019	2020	2021
	H29	H30	R1	R2	R3
件数	7	8	8	3	1

出典：中央区資料

※令和3(2021)年6月食品衛生法改正による業態再編

※最新データと新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない平成30(2018)年度を比較

出典：中央区資料

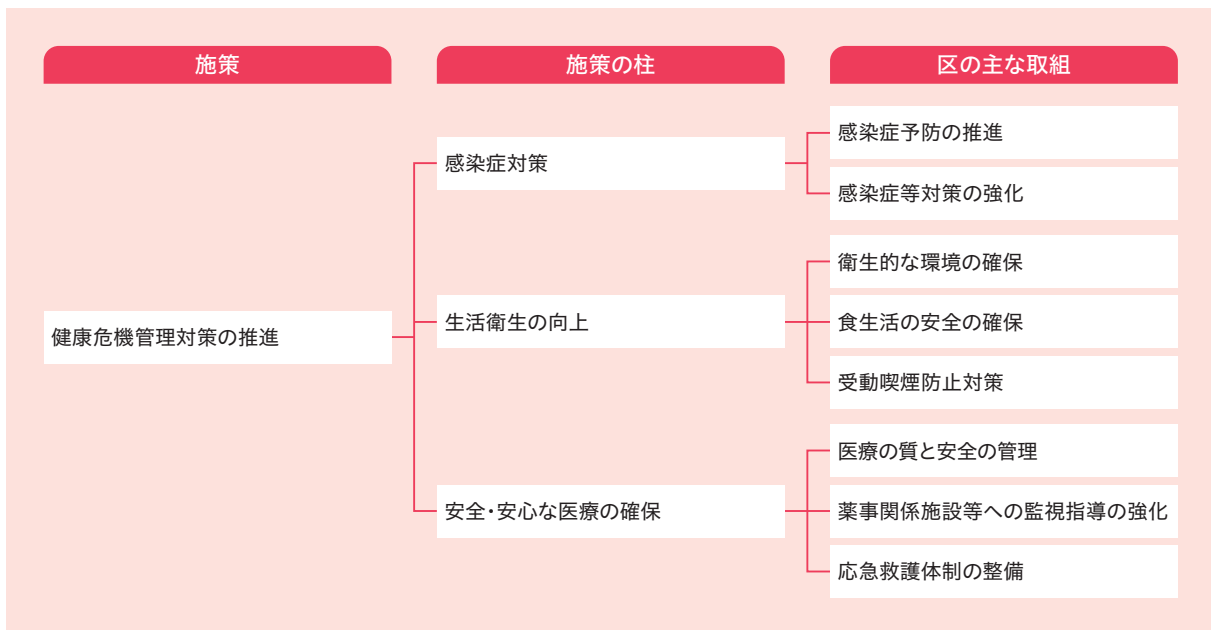
■医療関係施設数および監視指導状況

(単位：件)

区分	年度	2021 R3		2018 H30(参考)	
		施設数	監視指導件数	施設数	監視指導件数
診療所		720	182	594	146
歯科診療所		473	47	459	56
毒物劇物販売業		810	129	828	253
薬局		143	78	149	128
店舗販売業		101	37	98	97
麻薬小売業		121	70	118	84
薬局製造販売医薬品	製造業	11	4	12	7
	製造販売業	11	4	12	7
高度管理医療機器等	販売業	541	108	500	177
	貸与業	439	88	390	129
管理医療機器	販売業	1,769	63	1,652	134
	貸与業	1,035	63	962	134

※最新データと新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない平成30(2018)年度を比較  
出典：中央区資料

施策の体系



施策の柱と区の主な取組

感染症対策

(1) 感染症予防の推進

「予防接種法」等に基づく定期予防接種のほか、法に基づかない任意接種である流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンや風疹ワクチンの接種助成を行うなど、感染症の抑制を図ります。乳幼児の保護者を対象に、予防接種の予定日が近づくとスマートフォン等にメールでお知らせするサービスを

実施し、接種漏れを防止します。

また、結核予防として、結核患者に対しては保健師の訪問等による「DOTS(直接服薬確認療法)」での服薬支援、患者家族等には検診による健康管理を行うことで、結核のまん延防止に努めます。あわせて、区内での感染症発生状況や感染症についての正しい知識・予防策について積極的に情報発信を行い、感染症予防に関する知識の普及・啓発を図ります。

## (2) 感染症等対策の強化

今後再び、新型コロナウイルス感染症のような新興感染症が発生した場合に備え、「中央区新型コロナウイルス感染症等対策行動計画」に基づき、医師会や区内医療機関等との情報連携を強化するとともに、ICTの活用や組織的応援体制の構築など新型コロナウイルス感染症への対応で得た経験を踏まえ、情勢に応じた適切な対応を可能とするための体制強化を図ります。

## 生活衛生の向上

### (3) 衛生的な環境の確保

多数の人が利用する環境衛生施設への監視指導を行い、利用者の安全と施設における衛生水準を確保します。感染症を媒介するねずみや蚊等の衛生害虫の駆除作業を実施するとともに、ねずみや衛生害虫が生息しにくい環境の整備に関する普及・啓発を行います。宿泊施設の運営状況に対する監視体制の強化等を行いながら、すべての区民が安心して住み続けられる生活環境の保持や環境衛生水準の維持向上を図ります。

### (4) 食生活の安全の確保

安全・安心な食品が提供されるよう食品関連施設の衛生を確保するため、「中央区食品衛生監視指導計画」に基づく効果的・効率的な監視を実施するとともに、食中毒や有害・違反食品等の発生時に迅速に対応します。また、令和3(2021)年6月から食品衛生法の改正により制度化されたHACCP(食品の安全を確保する衛生管理の手法)による衛生管理の導入について、区内事業者に対する支援を行います。

### (5) 受動喫煙防止対策

受動喫煙による区民や来街者などの健康被害を防止するため、飲食店や事業所等の施設管理者に対し、施設の用途や利用者に応じた適切な措置を講じるよう周知を行うとともに、区民や来街者などに対しても受動喫煙防止対策への理解が深まるよう、啓発に取り組んでいきます。また、路上喫煙行為

による受動喫煙被害および吸い殻のポイ捨てを防止するため、巡回パトロール等により歩きたばこや公共の場所での喫煙の原則禁止、受動喫煙防止への配慮などの「中央区たばこルール」の遵守の徹底を図るとともに、指定喫煙場所を整備し、区民や来街者など誰にとっても居心地のいい空間を創出します。

## 安全・安心な医療の確保

### (6) 医療の質と安全の管理

区民が安心して医療を受けられるよう、医療機関等に対し計画的に立入調査や指導を行い、医療の安全の確保を図ります。診療所・歯科診療所・助産所の管理者を対象とした医療安全講習会を開催し、医療安全の向上と法令遵守の徹底を図ります。また、実務経験を有する看護師の相談員による専門相談窓口を設置し、医療に関する心配や不安の解消につなげます。

### (7) 薬事関係施設等への監視指導の強化

薬局や薬店、その他毒物および劇物販売業者に対して定期的に立入検査を行い、医薬品等の適正な販売や取り扱いを指導し、違反や事故の発生を防止します。また、高度管理医療機器等販売業・貸与業者に対し監視指導を実施し、適正な取り扱いや法令遵守の徹底を図ります。

### (8) 応急救護体制の整備

災害発生時には、区内の医師会・歯科医師会・薬剤師会や区内在住・在勤で区内医療関係団体に所属していない方を対象とした災害時医療救護活動従事スタッフ等と連携を図り、初動期の医療救護体制を充実させるとともに、傷病者の応急処置や災害拠点病院への搬送の適否等、迅速な対応を行います。また、災害拠点病院が医療救護活動を実施する際、緊急医療救護所を設置し、区と災害拠点病院が協力して運営します。さらに、薬剤師会等と連携し災害時に使用する医薬品の確保にも努め、適切な応急救護が提供できる環境整備を促進していきます。



## 基本政策

## 2

## 誰もがいきいきと 笑顔で暮らせるまち

### 10年後の中央区の姿

- 保育を必要とするすべての子どもが質の高い保育施設を利用できる環境が整っています。また、きめ細かな子育て支援サービスを受けることができるとともに、子ども一人一人の個性に応じた支援体制が構築され、地域で安心して心身ともに豊かに成長できる環境が整っています。
- 誰もが互いに理解し支え合う共生社会が進展し、障害者が一人一人のニーズやライフスタイルに応じた支援を受けることができる環境が整備され、住み慣れた地域でいきいきと充実した生活を送っています。
- 元気な高齢者が自らの選択で就労したり、ボランティアや地域活動に参加したりするなど、社会の第一線でいきいきと活躍しています。また、認知症や要介護状態になっても地域の支え合いや必要な支援・サービスを受けながら、住み慣れた地域の中で安心して自分らしく暮らしています。

## 施策 2-1

### 子どもが健やかに育つ地域づくり

## 子育て支援分野

## 施策 2-2

### 障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり

## 障害者福祉分野

## 施策 2-3

### 高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり

## 高齢者福祉分野

基本政策  
2

## 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

## 施策 2-1

## 子どもが健やかに育つ地域づくり

## 子育て支援分野

SDGsのゴール  
との関係

## 施策の目標

- すべての教育・保育ニーズに応える教育・保育施設の整備と教員・保育士等の資質向上を図り、子ども・保護者に寄り添った保育を実践していくとともに、就学前教育の充実と義務教育に至る学びの連続性を確保し、保育の質の向上および内容の充実を図っていきます。
- 子育て支援サービスの充実を推進するとともに、地域の中での子育て力を強化し、子どもの社会性を育むため、さまざまな人と触れ合いながら成長できる環境を整備します。
- 子どもに関する各種相談等に対し、子ども家庭支援センターが中心となり、関係機関(中央区保健所、福祉センター、子ども発達支援センター、教育センター、保育園)とのネットワークの活用や連携強化を図り、ワンストップで子どもと子育て家庭をサポートできる支援体制を充実します。

## 現状と課題

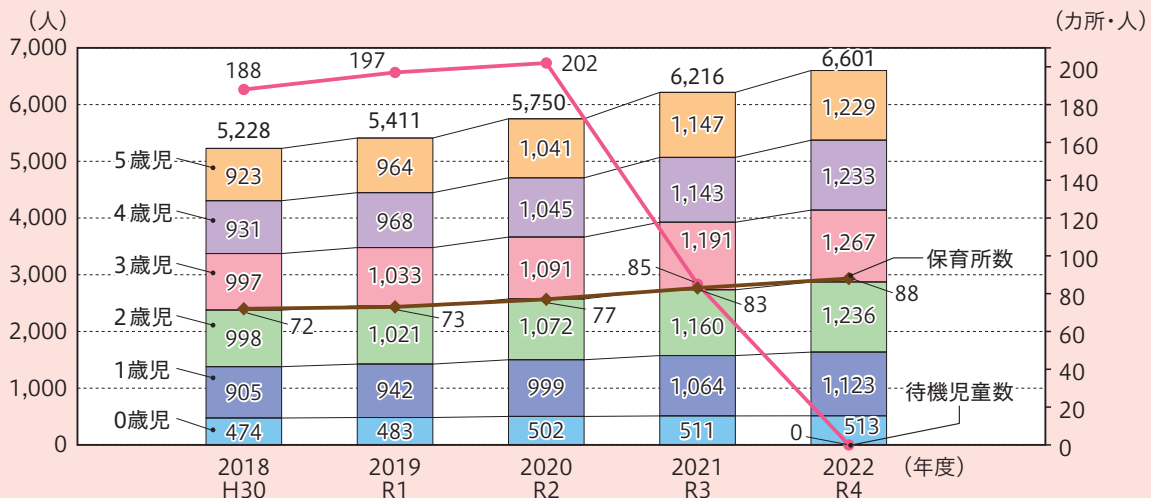
- 本区では、子育て世代の人口増加を背景とした保育ニーズの増加への対応として保育施設整備を積極的に進めてきた結果、平成29(2017)年4月に324人いた待機児童は、令和4(2022)年4月に0人となりました。しかし、今後も主に晴海地区におけるマンション開発等による大幅な人口増加が想定されることから、引き続き保育施設を整備していく必要があります。また、乳幼児期は心身の発達に大きな影響を与える時期であり、子どもの発達段階に応じた遊びや保育、学びへの支援など適切な保育環境の整備に取り組むとともに、保育士等の資質の向上を図るなど、保育の質を高めしていくことが重要です。
- 学童クラブについても、これまで施設整備等の機会を捉えて定員を拡大するとともに、既存施設においては弾力的な運用による定員の一部拡大に努めてきました。しかしながら、近年の急激な児童人口の増加に伴い、学童クラブの定員を超えるニーズが発生しており、

児童が放課後等を安心して過ごせる場所を確保するため、さらなる環境整備を進めていくことが求められています。

- 核家族化により、家庭の中で子育ての知識を得る機会が減っている中で、コロナ禍における行動制限やライフスタイルの変化などが加わり、保護者の育児不安や地域での孤立が一層深刻なものになっています。生活スタイルの多様化に対応したきめ細かな子育て支援サービスの提供とともに、いつでも身近な場所で相談ができるよう、子ども家庭支援センターが中心となり地域ぐるみで支援できる相談支援体制の強化が必要となっています。
- 令和元(2019)年10月の児童福祉法改正により子ども家庭支援センターの所掌範囲が拡大したことに加え、児童虐待の発生件数も年々増加傾向にある中で、ヤングケアラーなどの課題も顕在化しており、区における一層の相談支援体制強化が求められています。

## 現状データ

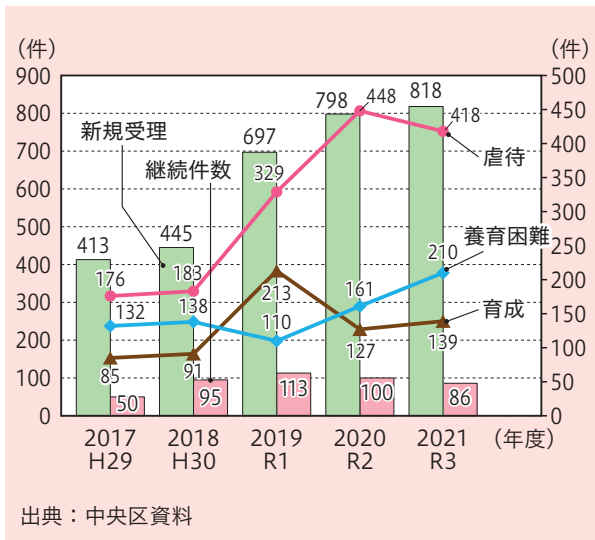
■保育所定員・保育所数および待機児童数の推移



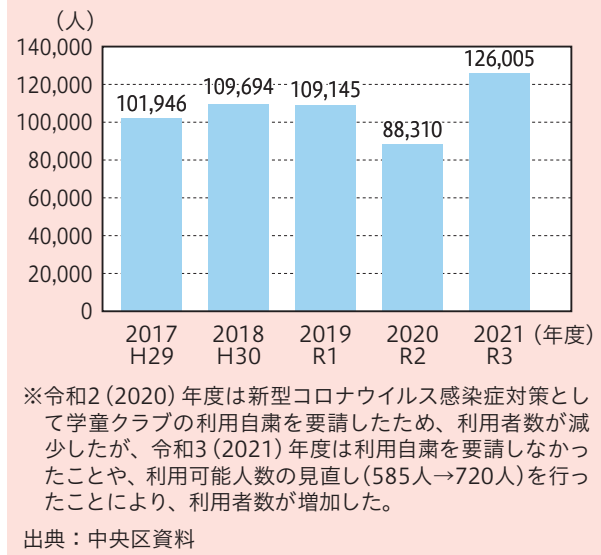
※各年度4月1日時点の認可保育所、認証保育所、地域型保育事業の保育所定員・保育所数および待機児童数。ただし、居宅訪問型保育事業は保育所数に計上していない。

出典：中央区資料

■子ども家庭支援センターにおける子どもと子育て家庭の相談件数および相談種別実績の推移



■学童クラブ利用者数の推移



■学童クラブ定員および待機者数

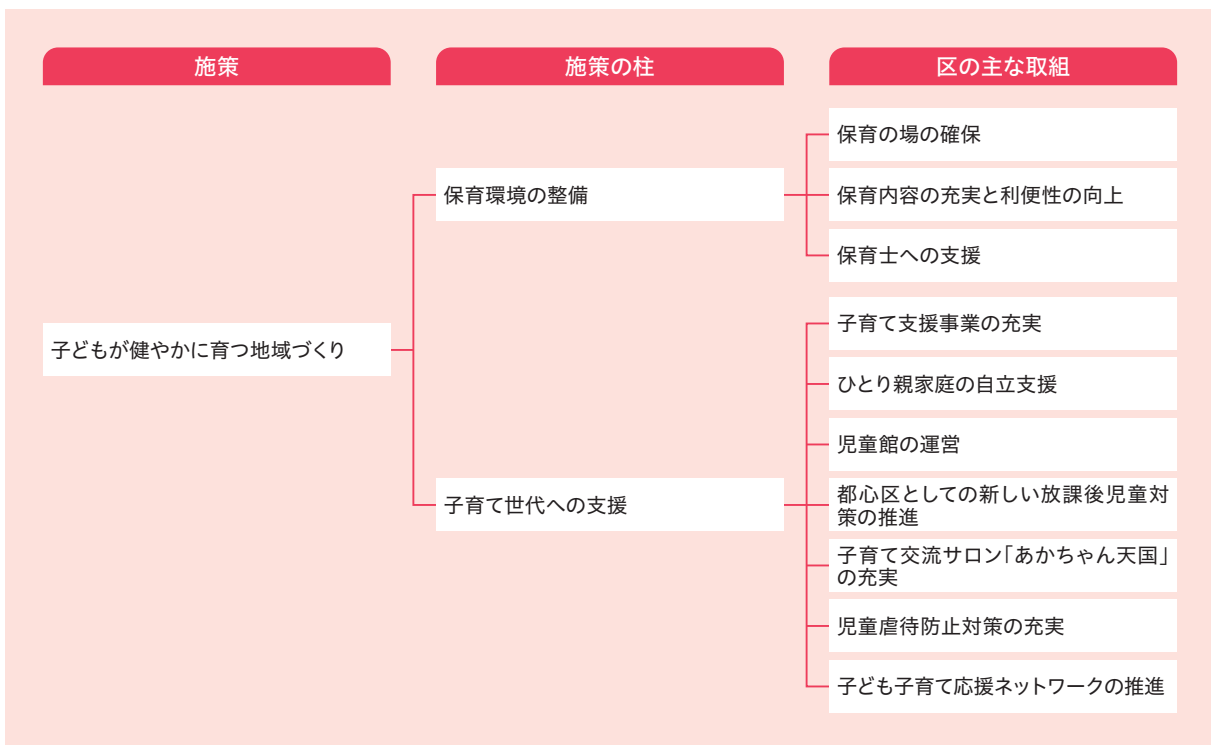
(単位：人)

年度	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4
定員/登録定数	575	585	585	720	755
待機者数	190	203	278	205	243
うちブレディ登録者数	137	169	237	149	176

※各年度4月1日現在  
 ※令和3(2021)年度以降に登録定数を設定し、利用可能人数を拡大

出典：中央区資料

## 施策の体系



## 施策の柱と区の主な取組

### 保育環境の整備

#### (1) 保育の場の確保

乳幼児人口増加や多様化する保育ニーズに対応していくため、私立認可保育所の開設支援等により、必要な保育所定員や施設機能の確保を図り、障害の有無や医療的ケアの必要性に関わらず、保育を必要とするすべての子どもが保育施設を利用できる環境を整えます。

また、私立認可保育所等に対する区立保育所の園庭やプールの開放、交流による集団遊びのほか、幼少期から水やみどりといった自然に親しむ機会を確保するために、近隣の比較的広い公園まで送迎バスを運行(バスさんぽ事業)するなど、すべての子どもに良好な保育を提供します。

#### (2) 保育内容の充実と利便性の向上

私立認可保育所等に対し、園外保育、地域交流事業等への支援や公立園の園長経験者等による巡回指導により、保育内容へのアドバイスや研修を行います。また、保育士、幼稚園教諭による合同研修等の実施や小学校への円滑な接続を目的とした「接続期カリキュラム」を活用することにより、就学に向けた幼児教育を進めていきます。あわせて、来庁せずとも保育手続きを進めることができるオンライン手続きを導入するとともに保育所等に関する情報発信を積極的に行い、保育の「見える化」に取り組みます。

発達に課題のある児童に対しては、子ども発達支援センターとの連携による巡回相談等を通じて適切な配慮を行い、健やかな発達・成長を促すとともに、必要に応じて「中央区育ちのサポートシステム」へつなげていきます。

保育所給食では、食育の一環として食事の提供に引き続き取り組み、乳幼児期からその重要性の普及・啓発を図っていきます。

#### (3) 保育士への支援

ICTの活用による保育士の負担軽減や業務の効率化を図るとともに、私立認可保育所等の保育士への処遇改善やキャリアアップのための費用等を補助するほか、保育従事者の保育士資格取得に対する支援を行うなど、働きやすく長く勤め続けることができる環境の整備に向けた取組を支援します。また、保育所等に対する指導検査も実施することで、職員体制や処遇、保育内容、経理や会計管理等について、基準に沿った適正な運営が確保されているかを確認し、指導していきます。

## 子育て世代への支援

### (4) 子育て支援事業の充実

在宅で子育てを行っている家庭に、区立保育所の園庭を開放し、園児との交流や遊びの指導、子育て相談等、地域における子育て支援の充実を図ります。また、一時預かり保育や病児・病後児保育の実施、育児支援ヘルパーの派遣、ベビーシッターの利用支援等により保護者の負担を軽減し、安心して子育てできる環境を確保します。さらに、令和6(2024)年度に、子ども家庭支援センターを中央区保健所等複合施設内に移転し、関係機関のネットワークを活用したワンストップのサポート窓口を整備するなど、子どもと子育て家庭に対する各種相談支援体制を強化します。

### (5) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭が、精神的・経済的に自立し、安心して子育てができるよう、ハローワークなどの関係機関と連携しながら、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる体制を強化します。また、ひとり親家庭や生活困窮家庭の子どもを対象とした学習支援の場を設け、子どもの学習・進学意欲の低下を防ぐとともに、家庭が抱える生活課題に対し、関係部署・機関が協力して支援することで、貧困の連鎖を防止します。さらに、養育費の継続的な受け取りへの支援など、離婚したひとり親家庭へのサポートも行っています。

### (6) 児童館の運営

青少年対策地区委員会や民生・児童委員等地域の協力により、児童館まつり等の行事を実施するなど、地域ぐるみで児童の健全育成を図っていきます。また、児童館や近隣の公園などを活用した外遊びや自然・文化等と触れ合う機会、季節行事などを充実させるとともに、親子や地域の親同士・子同士の交流を深める乳幼児クラブを実施するほか、キッズボランティアや元気高齢者人材バンク等を活用した多世代交流を推進していきます。加えて、児童館を運営する際は、再生可能エネルギーの導入など、脱炭素に向けた取組を進めていきます。

### (7) 都心区としての新しい放課後児童対策の推進

児童館に加えて区立小学校に学童クラブを設置し、プレディとの一体的な運用を図るとともに、民間学童クラブの誘致等を進めることで、児童に適切な遊びや生活の場を提供し、放課後に安心して過ごせる居場所を確保します。また、民間活力を最大限に活用し、スポーツ教室や文化活動など、子どもたちがさまざまなことを経験できる環境づくりを推進していきます。

## (8) 子育て交流サロン「あかちゃん天国」の充実

親子の触れ合いや子育て中の仲間づくりの場である「あかちゃん天国」において、保育士等を常時配置し、子育てに関するさまざまな情報提供や育児に必要な助言を行い、子育てに対する不安の解消を図ります。また、子ども家庭支援センターの専門相談員による巡回相談や栄養士による栄養相談の実施、子ども子育て応援ネットワークとの連携など、子育てに関する悩みを気軽に相談できる環境づくりを進めていきます。

## (9) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見・早期対応のために、児童虐待防止キャンペーンの実施など児童虐待防止に向けた普及・啓発に取り組みます。また、児童虐待を早期発見し、ヤングケアラーや要保護児童等に対して迅速にきめ細かな支援を行うため、関係機関等との連携を強化するとともに、相談員のスキルアップを図り相談体制を強化していきます。あわせて、児童相談所の整備に向けて引き続き検討するとともに、本区と台東区と東京都の共同モデル事業(台東区の子ども家庭支援センターに東京都児童相談所のサテライトオフィスを設置)を活用し、東京都児童相談所と子ども家庭支援センターのさらなる連携強化と区職員の人材育成に努めていきます。

## (10) 子ども子育て応援ネットワークの推進

子ども子育て応援ネットワーク(子育て世代包括支援センター事業)により、妊娠・出産・子育てに関する各種相談を通じて妊産婦や乳幼児の実情を把握し、産後うつや育児不安、児童虐待予防など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をさらに強化していきます。また、子ども家庭支援センターにおいて、子ども子育て家庭に対する総合的な相談・支援体制を強化していくとともに、母子保健分野と子育て支援分野の連携により、ワンストップで妊産婦や子どもと子育て家庭をサポートする体制を推進していきます。



あかちゃん天国

基本政策  
2

## 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

## 施策 2-2

## 障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり

## 障害者福祉分野

SDGsのゴール  
との関係

## 施策の目標

- 基幹相談支援センターが中心となり、相談支援事業所をはじめ障害福祉サービス事業所間のネットワーク強化を図り、障害者の生活全般にわたるサービスを調整するケアマネジメント体制のもと、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行っていきます。
- 障害者が地域で安心して暮らせるよう、就労支援や施設から地域への移行支援等の充実を図るとともに、増加する発達障害児(者)や医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)に対する適切な支援を行っていきます。また、生涯にわたって、地域で自立し、充実した生活を送れるよう、障害者の生活を地域全体で支える体制を整備していきます。
- 区民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながらともに暮らせる地域社会の実現に向けて、障害に対する理解促進のための普及・啓発や障害者と地域の人々の交流の機会を広げていきます。

## 現状と課題

- 本区の障害者手帳交付者数は増加傾向にあり、令和4(2022)年4月1日現在4,529人で、平成25(2013)年時点と比較すると1.32倍となっています。障害者(児)の増加とともにニーズも多様化しており、身体障害、知的障害、精神障害等の種別や程度に応じたサービスを提供する必要があります。
- 福祉施設からの一般就労移行と就労定着に向けた支援、精神障害者の入院からの地域移行支援、障害の早期発見と切れ目のない支援や医療的ケアが必要な重症心身障害児(者)に対する身近な地域での支援の提供等、障害特性に応じたサービスの充実を図るとともに、障害者とその介護者の高齢化や「親亡き後」となっても引き続き地域で安心して暮らせるよう、施策を展開する必要があります。また、地域の療育の拠点として平成30(2018)年

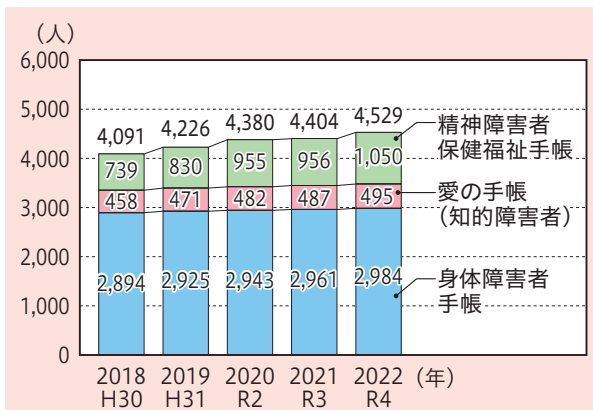


4月に開設した子ども発達支援センターを中心として、発達障害や育ちに支援が必要な子どもとその家族が抱えている多様なケアニーズに対して適切な相談や支援を行うなど、障害児に対する一層の支援体制の確立が求められています。

- 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した際、福祉センターや子ども発達支援センターなどの通所事業については、感染拡大防止のため一時休止や利用者に対する利用自粛の協力要請を余儀なくされました。今後、同様に社会経済活動が休止する事態に陥った場合でも、在宅でのサービス提供への切り替えや障害特性に応じたきめ細かな対策など、必要なサービス提供を継続するための体制の構築が求められています。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25(2013)年法律第65号)」の趣旨や障害者の権利擁護と虐待防止について、幅広く区民等へ普及・啓発を図ることで、地域における共生社会の意義と障害に対する理解を深め、障害者の自立と社会参加を一層推進することが求められています。

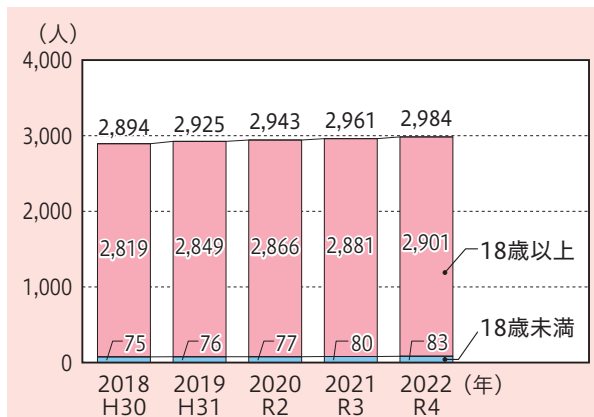
## 現状データ

■ 障害者手帳交付者数の推移



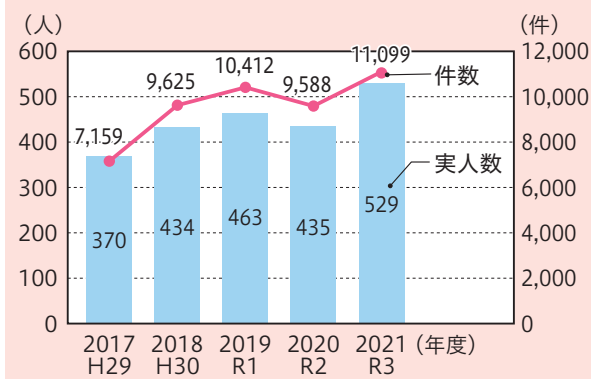
出典：中央区資料(各年4月1日)

■ 身体障害者手帳交付者数(年代別)の推移



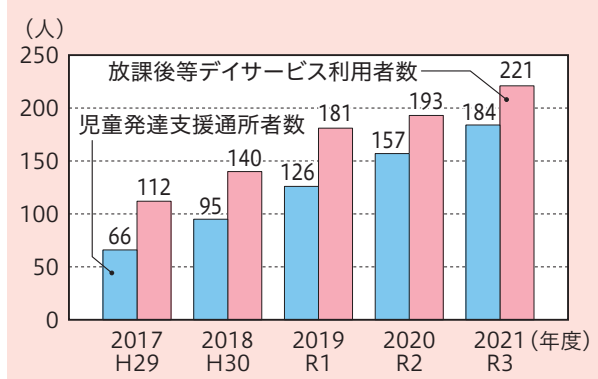
出典：中央区資料(各年4月1日)

■こどもの発達相談件数・実人数の推移



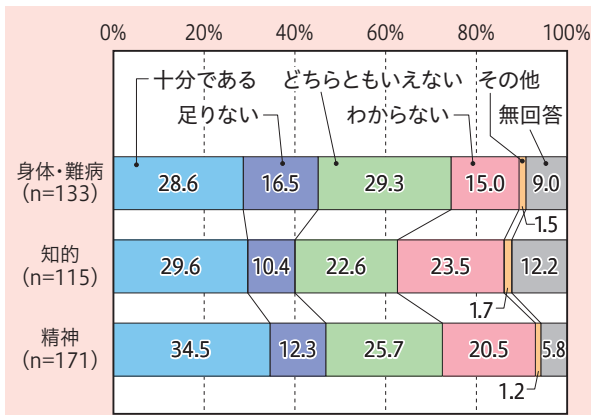
出典：中央区資料

■児童発達支援通所者数および放課後等デイサービス利用者数の推移



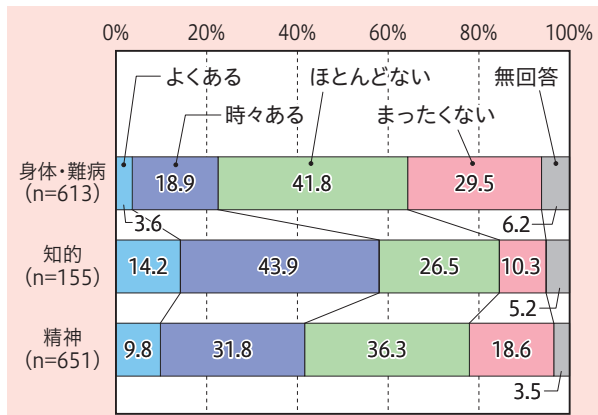
出典：中央区資料

■障害福祉サービス支給量のニーズ充足度



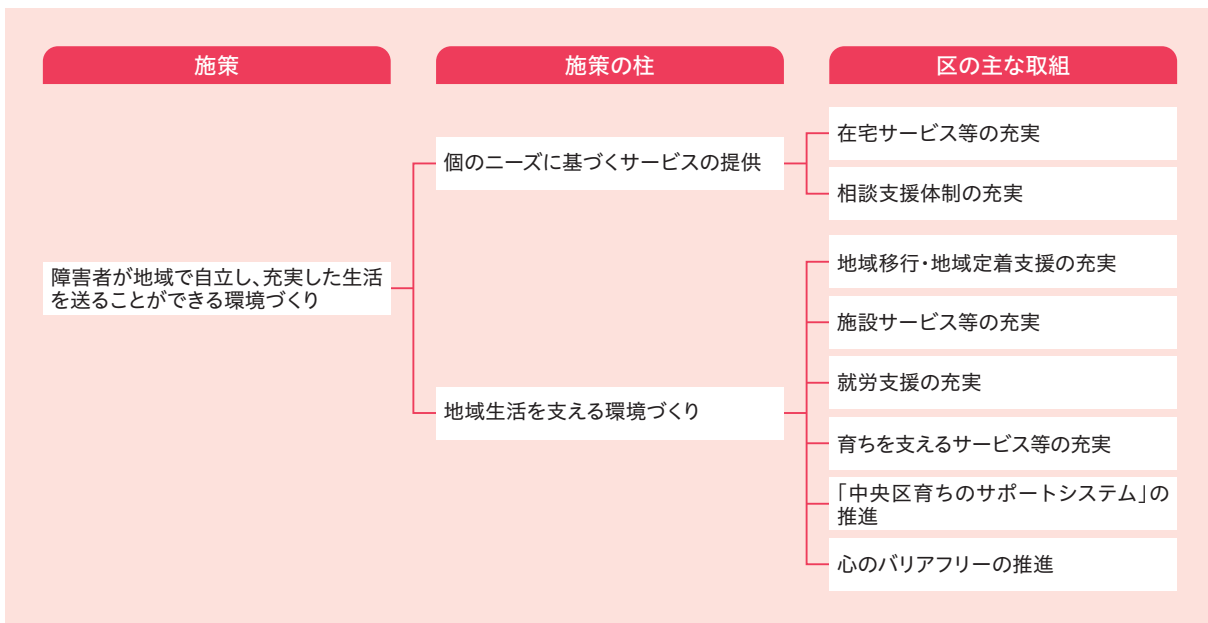
出典：中央区障害者(児)実態調査報告書(令和2(2020)年)

■障害者差別を感じたことがある人の割合



出典：中央区障害者(児)実態調査報告書(令和2(2020)年)

## 施策の体系



## 施策の柱と区の主な取組

### 個のニーズに基づくサービスの提供

#### (1) 在宅サービス等の充実

障害者(児)がそれぞれに合ったサービスを選択できるようにするため、窓口案内を配布するとともに、広報紙やホームページ等において、障害特性に配慮した情報提供に取り組みます。また、高齢障害者が地域で安心して暮らすことができる環境を構築するため、おとしより相談センターと特定相談支援事業所などとの連携を強化し、介護保険サービスと障害福祉サービスを適切に組み合わせた支援を行っていきます。新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の発生時においても必要なサービスを継続できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

加えて、利用者に対する良質な障害福祉サービス提供のため、サービス提供事業者への支援や指導、福祉サービス第三者評価の受審促進などを通じて、サービスの質の確保・向上を図ります。

#### (2) 相談支援体制の充実

一人一人のニーズに応じた適切な障害福祉サービスにつなげ、障害者(児)の自立と地域生活を支援するため、基幹相談支援センターが中心となり、社会福祉協議会などの関係機関や相談支援事業所等との連携を強化し、相談支援体制の充実に取り組みます。また、障害者等とその家族が抱える障害福祉サービスだけでは支援が困難な複合的な課題を解決するため、保健・医療・福祉に関わる多機関が連携し支援する包括的な相談支援体制を構築します。

障害者の権利や財産が将来にわたって守られ、地域で安心して生活が続けられるよう、区と成年後見支援センター「すてっぷ中央」が連携して権利擁護支援事業や成年後見制度の利用促進を図ります。また、障害者に対する虐待防止を推進するため虐待通報相談窓口の周知を図るとともに、虐待防止の重要性について広報紙やホームページ、パンフレット等による区民や事業者の意識啓発に取り組みます。

### 地域生活を支える環境づくり

#### (3) 地域移行・地域定着支援の充実

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談や居住支援の機能を集約した地域生活支援拠点の取組を強化・推進します。また、知的障害や精神障害に加え、障害者の重度化・高齢化にも対応したグループホームを月島三丁目に開設します

(令和6(2024)年度予定)。

長期入院をしている精神障害者の退院を促進し、地域での生活を支えるため、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」をはじめ、保健・医療・福祉などの関係機関が連携を図り、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて協議を進めます。

#### (4) 施設サービス等の充実

将来的に増加が見込まれる重度障害者や医療的ケアを含む重症心身障害者などに対する適切な支援を提供するため、通所事業等の充実および施設の確保について検討を進めます。

福祉センターでは今後も利用者の増加が見込まれるため、施設の再編整備を行い、生活介護や就労継続支援B型\*の活動スペース拡充などにより支援事業の充実を図ります。また、高次脳機能障害者への対応として、講演会の実施やパンフレットの配布により、周囲の理解促進を図るとともに、個別相談や交流会等を通じて実態やニーズの把握に努め、適切な支援につなげる取組を推進します。

#### (5) 就労支援の充実

障害の種別に関わらず、自らの意思で多様な働き方を選択できるよう、本人の希望を踏まえた就労支援を行います。

障害者の福祉施設から一般就労への移行と就労定着を進めるため、障害者就労支援センターを中心とした関係機関との連携強化を図るとともに、障害者を雇用する企業に対して、障害への理解や職場での配慮などの啓発に努めます。また、障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進するため、区の物品等の契約に際し、障害者就労施設等からの調達を推進します。

#### (6) 育ちを支えるサービス等の充実

子ども発達支援センターでは、増加傾向にある育ちに支援が必要な子どもに対し、心理、言語療法などの多様な療育ニーズに対応するための個別療育室の拡充など、こどもの発達相談および障害児通所支援の充実を図ることにより、質の高い専門的な支援を行います。また、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、各機関が連携して地域支援体制の構築に取り組んでいきます。児童発達支援や放課後等デイサービスについては、支援事業の充実を図るとともに新たな施設確保についての検討を行います。

\* 就労継続支援B型：年齢、心身の状態等の事情により、一般の事業所に雇用されることが困難な障害者等や、就労移行支援によっても一般の事業所に雇用されるに至らなかった障害者等に対して、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等の支援を行うもの

## (7)「中央区育ちのサポートシステム」の推進

子ども発達支援センターが中心となり、「育ちに支援を必要とする子ども」の支援情報を蓄積した「育ちのサポートカルテ」を作成するなど、福祉・保健・医療・教育等の関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行う「中央区育ちのサポートシステム」を推進することで、地域で安心して学び、成長していくことのできる環境を整備します。

## (8)心のバリアフリーの推進

区の事業や行事を実施する際、地域における共生社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供に取り組むとともに、「ヘルプマーク・ヘルプカード」の普及・啓発や、「障害者サポートマニュアル」を区立小・中学校の児童・生徒をはじめ、広く区民や事業者へ配布することにより、障害と障害者に対する理解を促進します。

また、「健康福祉まつり」など、地域のさまざまなイベントを通じて、障害者と地域の人々の交流の機会を広げ、「心のバリアフリー」を推進します。



中央区健康福祉まつり

基本政策  
2

## 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

## 施策 2-3

## 高齢者が住み慣れたまちでいきいきと暮らし続ける環境づくり

## 高齢者福祉分野

SDGsのゴール  
との関係

## 施策の目標

- 生涯現役社会の実現に向け、高齢者が自らの能力や経験を発揮できるようさまざまな社会参加の場や機会を提供するとともに、主体的な健康づくりを促すため、地域の団体や多様な主体による健康づくりの場を広げていきます。また、高齢者自身の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施することにより、高齢者の健康促進および健康寿命の延伸を図っていきます。
- 認知症の予防と早期対応、相談体制の強化を図るとともに、地域の理解を深め、認知症高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。また、医療と介護の切れ目のない支援により、高齢者の在宅療養生活を支えていきます。
- 要介護高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、個々のニーズに応じた介護サービスや生活支援サービスの提供体制を整え、自立支援・重度化防止を促進していきます。また、在宅生活の維持が困難となった要介護者に対する施設サービス等の充実を図っていきます。
- 行政や地域住民による見守り活動に加え、民間事業者等多様な主体が重層的に関わりながら、互いに支え合う地域づくりや災害時における支援体制を推進・強化していきます。

## 現状と課題

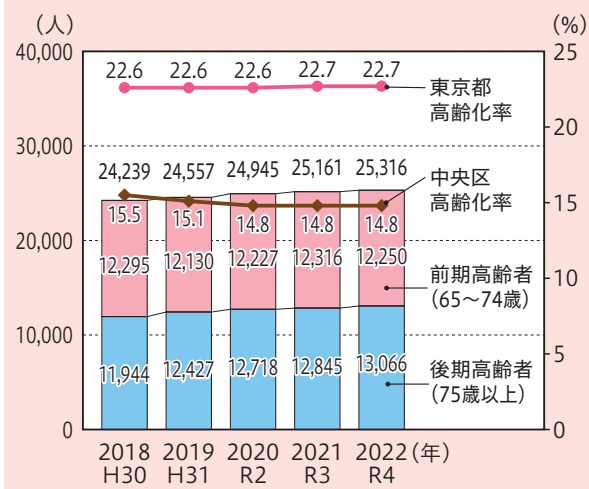
- 本区の令和4(2022)年1月時点における高齢化率は14.8%で、国より10ポイント以上低いものの、高齢者人口や要介護・要支援認定者数は増加を続け、今後も増加傾向は続くこと推計されています。こうした中、高齢者がいつまでもいきいきと活動し続けられるよう、社会参加の促進や就労支援の強化などに取り組むとともに、元気なうちから身近な場所で主体的に健康づくりに取り組める環境のさらなる整備が求められています。また、高齢者の心身

の特性を踏まえ、一人一人の状況に応じた支援を行うため、医療・健診・介護データを活用し、高齢者保健事業と介護予防の取組を一体的に実施していく必要があります。

- 認知症高齢者数の増加や在宅療養ニーズの増加が今後さらに見込まれる中、地域での見守りの輪や、一人一人へのきめ細かな支援を展開することが求められています。認知症への早期対応にかかる支援、認知症高齢者を支える体制づくりの推進を図るほか、医療・介護の関係機関が緊密に連携した在宅医療・介護サービスを提供していく必要があります。
- 後期高齢者の割合が高まり、介護サービス需要は一層増加することが想定されます。多くの高齢者が要介護状態になっても自宅で暮らしたいと考えている中、住み慣れた地域での生活を支えるため、在宅介護に重点を置いたサービスの拡充を図っていく必要があります。さらに、介護事業所の5割以上が介護職員の不足を感じている（「中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査報告書」（令和2（2020）年））ことから、サービス提供を支えていく人材を確保するとともに、介護者を支援する施策の推進が求められています。
- 一人暮らし高齢者等が増加している一方で、集合住宅の居住率が高い本区では、地域との交流の機会を持たずに高齢者が社会的孤立のリスクを抱える可能性が高くなっています。このため、地域住民、企業、NPO等多様な主体の参画による生活支援サービスの提供や、社会的孤立防止に向けた住民同士の支え合いを促進していく必要があります。
- 「健康づくり（介護予防）」「生活支援」「認知症ケア」「医療」「介護」「住まい」の視点に基づく各種施策を推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して最期まで自分らしく生活できるよう、「地域包括ケアシステム」をより深化させていくことが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の際には、多くの高齢者が長期の外出自粛を余儀なくされ、健康づくりへの取組が難しくなり、不活発な生活状態が継続するという状況に置かれました。ポストコロナも見据え、社会状況が変化する中においても高齢者が健康づくりや生きがいづくりに主体的かつ持続的に取り組めるよう、新しい視点を取り入れた施策を充実・展開していく必要があります。

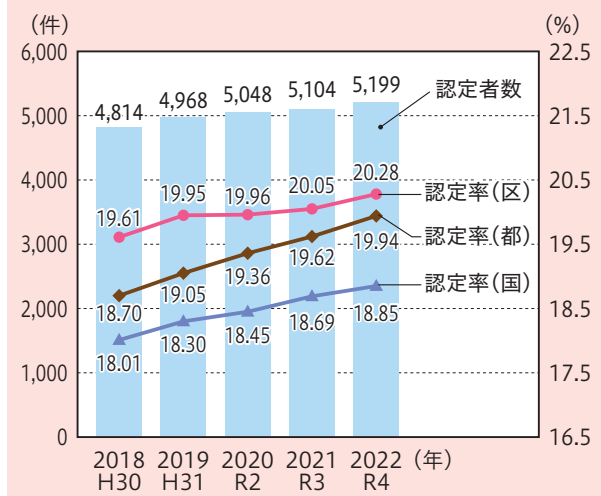
現状データ

■高齢者数・高齢化率の推移



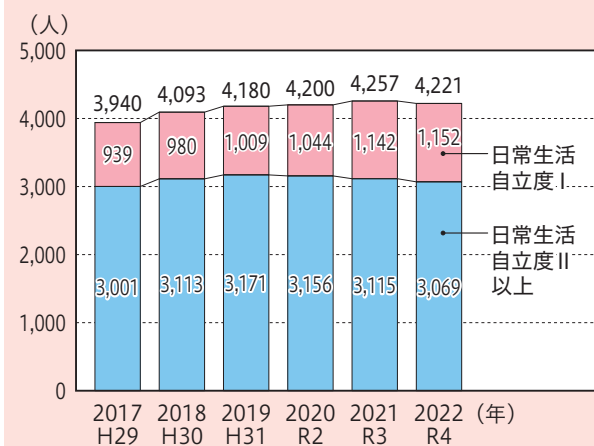
出典：中央区資料(各年1月1日)  
東京都の統計(各年1月1日・東京都)

■要介護(要支援)認定者数・認定率の推移



※第2号被保険者を除く。  
出典：中央区資料(各年3月31日)

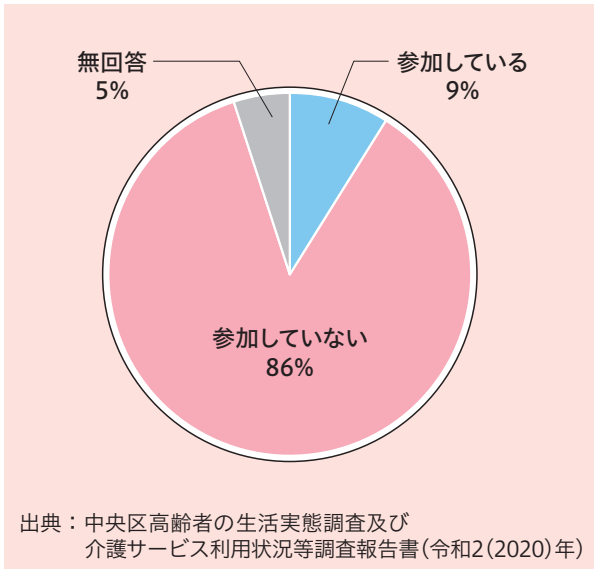
■認知症高齢者数(認知症高齢者の日常生活自立度「I」以上)の推移



出典：中央区資料(各年3月31日)

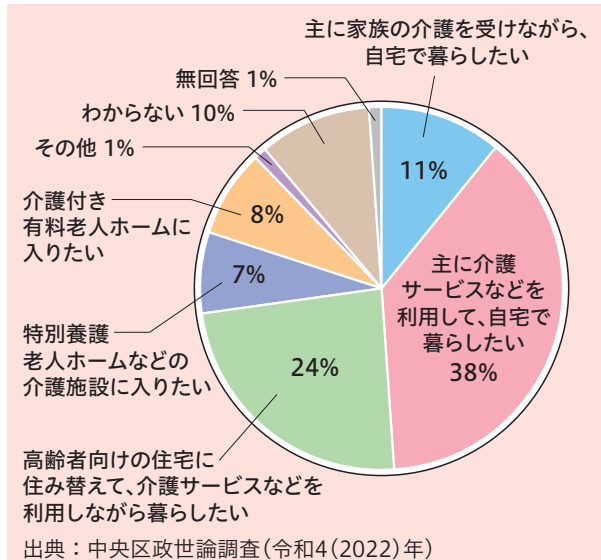
I	認知症を有するが、家庭内・社会で日常生活は自立
II	生活に支障ある症状等があるが、 他者の注意があれば自立 a：家庭外で、上記の状態が見られる b：家庭内でも、上記の状態が見られる
III	日常生活に支障ある症状等があり、介護が必要 a：日中を中心として、上記の状態が見られる b：夜間を中心として、上記の状態が見られる
IV	日常生活に支障ある症状等が頻繁にあり、 常時の介護要
M	著しい精神症状・周辺症状が見られ、専門医が必要

■高齢者の社会参加(地域住民が集う活動への参加状況)



出典：中央区高齢者の生活実態調査及び  
介護サービス利用状況等調査報告書(令和2(2020)年)

■要介護時における暮らし方の希望



出典：中央区政世論調査(令和4(2022)年)



## 施策の体系



## 施策の柱と区の主な取組

### 生涯現役社会の実現

#### (1) 社会参加と生きがいつくりの推進

地域活動に参加する意欲はあっても実際の活動に結びついていない中高年齢者の社会参加を支援していきます。いきいき館(敬老館)では地域における多様な活動の拠点として、さまざまな講座やイベントを開催し、シニアセンターにおいては社会参加に関する情報や機会・場所の提供を通じて中高年齢者の主体的な社会参加活動や仲間づくりを推進します。

さらに、高齢になっても自らの意思により多様な働き方ができるよう、中央区シルバー人材センターや無料職業紹介所「シルバーワーク中央」が中心となり、高齢者個人の健康状況や生活状況を踏まえて、希望に合った就労的活動のコーディネートを行っていきます。

#### (2) 健康づくり(介護予防)の総合的な推進

さわやか健康教室やはつらつ健康教室等の各種健康づくり教室を展開するとともに、地域のボラン

ティア等多様な主体と連携し、身近な場所で健康づくりを行えるツールとして区独自の介護予防プログラム「中央粋なまちトレーニング(略称:「粋トレ」)」の普及を推進していきます。また、虚弱や閉じこもりがちな方も含め高齢者の誰もが気軽に参加できる「高齢者通いの場」等を地域に広げるとともに、高齢者が身近なところで自らの健康状態に合った健康づくり(介護予防)に継続的・効果的に取り組めるよう、区内の歴史的なスポットや水とみどりの豊かなまちなみを楽しめるウォーキングマップの紹介などさまざまな支援を行っていきます。加えて、動画配信サイト等のさまざまな媒体を活用し、外に出なくても一人一人が楽しみながら健康づくりに取り組める情報やメニューを提供していきます。

### (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と連携し、国民健康保険の保健事業や介護保険の地域支援事業と一体的に実施していきます。具体的な取組として、「高齢者通いの場」等において、保健師が介護予防・フレイル予防推進員として健康講座や保健相談等を行うなど高齢者の健康増進・意識啓発を図ります。また、KDBシステム(国民健康保険のデータベース)の分析管理により、高齢者の健康課題の抽出や健康状態不明者への個別アプローチなどを実施し、フレイル状態にある方を適切に医療サービスにつなげるなど、一人一人に合った健康増進の取組を推進します。加えて、高齢者の社会参加の場や機会の提供にも資するよう、高齢者自らを担い手として各種事業への積極的な参画を促しながら、地域の団体や多様な主体による健康づくりの場の拡大などを図っていきます。

## 認知症ケアと在宅療養支援の推進

### (4) 認知症高齢者への支援の拡充

認知症ケアパス等の活用により認知症への早期からの備えを促すほか、認知症の初期段階から適切な医療・介護サービスを受けられるよう、おとしより相談センターや認知症初期集中支援チームによる支援を提供します。また、認知症サポーターの養成、認知症に係る普及・啓発の推進により、地域の方々をはじめ多様な担い手による見守りの輪を広げるとともに、認知症カフェ等を通じ、認知症の方やその家族に対する支援を行っていきます。

### (5) 高齢者の在宅医療・介護連携の推進

医療的ケアを必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう、医療・介護関係者の多職種連携を強化するほか、在宅療養支援病床の確保により、在宅療養者本人や介護者に対する切れ目のない支援を展開していきます。

また、在宅療養生活に必要な医療・介護サービスや在宅での看取りに関するシンポジウム、リーフレットの配布等を通じ、在宅療養についての普及・啓発をより一層推進するとともに、ICTを活用した多職種連携体制の構築(情報共有ツールの導入等)を支援することで、医療と介護関係者の連携を強化します。

## 自立支援を促進するサービスの充実

### (6) 介護サービスの質の向上および人材確保

地域ケア会議を通じ、支援内容の改善やケアマネジャー等専門職の資質向上に向けた支援を行うとともに、介護保険サービス事業者連絡協議会の活動促進や介護サービス事業者の雇用支援等を通じ、介護職員のスキルアップ、介護人材の確保・定着を図っていきます。さらにケアプラン点検や事業所への実地指導の強化を通じ、自立支援・重度化防止に資する適切なケアマネジメントを推進します。

### (7) 在宅生活を支えるサービスの充実

介護をしている家族の身体的・精神的負担を軽減するため、ショートステイサービス等により、家族介護者等への支援を行うとともに、中重度の要介護高齢者や認知症高齢者の増加に対応するため、小規模多機能型居宅介護の利用を促進します。また、介護保険制度を補完する区独自の在宅サービスについては、サービス給付の現状とニーズの分析に基づいた見直しを行い、対象者が在宅介護生活を継続することができるよう支援していきます。

### (8) 施設サービスの充実

在宅で生活を送ることが困難な方や在宅介護を受けることが難しい方の日常生活を支援するため、中重度の要介護認定者数の推移および入所希望者の状況等を見極めながら、必要に応じてさまざまな手法を活用し、認知症高齢者グループホーム等の整備を促進していきます。また、施設運営にあたっては、入所者が安心して利用できるよう、感染症対策等において適切な対応に努めていきます。

## 互いに支え合う地域づくりの推進

### (9) 支え合う仕組みづくり

虚弱や閉じこもりがちな高齢者をはじめ誰もが気軽に参加できる「高齢者通いの場」の運営支援等を行い、互いに支え合う地域づくりを推進します。また、生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の支援ニーズと地域の担い手等が提供する生活支援・介護予防サービスをマッチングすることにより、

住民同士による支え合いの体制づくりを推進します。

### (10) 高齢者の相談機能の充実

支援ニーズが複雑化・複合化する中で、高齢者が身近なところで介護保険や福祉サービス等の相談ができ、適切な対応が受けられるよう、おとしより相談センターが中心となり、地域ケア会議を開催し、地域におけるニーズの把握や高齢者個々の事情に応じたきめ細かい支援につなげていきます。また、保健・医療・福祉の関係機関との連携を強化し、包括的な相談支援に取り組むことで、複合的な課題の解決を図っていきます。

### (11) 高齢者の安心・見守り体制の拡充

町会・自治会等による地域見守り活動団体数の拡大を図るとともに、民生・児童委員、民間事業者等との連携を強化することにより、高齢者の見守り機能を充実していきます。あわせて、見守りキーホルダーや救急医療情報キットの配布、行方不明高齢者検索ネットワークにより、各種見守りサービスを推進していきます。

また、高齢者虐待の早期発見・早期対応のため、虐待防止に係る区民等への周知を図るとともに、虐待通報を受理した場合は、速やかな対応を行っていきます。

### (12) 避難行動要支援者支援対策の推進

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者（避難行動要支援者）の支援について、「災害時地域たすけあい名簿」の活用や「個別避難計画」の作成に取り組むことにより、防災区民組織や民生・児童委員、マンション管理組合等の地域の方、関係機関と連携した支援体制の整備を進めていきます。また、災害時に通常の避難所での生活が困難な方が避難生活を送る福祉避難所について、感染症対策にも配慮の上、必要な物品を備蓄するとともに、関係機関との連携を強化し、円滑な避難誘導や避難所運営に取り組んでいきます。

## 基本政策

## 3

## 互いに尊重しあって 心豊かに暮らせるまち

### 10年後の中央区の姿

- 誰もが個人の尊厳を尊重し、年齢、性自認、性的指向、国籍、文化、障害の有無等の多様性や価値観を認め合う機運が醸成されています。また、すべての人々の人権と個性が尊重され、性別にとらわれることなく、誰もが自分らしい生き方を柔軟に選択し、家庭、仕事、地域などのさまざまな場面でいきいきと活躍しています。
- 成年後見制度等の利用が進み、認知症高齢者や障害者などの権利が守られているとともに、地域ネットワークの強化が図られ、育児や介護による孤立などを背景とした虐待が根絶されています。また、生活困窮に至るような場合も気軽に相談できる環境が整っており、誰もが孤立することなく、安心して生活を送っています。

## 施策 3-1

### 多様性を認め合う社会の構築

共生社会・男女共同参画分野

## 施策 3-2

### すべての人の尊厳が守られる社会の推進

権利擁護・生活支援分野

基本政策  
3

## 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち

## 施策 3-1

## 多様性を認め合う社会の構築

## 共生社会・男女共同参画分野

SDGsのゴール  
との関係

## 施策の目標

- 年齢、性自認、性的指向、国籍、文化、障害の有無等のさまざまな違いを越え、相互に理解し支え合う地域社会の実現に向けて、区民や民間事業者に対する普及・啓発を図ります。また、ユニバーサルデザインの理念に基づく環境づくりを進めるとともに、地域全体に思いやりのある福祉の心を醸成していく「心のバリアフリー」の推進に取り組みます。
- 性別による役割分担の固定化や偏重をなくすための意識啓発を徹底するとともに、職業生活における女性の活躍推進に努めます。また、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進やあらゆる暴力の根絶を目指します。さらに、区の政策・方針決定過程や地域活動への参画などすべての区民が身近な場で活躍できる機会を一層拡大していきます。
- 犬や猫等の動物に関するさまざまな問題に取り組む地域のボランティア活動に対する支援を行うとともに、動物の適正飼養や飼い主のマナーを広く周知し、動物を飼っている人と飼っていない人との相互理解を深め、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指します。

## 現状と課題

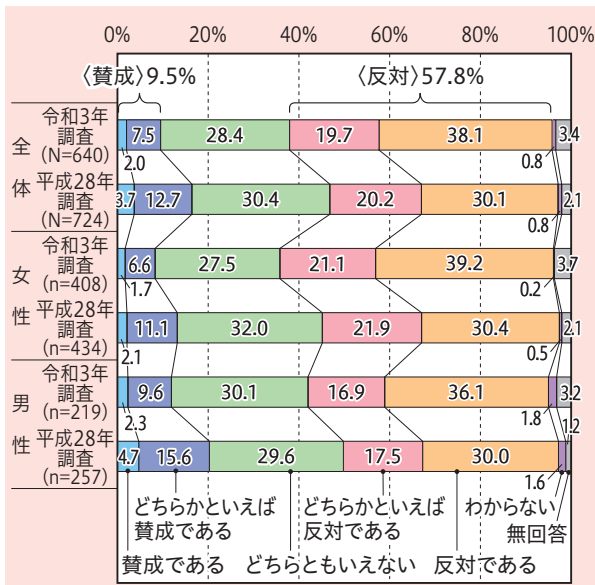
- 平成27(2015)年、渋谷区と世田谷区で同性に対するパートナーシップ制度が導入されて以降、その動きは全国に広がり、現在では200を超える自治体で導入が進んでいます。また、東京2020大会を契機に「多様性と調和」の理念が一層広まるなど、共生社会についての理解や認識は地域社会に浸透しつつあるものの、いまだに偏見や差別、固定観念等により、社会活動に参加する機会を得られない方もいます。一人一人が個人の尊厳を尊重し、多様な価値観を認め合う地域社会の実現に向けて、さらなる取組が求められています。
- 男女共同参画に対する人々の意識は年々高まっており、性別役割分担に対する考え方も時代とともに変わりつつあるものの、いまだ性差による不平等は解消されてはいません。

男女の区別なく、一人一人が、家事、育児、家族の介護等すべての家庭生活において責任を分かち合うとともに、誰もが職場や地域など、あらゆる場面で活躍し、能力を存分に発揮することができる社会をつくることが求められています。

- 人口の増加に加え、ペットの飼養が可能なマンションの増加等を背景に、犬や猫等の動物を飼養する区民が増えており、糞尿の始末など散歩時における飼い主のマナー、飼い主のいない猫など、動物に関するさまざまな課題が生じています。また、飼い主の高齢化や健康上の問題等により飼養が困難となる事案の増加も見込まれています。動物の適正飼養に関する普及・啓発を行うとともに、地域に根差したボランティアとの連携により、区民が身近な地域で相談ができ、支援を受けられる体制づくりに取り組む必要があります。

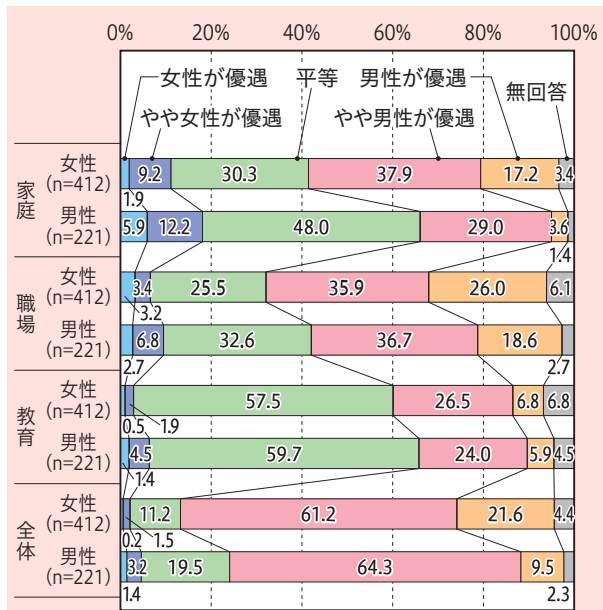
現状データ

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方について



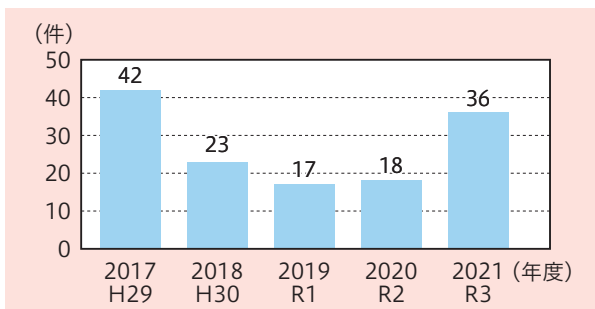
出典：中央区男女共同参画に関するアンケート調査報告書 (令和4(2022)年)

■各分野における男女の地位の平等感



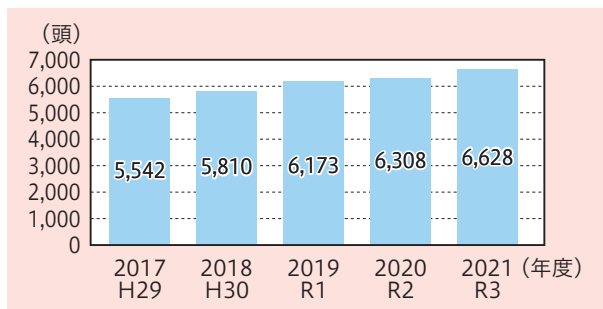
出典：中央区男女共同参画に関するアンケート調査報告書(令和4(2022)年)

■動物に関する苦情件数の推移



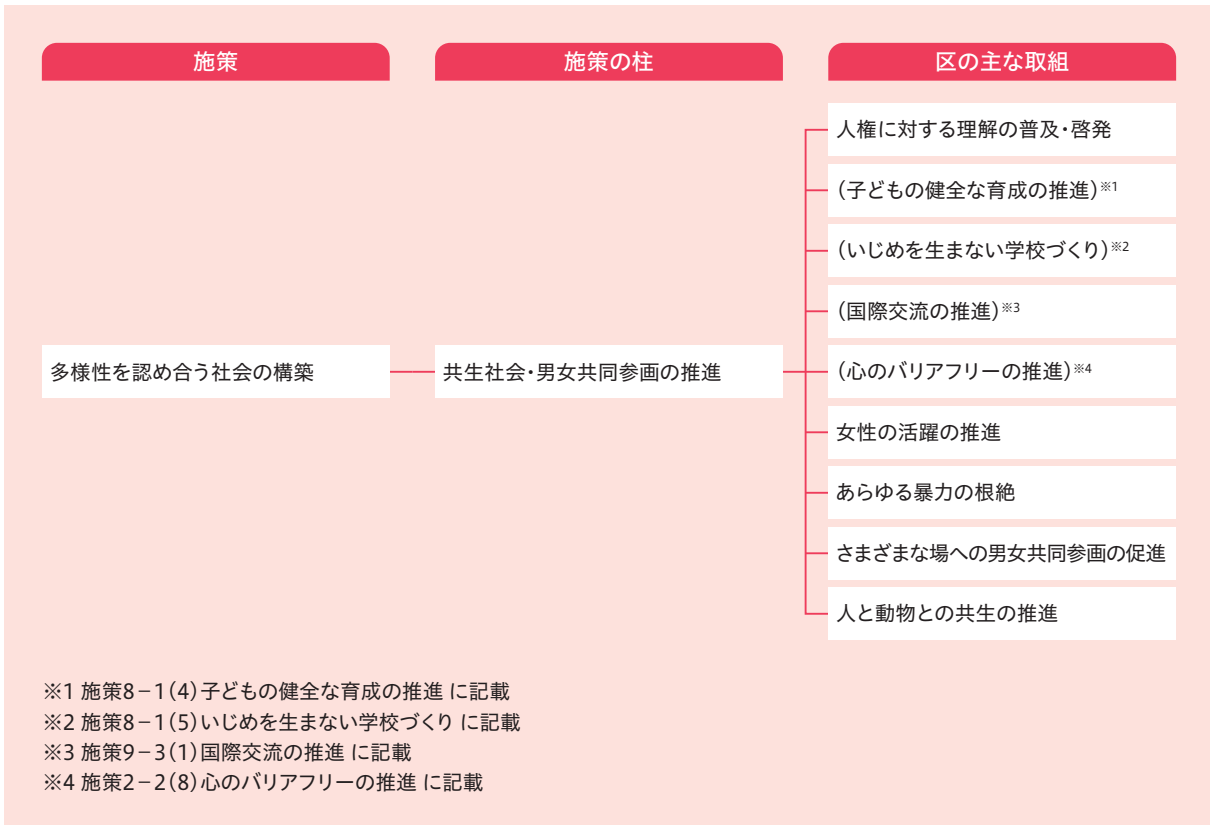
出典：中央区資料

■犬の登録頭数の推移



出典：中央区資料

施策の体系



施策の柱と区の主な取組

共生社会・男女共同参画の推進

(1)人権に対する理解の普及・啓発

人権が尊重され、年齢、性自認、性的指向、国籍、文化、障害の有無等を問わず誰もが幸せを実感できるまちを目指し、街頭啓発や区広報紙による周知など、人権に対する理解の普及・啓発を行います。

(2)女性の活躍の推進

区民や事業所等に対して、固定的な性別役割分担意識や性差による偏見等の解消およびワーク・ライフ・バランスの推進について啓発を行うとともに、女性だけでなく男性にとっても働きやすい職場づくりに役立つ情報を提供します。また、子育てや介護をしながら働き続けることができるよう、ニーズを捉えたきめ細かなサービスを提供するとともに、男性の家事・育児・介護への参画を促すための環境づくりを推進します。



### (3) あらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力に対し、被害を未然に防止するための意識啓発や情報提供を行うとともに、被害者の早期発見に向けた取組を推進します。また、関係機関との連携体制の強化に努め、相談・保護から自立までの切れ目のない支援を行います。さらに、あらゆるハラスメント行為や性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発、被害に巻き込まれないための情報提供、被害者が相談しやすい体制づくりなどの被害者支援に取り組みます。

### (4) さまざまな場への男女共同参画の促進

性別にかかわらず誰もが活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、意思決定の場において、女性・男性双方の意見を反映するため、区民の意見反映の機会を充実するとともに、区の政策・方針決定過程における女性の参画を推進します。また、すべての区民が家庭・職場・地域などあらゆる場面に参画できるよう、区民の地域活動への参画の支援を行うとともに、地域社会の活力を高めるため、男女共同参画の視点を持ったリーダーの育成を図ります。

男女平等センター「ブーケ21」の運営においては、誰もが利用しやすい男女共同参画推進拠点施設として、団体活動の支援を行うとともに、事業の充実や近隣施設との連携等により活用を促進します。

### (5) 人と動物との共生の推進

人と動物との調和のとれた共生社会を目指して、区民、獣医師、動物愛護団体等の幅広い参画による「中央区動物との共生推進員」との連携を図るとともに、新たな活動の担い手を育成することで、地域の動物愛護施策を持続可能なものにしていきます。また、区ホームページの活用やリーフレットの配布のほか、犬のしつけ方教室などの各種講座を通じて動物の適正飼養について普及・啓発を行います。

さらに、区と連携して動物愛護施策を推進しているボランティア団体を相談窓口とする体制を整備し、飼い主の支援に取り組むとともに、飼い主のいない猫を保護し、新たな飼い主へ譲渡する取組も支援することなどにより、人と動物が安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

基本政策  
3

## 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち

## 施策 3-2

## すべての人の尊厳が守られる社会の推進

## 権利擁護・生活支援分野

SDGsのゴール  
との関係

## 施策の目標

- さまざまな生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民同士が支え合う関係性を育む地域づくりを図るとともに、関係機関等との連携・協働を強化し、包括的かつ継続的な相談支援体制を整備します。
- 判断能力が不十分で成年後見制度を含む権利擁護支援の必要性が高い高齢者や障害者への支援の充実を図るため、区と中央区社会福祉協議会が一体となって、さらなる相談窓口の充実や社会貢献型後見人(市民後見人)の養成・支援、地域連携ネットワークの充実など成年後見制度利用促進の取組を推進します。
- 高齢者や障害者、子ども、配偶者等に対する虐待や暴力の根絶を目指し、地域の社会資源である民生・児童委員、警察等の関係機関、NPO等とのネットワークの強化を図ります。
- 生活困窮者が制度の狭間に置かれ地域から孤立することのないよう、地域住民の生活課題を聞き取り、個々の状況に応じ必要な制度につなぐことで、包括的・重層的な支援を講じるとともに、地域の社会資源との協働により社会的自立に向けて幅広い支援を展開します。

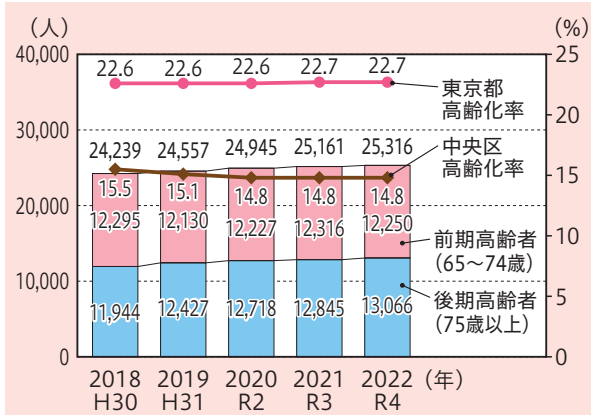
## 現状と課題

- 8050問題やダブルケアに象徴されるように、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。また、悩みや課題を抱えているものの、既存のサービスの対象とはならない制度の狭間の問題や社会的孤立といった課題が顕在化していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、生活困窮者の増加や外出機会の減少に伴う孤独・孤立も深刻な問題となっています。地域住民だけでは解決が困難な課題について、身近な地域で包括的に相談を受け止め、関係機関の連携・協働により適切な支援につなぐための体制整備が求められています。

- 本区の高齢化率は令和4(2022)年1月現在で14.8%であり、23区で最も低い水準にあるものの、高齢者人口は着実に増加しています。今後、認知症高齢者に加え、知的障害者や精神障害者の増加も見込まれることから、成年後見制度等の権利擁護が必要な方を早期に発見し、適切な制度利用につなげる体制づくりが求められています。
- 人権や人命に係る重大な問題である、高齢者や障害者、子ども、配偶者等への虐待、暴力については、育児や介護での孤立等が背景にある場合も多く、誰にでも起こりうる問題であることから、関係者・関係機関と連携しながら早期に発見し、被害者一人一人に応じたきめ細かな支援ができる体制を常に整えておく必要があります。
- 多様で複合的な生活課題に起因して生活困窮状態に陥る人が増加しており、制度の狭間に置かれたまま、抱えている問題が深刻化するケースも生じています。また、生活困窮に陥ることにより、「自己肯定感」や「自尊感情」が希薄になり、地域社会から孤立してしまう場合があります。このような状況を解決するためには、地域住民相互や各公的機関をつなぐ仕組みの構築が必要です。

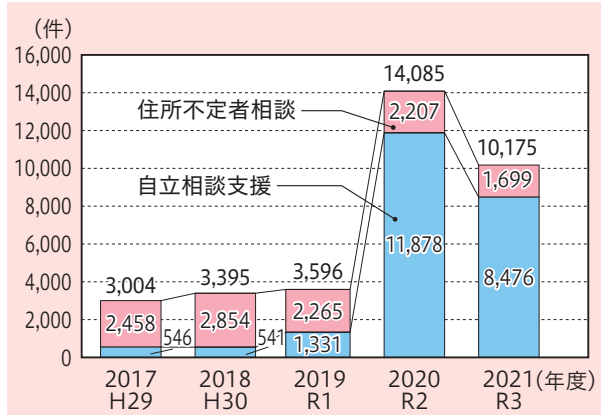
## 現状データ

■ 高齢者数・高齢化率の推移



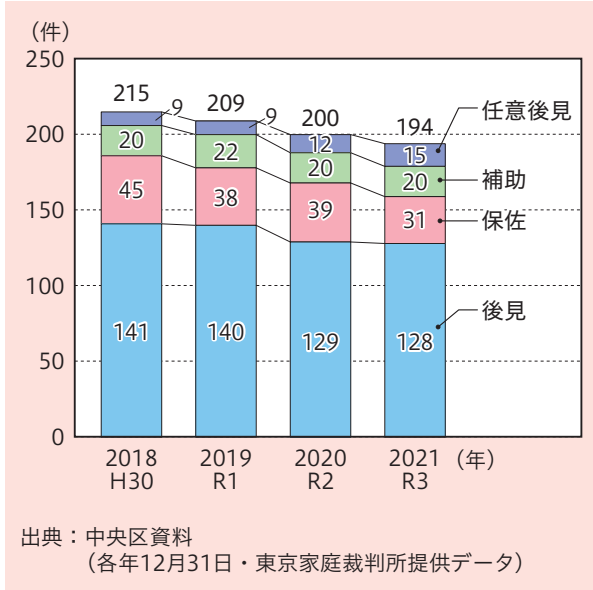
出典：中央区資料(各年1月1日)  
東京都の統計(各年1月1日・東京都)

■ 生活困窮に関する面接相談件数の推移

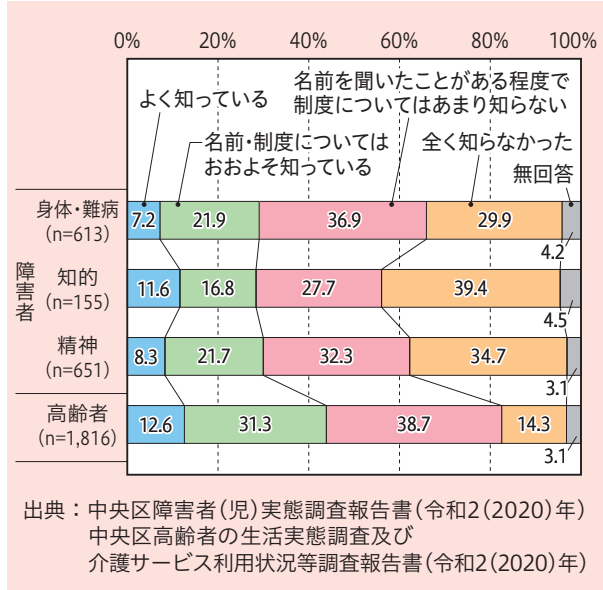


出典：中央区資料

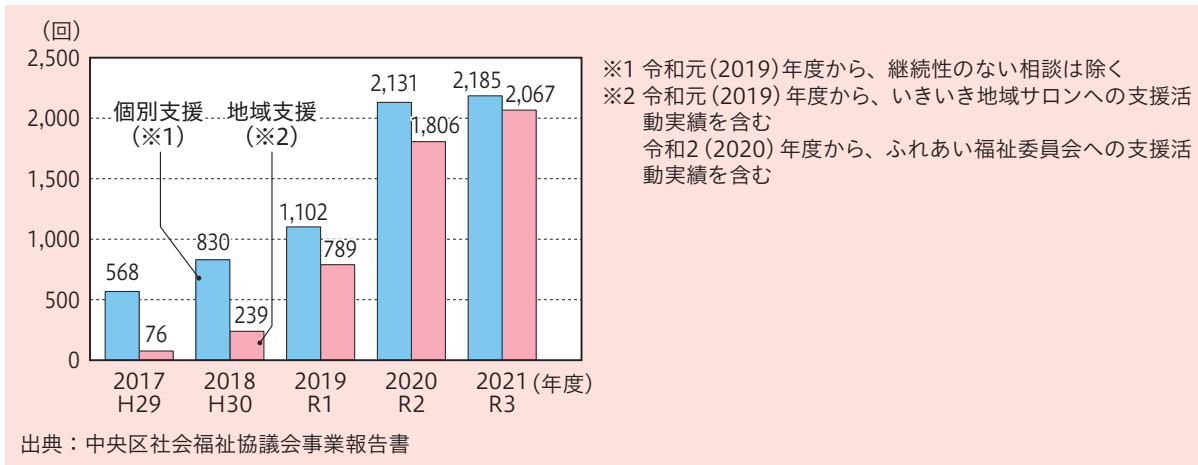
■成年後見制度利用者数の推移



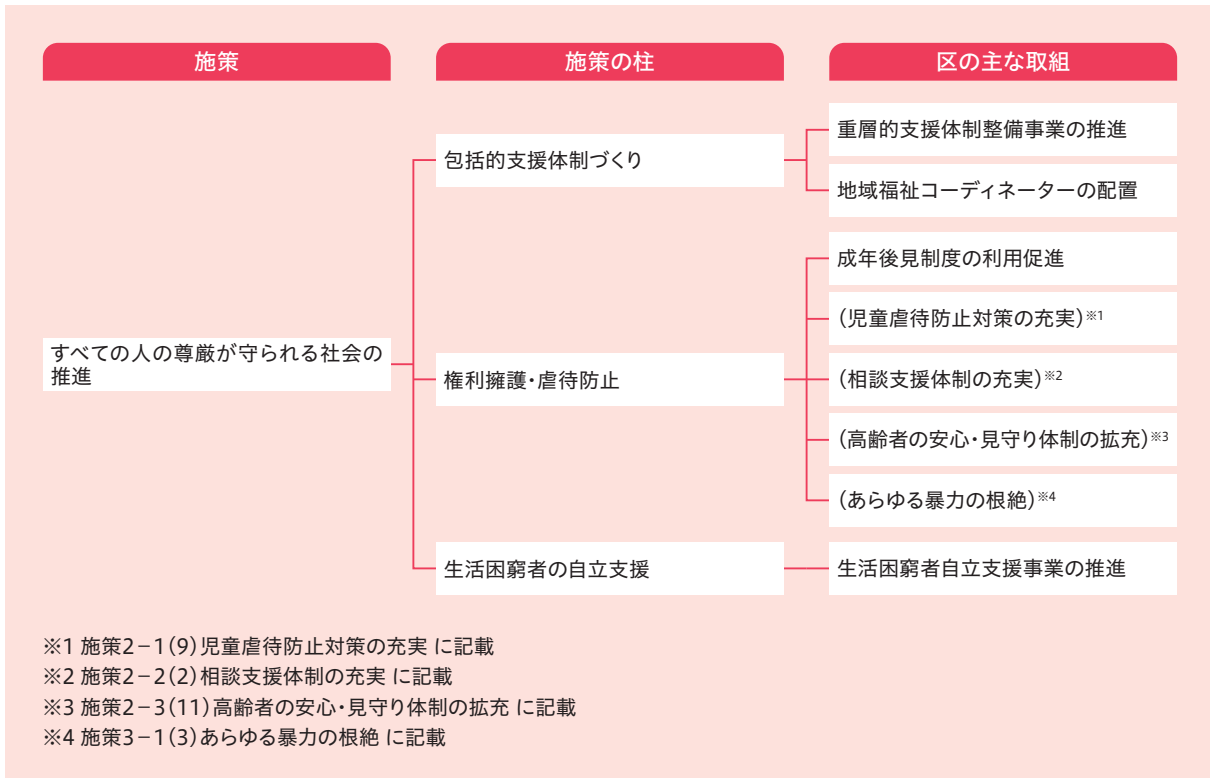
■成年後見制度の認知度



■地域福祉コーディネーター支援・活動実績の推移(生活支援コーディネーターの実績含む)



## 施策の体系



## 施策の柱と区の主な取組

### 包括的支援体制づくり

#### (1) 重層的支援体制整備事業の推進

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、高齢・障害・子ども・生活困窮等の分野の属性に関わらず一体的に支援を行う「重層的支援体制整備事業」を実施します。

各地域(京橋・日本橋・月島)に福祉総合相談窓口(仮称)を順次整備することで、8050問題、ダブルケアなど複数の分野にまたがる課題を抱えた世帯やこれまで相談、支援につながっていなかったひきこもりなどの課題を抱えた世帯等に対する相談窓口を明確化し、各相談支援機関や区、社会福祉協議会、地域住民などの連携・協働により、アウトリーチによる支援や社会とのつながりをつくりながら、継続的に支援していきます。あわせて、新たな地域活動拠点を整備し、世代や属性を超えて交流できる多世代交流拠点、子どもや高齢者などが食事を通して交流できるみんなの食堂、「高齢者通いの場」等、住民同士の支え合いに向けた取組を推進していきます。

## (2) 地域福祉コーディネーターの配置

地域福祉コーディネーターを各地域(京橋・日本橋・月島)に配置し、従来の福祉サービスだけでは解決できない生活上の課題を抱える人々のもとに直接訪問して支援を行います。また、地域の支え合いの活性化を図るため、情報や人材・場所等の地域の社会資源を開拓し、地域住民をはじめとするさまざまな活動主体相互のネットワークづくりに取り組みます。

### 権利擁護・虐待防止

## (3) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用に関する相談や支援を行っている中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」と区が一体となって、成年後見制度の周知・広報、相談支援、後見人の支援など、成年後見制度の利用促進に向けた取組の充実を図ります。また、「地域連携ネットワーク」の構築に向けた法律・福祉専門職や地域関係者との連携強化に取り組みます。

### 生活困窮者の自立支援

## (4) 生活困窮者自立支援事業の推進

失業やひきこもりなど、生活困窮者が抱えるさまざまな課題に応じた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、自立相談支援事業を基本に家計相談や就労準備支援等を通じて社会的・経済的自立を支援します。また、生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもを対象に学習・生活支援を行うなど、進学や社会的自立に向けた切れ目のない支援を展開していきます。

## 基本政策

## 4

## 災害・犯罪に強く いつまでも住み続けられるまち

### 10年後の中央区の姿

- 各家庭等での防災対策が進み、多くの区民が被災後も継続して生活することができます。また、自助・共助・公助が一体となった総合的な地域防災力の強化が図られ、災害時においても避難所の運営はもとより要配慮者や帰宅困難者に対する支援活動が迅速かつ円滑に行われるなど、人々の安全が確保できる体制が整っています。
- 区民の防犯意識の高まりにより、地域の防犯力が向上するとともに、消費者が正しい知識を習得し、消費者トラブルを未然に防ぐことができます。また、大規模テロ等の新たな脅威から区民を守るための危機管理体制が充実・強化され、区民が安全で安心した生活を送っています。
- 住民相互の良好なコミュニティのもと、マンションの適切な維持管理が行われているとともに、建築物の耐震化が進み、大地震発生時にも安全な住環境が確保されています。また、多様なライフスタイルに合った良好な住宅環境の創出により、さまざまな世代が安心して快適に暮らしています。

#### 施策 4-1

### 地域ぐるみの防災力・防犯力の向上

防災・危機管理・生活安全分野

#### 施策 4-2

### 安心して住み続けられる住宅・住環境づくり

住宅・住環境分野

基本政策  
4

## 災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち

## 施策 4-1

## 地域ぐるみの防災力・防犯力の向上

## 防災・危機管理・生活安全分野

SDGsのゴール  
との関係

## 施策の目標

- 区民や事業所が連携・協力して防災対策に取り組めるよう、体制整備の支援や適切な情報提供などを行うことにより、「自助」「共助」の一層の推進、「公助」と一体となった総合的な防災力の向上を図ります。また、令和4(2022)年5月に見直しされた「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」を踏まえながら、本区の地域特性に応じた高層住宅の防災対策や帰宅困難者対策を強化することで、「災害に強いまち中央区」を実現していきます。
- 区民が安心して生活できるよう、犯罪に対する知識や意識の向上を図るとともに、自主的な防犯活動や防犯設備の設置を支援し、地域力をいかした犯罪に強いまちづくりを推進していきます。また、大規模テロ等の新たな脅威に対して、国や東京都等と連携しながら継続的なリスク情報の収集・発信を行い、迅速かつ的確な初動措置を確保するなど、総合的な危機管理体制を強化していきます。
- 区民が安全・安心な生活を送るため、消費生活に関する正しい知識を身に付け、自立した「かしこい消費者」となり、消費生活が安定・向上するようさまざまな媒体や手法を用いて効果的な情報発信を行っていきます。

## 現状と課題

- 首都圏において、今後30年以内にマグニチュード7クラスの大地震が発生する確率は70%といわれています。また、近年の地球温暖化に伴い、全国的に風水害が激甚化・頻発化しています。加えて、在宅避難の重要性が高まる中、さらなる防災意識の向上や災害情報の提供体制の強化など、減災に向けた取組を推進する必要があります。そのため、区民や事業所をはじめ地域との連携を強化し、地域防災力の向上に向けた取組の推進が求め

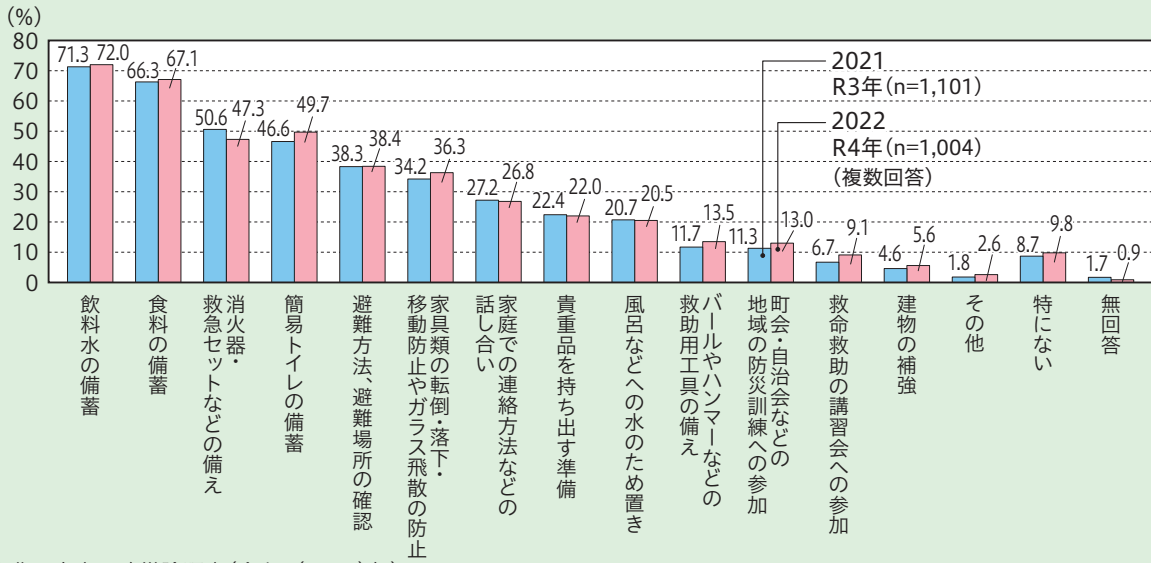


られています。

- 区民が安全かつ安心した生活を送り続けるためには、地域特性を踏まえた防災対策が重要です。本区では、9割以上の世帯が集合住宅に居住しており、高層住宅の防災対策の充実が必要不可欠です。また、区内には、約3万3千を超える事業所があり、約78万人の従業員が就業しています。災害時には30万人を超える帰宅困難者が発生し、災害応急活動の妨げや二次被害の発生するおそれがあることから、対策を進めていく必要があります。
- 区内の犯罪は、年々減少傾向にあるものの、犯罪抑止力のさらなる強化に向けて、防犯設備の設置など地域ぐるみの自助・共助による取組の推進が求められています。また、高齢者を狙った特殊詐欺は、年々巧妙化していることから、生活安全に関する正確な情報発信や防犯意識の向上に向けた取組も必要です。
- 近年、大型台風や集中豪雨による甚大な被害のほか、世界情勢等に起因する新たな脅威や新型インフルエンザ等の脅威など、さまざまな緊急事態が懸念されており、危機管理体制の強化が求められています。
- 区の消費生活相談窓口の相談件数はここ数年同水準で推移していますが、悪質商法の手口は巧妙化しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等によるインターネット通販利用の増加、成年年齢の引下げなどといった社会状況の変化により、相談内容も複雑化・多様化し続けています。こうした状況において、消費者トラブルを未然に防止し、さまざまな消費者問題に適切に対応するためには、関係団体と連携しながら、必要な情報を収集し、高齢者や社会経験の少ない若年層をはじめとした区民等に広く発信し、普及・啓発を図ることが重要です。また、区民の消費生活に関するあらゆる相談に対応していくため、消費生活相談体制の充実が求められています。

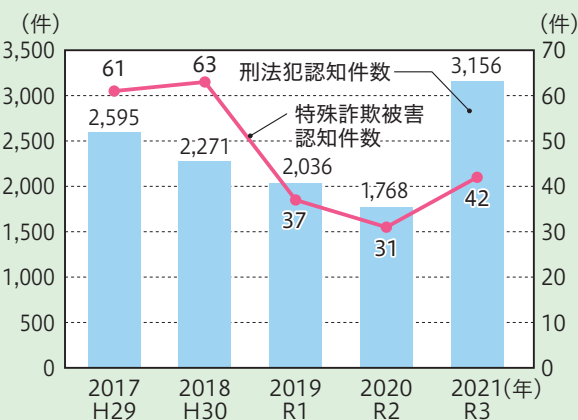
現状データ

■家庭での災害に対する備え



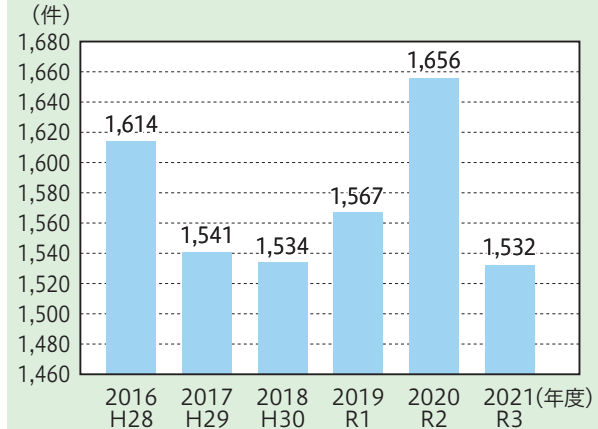
出典：中央区政世論調査(令和4(2022)年)

■区内における刑法犯認知件数・特殊詐欺被害認知件数の推移



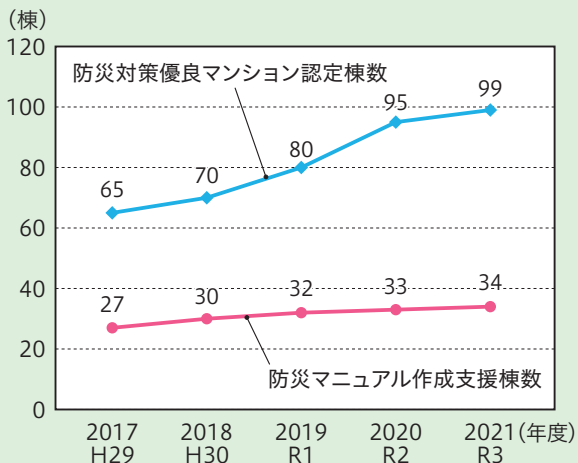
出典：統計資料(警視庁)/青少年・治安対策本部資料(東京都)

■消費生活相談受付件数の推移



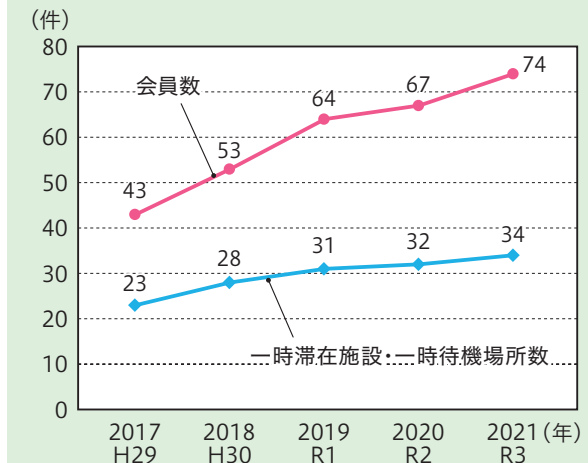
出典：中央区資料

■高層住宅防災対策支援実績(累計)の推移



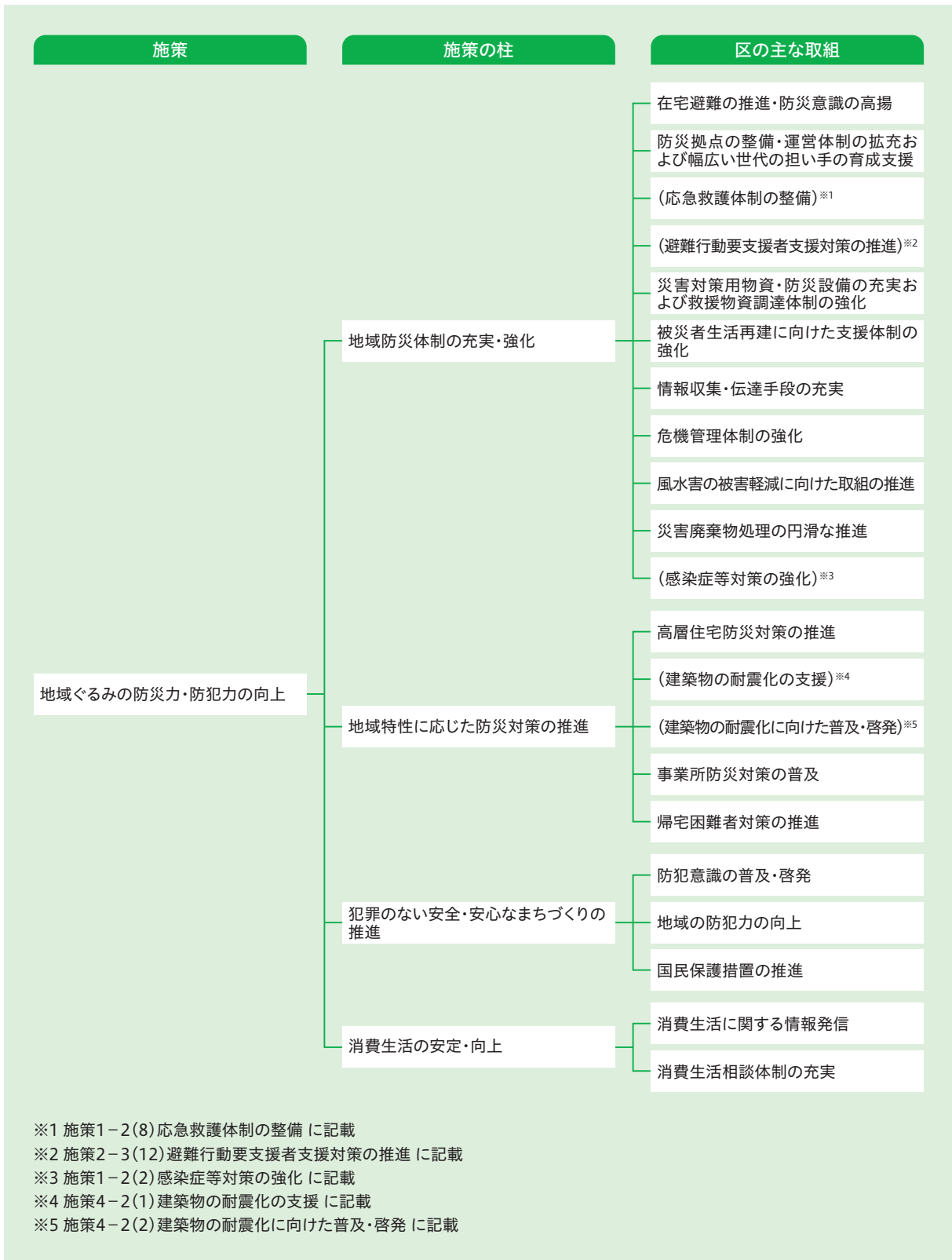
出典：中央区資料

■帰宅困難者協議会会員数・一時滞在施設数の推移



出典：中央区資料

# 施策の体系



## 施策の柱と区の主な取組

### 地域防災体制の充実・強化

#### (1) 在宅避難の推進・防災意識の高揚

本区の地域特性を踏まえ、冊子、パンフレット、ホームページ、防災アプリ、防災イベントや講演会など、あらゆる手段・機会を活用して、周知・啓発を図るなど積極的に在宅避難を推進していきます。また、区民の防災意識の高揚を図るため、多世代の方が興味を持ち参加できる防災イベントや防災訓練の実施など、より多くの区民が防災に関わる機会を創出していきます。

#### (2) 防災拠点の整備・運営体制の拡充および幅広い世代の担い手の育成支援

災害時に防災区民組織等が迅速かつ的確な応急活動を行えるよう、防災拠点等に必要な備蓄品や防災資器材を整備するとともに、人口増加や感染症対策への対応、避難生活環境向上のために、防災拠点の新設等により避難スペースを拡充していきます。また、地域が主体となる防災拠点運営委員会を支援し、より実践的な訓練の実施、活動マニュアルの更新など運営体制の活性化、防災関係機関・医療機関等との連携や在宅避難者への支援強化に取り組んでいきます。

あわせて、中学生など若い世代が、防災拠点の運営や訓練に参加する環境づくりを進めることにより、地域防災の担い手の育成を積極的に支援していきます。

#### (3) 災害対策用物資・防災設備の充実および救援物資調達体制の強化

地域の特性や大地震の教訓等を踏まえ、食料・生活用品等の備蓄を充実します。また、職員対応力の向上、関係機関との緊密な連携、防災船着き場の整備による水路の活用など救援物資の調達体制を強化します。さらに、防災施設や設備等を適切に維持・管理するとともに、大規模開発事業等の機会を捉えて備蓄倉庫の整備を進めていきます。

#### (4) 被災者生活再建に向けた支援体制の強化

被災者の速やかな生活再建に資するため、住宅被害認定調査、り災証明の発行、被災者台帳の作成など被災者に対する生活再建支援業務の早期実施に向け、円滑かつ的確な支援体制を構築していきます。

#### (5) 情報収集・伝達手段の充実

災害時における被害状況等の情報を迅速に把握するため、防災関係機関等との情報連携体制を

築き、迅速かつ的確な災害応急活動に取り組みます。また、一斉情報配信システムを活用し、SNSやホームページ等さまざまな情報媒体に同時に情報発信することで、より迅速かつ効果的・効率的な情報発信体制を強化していきます。

### (6) 危機管理体制の強化

首都直下地震などの自然災害や感染症等の発生時に、限られた人的・物的資源を効果的に配置し、業務の継続と早期の復旧を図るとともに、迅速かつ的確な災害対策本部機能を確保するため、危機管理の拠点である防災危機管理センターの強化を図ります。

### (7) 風水害の被害軽減に向けた取組の推進

近年の異常気象等により、全国的に風水害が激甚化・頻発化していることから、荒川氾濫時のみならず、集中豪雨による内水氾濫、高潮などの風水害被害の軽減に向けた取組を国や東京都、他自治体との連携を強化し、推進していきます。

### (8) 災害廃棄物処理の円滑な推進

大規模災害時において、災害廃棄物処理に係る組織体制を迅速に整備し、関係機関との連携のもと、継続的かつ確実な廃棄物の収集・運搬処理を行います。また、平時から区民や事業者に向けて災害廃棄物の分別の必要性や排出方法等について普及・啓発を図っていきます。

## 地域特性に応じた防災対策の推進

### (9) 高層住宅防災対策の推進

自助・共助の取組を支援するとともに在宅避難を推進していくため、中央区防災対策優良マンション認定制度や防災専門家の派遣等による防災組織づくり、防災マニュアルの作成、防災訓練等への支援に加え、防災講演会の開催による意識高揚や近隣マンション・地域との交流促進により、マンション内における災害対応力の強化を支援していきます。

### (10) 事業所防災対策の普及

防災講演会をはじめとしたさまざまな普及・啓発の機会を通じて、事業所に留まる対策の重要性の周知や従業員の安否確認体制の整備、水・食料・生活必需品の備蓄促進など、事業所の防災力を高め、地域と一体となった取組を推進します。

### (11) 帰宅困難者対策の推進

地域の事業所が主体となる「帰宅困難者支援施設運営協議会」の支援を行うとともに、協議会の活動を通じて、区、東京都、事業所、防災関係機関との連携・協力体制の強化や地区特性を踏まえた取組を推進します。

さらに、大規模開発等の機会を捉え、帰宅困難者一時滞在施設や一時待機場所の設置を促進し、来街者の安全が確保できる環境づくりを強化します。

## 犯罪のない安全・安心なまちづくりの推進

### (12) 防犯意識の普及・啓発

巧妙化する高齢者を狙った振り込め詐欺等に対し、警察や防犯協会等関係機関との連携を強化するとともに区民等の防犯に対する意識啓発・知識を高めることで、犯罪を未然に防止する環境づくりを推進します。

### (13) 地域の防犯力の向上

犯罪の抑止力となる防犯カメラの整備や自主的な地域見守り活動等の支援を行うとともに、犯罪情報の提供や防犯知識の普及・啓発を図り、地域における総合的な防犯力の向上を図ります。

### (14) 国民保護措置の推進

世界情勢等に起因する新たな脅威に対し、国、東京都等の関係機関や地域等と連携を強化し、国民保護措置を総合的に推進していきます。

## 消費生活の安定・向上

### (15) 消費生活に関する情報発信

区民一人一人が「かしこい消費者」として正しい知識を習得することで、消費者トラブルを未然に防止し、人や社会、環境に配慮したエシカル消費\*（倫理的消費）が実践できるよう、SDGsをテーマに取り入れた消費生活展やホームページ・情報誌、消費生活講座、関係団体との連携等のさまざまな媒体や手法により消費生活情報を発信します。

特に、成年年齢の引下げにより影響を受ける若者に対しては、より一層の注意喚起をしていくとともに

\* エシカル消費：地域の活性化や雇用などを含む、人や社会、地域、環境に配慮して作られた製品・サービスを選んで消費することで、社会や地球環境の問題を解決に導こうとすること

に、区立中学生に対しては、副教材を活用した消費者教育を行います。また、消費者被害に遭いやすい傾向にある高齢者へも普及・啓発を積極的に行います。

### (16) 消費生活相談体制の充実

区民等の消費生活での不安や困りごとに対応するため、専門資格を有する相談員による電話相談、窓口相談を実施します。また、研修・勉強会への参加等により、相談員のさらなる知識の習得や資質の向上を図ることに加え、ICTを積極的に活用しながら、相談体制を充実します。



中央区総合防災訓練

基本政策  
4

## 災害・犯罪に強くいつまでも住み続けられるまち

## 施策 4-2

## 安心して住み続けられる住宅・住環境づくり

## 住宅・住環境分野

SDGsのゴール  
との関係

## 施策の目標

- 特定緊急輸送道路沿道建築物をはじめとした未改修建築物の耐震化を進めていきます。
- 区民住宅等を適正に管理、供給し、快適な居住空間を確保するとともに、誰もが暮らしやすい住環境を実現していきます。
- マンションの長寿命化や適正な管理を支援することで、安全かつ安心して住み続けられる住環境づくりを進めるとともに、管理組合の交流を促し、良質なコミュニティ形成につなげていきます。

## 現状と課題

- 区内の住宅の耐震化率は、令和2(2020)年度で94%を超えていますが、今後30年以内にマグニチュード7クラスの大地震が発生する確率が70%と予測されており、建築物の倒壊などを防ぐため、引き続き耐震化を促進する必要があります。特に震災時の道路閉塞を防ぐため、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化は急務となっており、未改修建築物に対するさらなる支援の検討を進める必要があります。また、高層建築物の長周期地震動対策の促進も求められています。
- 本区の高齢化率は、減少傾向であるものの高齢者人口は着実に増加しています。今後も高齢者の増加を見据えた住宅・住環境の整備を進めるとともに、既存の区民住宅については良質な公的住宅ストックとして有効活用を図っていくことが必要です。また、高経年の区民住宅については、設備などの不具合による修繕が増加しており、改築も視野に入れ今後の対応を検討する必要があります。
- 区民の中心的な居住形態であるマンションについては、高層マンションを含めた中長期的な修繕計画の策定とそれに基づく長寿命化への支援のほか、マンションが管理不全に陥らないよう管理組合に対する総合的な支援も必要となっています。



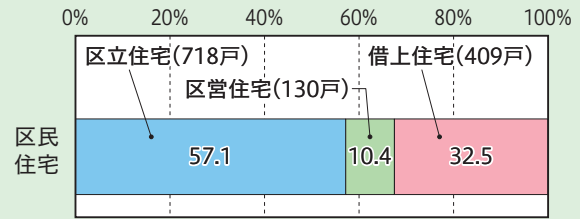
## 現状データ

### ■住宅の耐震化率

	木造	非木造	計
未耐震住宅	530	4,690	5,220
耐震化住宅	1,750	86,660	88,410
耐震化率	76.8%	94.9%	94.4%
計	2,280	91,350	93,630

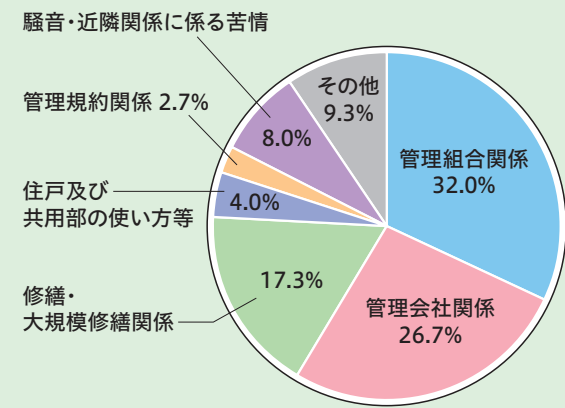
※数値は、平成20(2008)年、平成25(2013)年、平成30(2018)年の住宅・土地統計調査からの推計値  
出典：中央区資料(令和2(2020)年3月現在)

### ■区民住宅戸数(まちづくり支援用施設を含む)



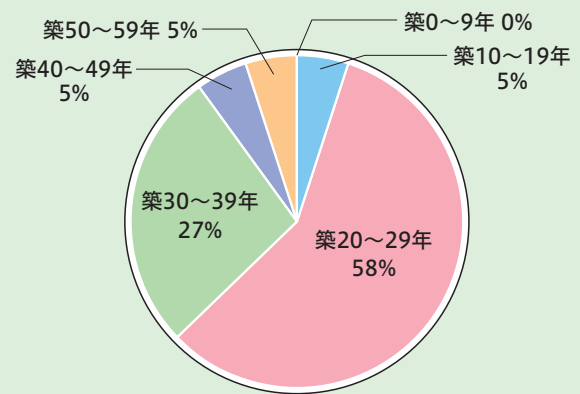
出典：中央区資料(令和5(2023)年1月現在)

### ■分譲マンション管理相談内容(令和元(2019)～令和3(2021)年度)



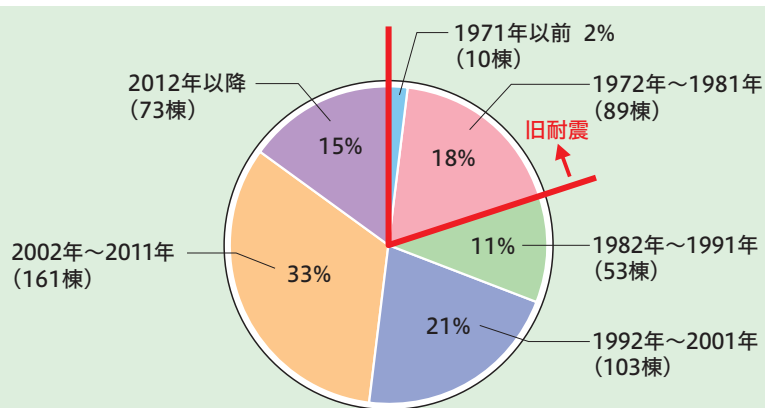
※中央区都市整備公社により実施  
出典：中央区資料

### ■区民住宅築年数



出典：中央区資料(令和4(2022)年3月現在)

### ■分譲マンション新築年別棟数および比率

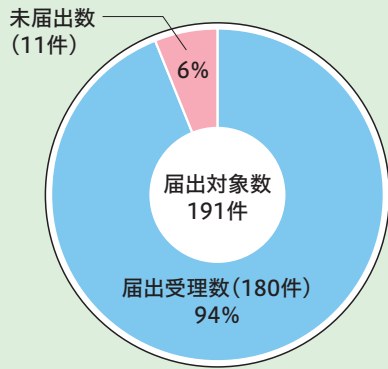


#### ※旧耐震基準について

昭和56(1981)年5月31日以前に建築確認を受けた建物が旧耐震基準の建物である。なお、便宜的に昭和56(1981)年以前に新築した建物を「旧耐震」としている。

出典：中央区資料(平成29(2017)年現在)

■管理状況届出制度<sup>※</sup>に基づく届出数



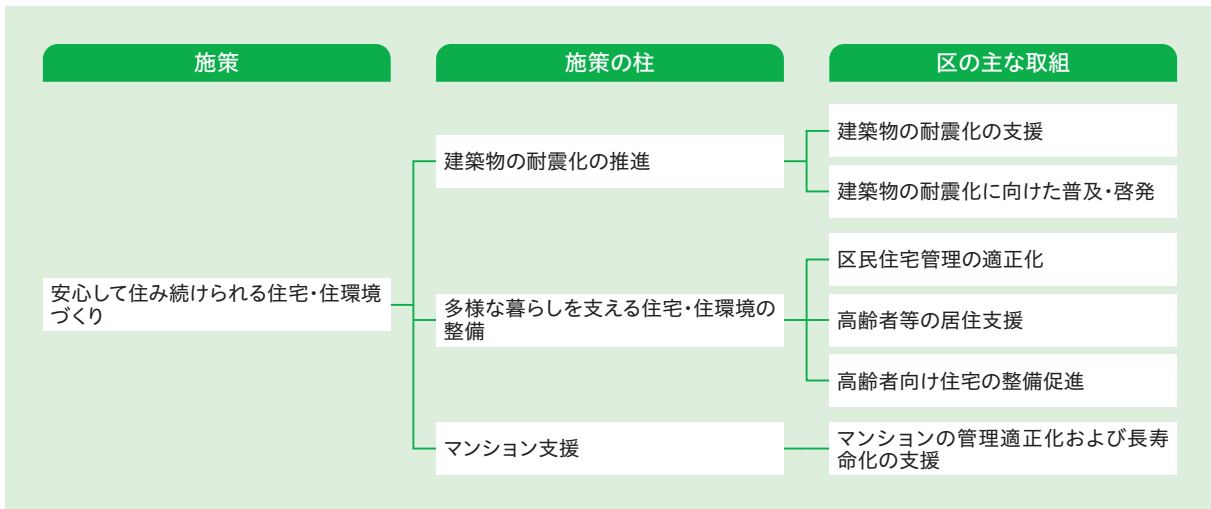
管理不全予防のために必要な7項目に係る対応状況 (届出受理数180件)

項目	有	無
管理組合	175	5
管理者等	176	4
管理規約	177	3
総会開催(年1回以上)	171	9
管理費	178	2
修繕積立金	177	3
修繕の計画的な実施	154	26

※管理状況届出制度:「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づき、分譲マンションにおける管理状況の届出が義務化された。その届出の管理状況の内容により必要に応じた助言や専門家の派遣などの改善に向けた支援を行っている(令和2(2020)年4月1日開始)。  
※届出対象マンションは昭和58(1983)年12月31日以前に新築された分譲マンションのうち、6戸以上のもの

出典：中央区資料(令和4(2022)年12月末現在)

施策の体系



施策の柱と区の主な取組

建築物の耐震化の推進

(1)建築物の耐震化の支援

耐震診断や耐震改修を実施する建築物の所有者に対する費用助成を行うとともに、住宅においては耐震改修と併せて行う工事に係る費用負担を軽減するなど、建築物の耐震化をより一層促進していきます。また、特定緊急輸送道路の沿道建築物については、建替えや除却における建物所有者の費用負担を軽減し、建築物の倒壊による道路閉塞の防止を図っていきます。

(2)建築物の耐震化に向けた普及・啓発

耐震促進協議会による耐震フェアや耐震相談会の開催および旧耐震建築物所有者への訪問等を

実施し、区民の耐震化に対する意識向上を図るとともに、耐震アドバイザーの派遣等により、耐震化における課題についての相談を受けるなど、幅広い支援を展開していきます。また、高層建築物の長周期地震動対策についても、さまざまな機会を捉え国・東京都における助成制度を積極的に周知するなど、耐震化促進に向けた取組を強化していきます。

## 多様な暮らしを支える住宅・住環境の整備

### (3) 区民住宅管理の適正化

施設の修繕や設備の機能更新を目的とした改修を計画的に行い、区民住宅の長寿命化を図るとともに、共用部照明のLED化など省エネルギーへの取組を推進します。また、高経年住宅については、周辺開発の動向も見極めつつ、改築も視野に入れ今後の対応を検討していきます。

### (4) 高齢者等の居住支援

高齢者や障害者など誰もが住み慣れた地域で、安心して住み続けられるよう東京都や関係機関と連携し、あんしん居住制度利用助成など、多様なニーズやライフステージに応じた居住支援を進めていきます。

### (5) 高齢者向け住宅の整備促進

高齢者の居住の安定を図るため、民間事業者による高齢者向け住宅の整備や家賃減額に対する費用の一部を助成し、高齢者が安全かつ安心して生活できる住宅の供給を誘導していきます。

## マンション支援

### (6) マンションの管理適正化および長寿命化の支援

分譲マンションの老朽化や管理組合が抱えるさまざまな問題を解決するため、マンション管理適正化法に基づき、管理組合に対し管理適正化に向けた指導・助言等を行うとともに、中央区都市整備公社との連携のもとマンションアドバイザー等の派遣、相談会・セミナーの開催、分譲マンション管理組合交流会への支援を行っていきます。また、修繕の調査や設計および工事に際しては、費用の一部を助成するなど長寿命化に向けた負担軽減も図っていきます。



## 基本政策

## 5

## 水とみどりあふれる豊かな環境を 未来へつなぐまち

### 10年後の中央区の姿

- 街路のみどりや公園と水辺空間のネットワーク化が図られ、ヒートアイランド現象が緩和されるとともに、生き物が生息する自然環境が創出されています。また、魅力的な公園等の整備が進み、河川・運河沿いが連続性のある親水空間として形成され、人々の憩いややすらぎの場が広がっています。
- 脱炭素社会の実現に向けて、区民や事業者等の環境問題に対する意識の高まりにより、省エネルギー行動が実践されるとともに、環境にやさしいエネルギーの活用が進んでいます。また、自主的な地域美化活動が区内全体に広がり、世界に誇る美しいまちが形成されています。
- 区と区民・事業者が一体となっごみの発生抑制や資源分別等の取組を実践し、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会が実現しています。

## 施策 5-1

### 水とみどりにつつまれたやすらぎのある空間づくり

公園・緑地・水辺分野

## 施策 5-2

### 地球にやさしく美しいまちづくり

環境保全分野

## 施策 5-3

### 循環型社会づくりの推進

循環型社会分野

基本政策  
5

## 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち

## 施策 5-1

## 水とみどりにつまれたやすらぎのある空間づくり

公園・緑地・水辺分野

SDGsのゴール  
との関係

## 施策の目標

- ヒートアイランド現象の緩和や生き物の生息環境、都心にふさわしい風格あるまちの形成を図るため、公園等のみどりの拠点と河川・運河の水辺空間や街路樹等をつなぎ、水とみどりのネットワークを形成します。
- 子どもから高齢者まで幅広い年代のニーズに配慮しながら、機能の充実を図るなど、魅力ある公園等の新設や拡充を進めます。
- 河川や運河沿いの水辺空間の活性化を図るため、東京都や開発事業者と連携し、都心しながら自然や潤いを感じられるよう、親水性や水辺の回遊性に配慮した水辺環境を整備します。
- ボランティアによる花壇の維持管理や公園の自主管理などの活動を推進し、区民・事業者・地域・区による緑のパートナーシップを拡充します。

## 現状と課題

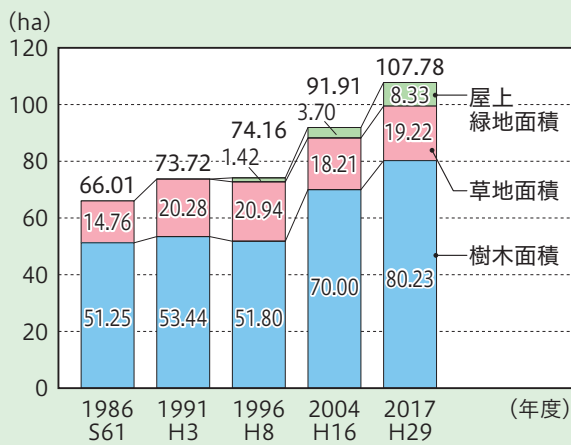
- 近年の都市部における気温上昇の要因には、気候変動の影響のほかヒートアイランド現象があるといわれています。みどり豊かで快適な都心環境を形成し、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、公園等のまとまったみどりと街路樹の連続化を図るとともに、河川・運河の水辺空間のネットワーク化を進めていく必要があります。
- 公園・緑地は人々の憩いややすらぎの場、子どもたちの遊びの場、スポーツ・レクリエーションの場であるとともに、災害時の避難場所としての防災機能も有するなど、健康で安全な生活を営む上で重要な機能を持っています。区では、花とみどりに囲まれた美しいまちを目指した「花の都中央区宣言」(平成元(1989)年)や「中央区緑の基本計画」(平成31(2019)年)に基づき、公園・緑地等の整備を進めています。その結果、緑被率は徐々に向上し、平成29(2017)年度には10.7%となりました。しかしながら、区内人口の増加に

に伴い、区民一人当たりの公園面積は、近年減少傾向が続いています。新たな土地の確保が難しい本区においては、適正かつ合理的な土地利用に加え、開発事業等に合わせた公園の拡充や老朽化が進んだ公園の改修による機能の充実が求められています。

- 本区は河川や運河の面積が区全体の約18%を占め、都内随一の水辺空間を誇っています。この豊かな水辺環境をいかした安全・安心・快適で連続性のある水辺空間を整備するとともに、にぎわいの場としても活用し、水辺の魅力を高めていくことが求められています。
- 都市機能が集中する本区では、公共施設の屋上・壁面等における緑化の推進や民間施設の緑化に対する支援を行うとともに、区民・事業者によるボランティア活動の促進等により、みどりの豊かさを実感でき、自然と調和したやすらぎのある都心環境を実現することが求められています。

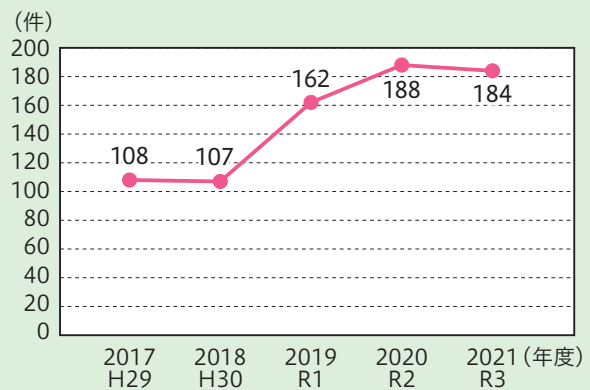
## 現状データ

■緑被面積の推移



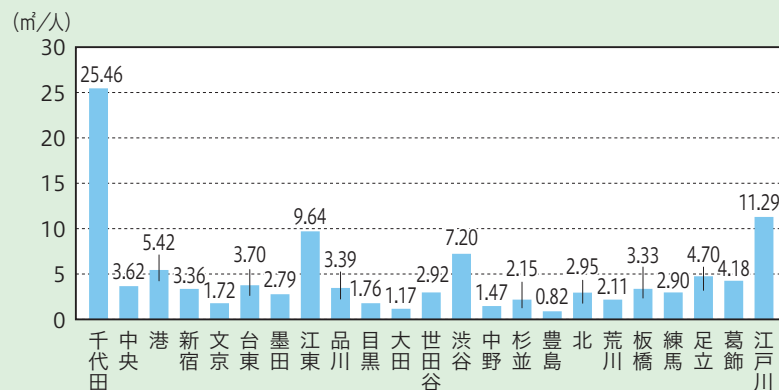
※屋上緑地面積は平成8(1996)年度から調査開始  
出典：中央区緑の実態調査報告書(平成30(2018)年)

■緑のアダプト※登録件数の推移



※緑のアダプト  
公園・緑地帯・街路の花壇の草花管理や清掃活動を行う地域住民や事業者などのボランティア  
出典：中央区資料

■23区の一人当たりの公園面積



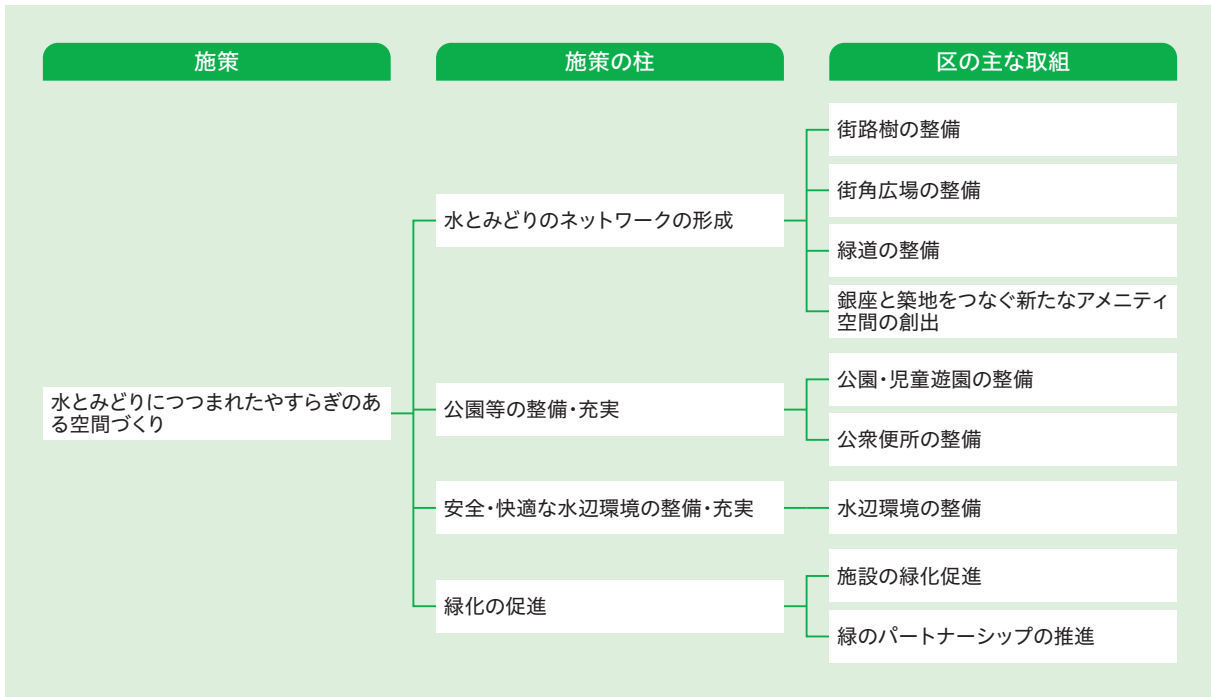
出典：特別区土木関係現況調査(令和4(2022)年)

■本区を流れる一級河川(荒川水系)

一級河川(荒川水系)		延長(m) (本区管内)
京橋地域	隅田川	2,580
	亀島川	730
日本橋地域	隅田川	2,180
	神田川	510
	日本橋川	2,300
月島地域	隅田川	460
	月島川	830
合計		10,120

出典：中央区資料

施策の体系



施策の柱と区の主な取組

水とみどりのネットワークの形成

(1) 街路樹の整備

道路整備や再開発等に合わせて、街路樹の整備を進めるとともに、中低木や緑化フェンスによる多層化・連続化を進めます。また、地域の特色を踏まえ、沿道の価値やまちのイメージを高める花の咲く樹木、新葉や紅葉が美しい樹木など特色ある樹種を植栽します。

(2) 街角広場の整備

緑地帯が地域のランドマークや地域住民の憩い・交流の場となるよう、地域の歴史・文化等の特色や景観に配慮した街角広場の整備を進めます。

(3) 緑道の整備

道路や河川沿いにおける緑道について、四季折々の樹木や草花の植栽等により、憩いややすらぎがあり、歴史・文化を感じられる散策路として整備します。また、東京都等関係機関との連携により、新たな緑道の整備を進めていきます。



#### (4) 銀座と築地をつなぐ新たなアメニティ空間の創出

老朽化が進む首都高速道路都心環状線の築地川区間の更新に合わせて、沿道のまちづくりの機会等を捉え、掘割部の上部空間の活用を図ることで、銀座と築地のまちをつなぎ、都心に開かれたみどり豊かな空間やさまざまな交流を生み出すにぎわい空間など、区民や来街者の快適で多様なライフスタイルを支える新たなアメニティ空間を創出していきます。

### 公園等の整備・充実

#### (5) 公園・児童遊園の整備

老朽化が進んだ公園等については、地域の特性やニーズ、自然環境等に配慮しながら改修整備を行います。また、複数の公園等で機能を分担・特化させるなど有効活用を図り、多様化するニーズに対応していきます。さらに、大規模開発や公共用地の活用などさまざまな機会を捉えて新たな公園等の整備を進めます。

#### (6) 公衆便所の整備

衛生的な都市環境保全の一環として設置している公衆便所について、災害時にも対応可能なトイレとして改築を進めるとともに、高齢者や障害者等の利用に配慮したバリアフリー化に向けた整備を推進します。また、外国人を含め、すべての利用者が施設を円滑に利用できるよう、多言語表示やピクトグラムを活用した案内表示の設置や便器の洋式化を進めます。

### 安全・快適な水辺環境の整備・充実

#### (7) 水辺環境の整備

誰もが快適に水辺の散策を楽しめる環境を整備するため、東京都による朝潮運河の護岸基盤整備等に合わせ、自然環境や周辺景観との調和にも配慮した水辺空間を創出していきます。また、水辺の回遊性やにぎわいのさらなる向上に向け、遊歩道の連続化を図るとともに、大規模開発等の機会を捉え、水辺の魅力を存分にいかしたまちづくりを促進していきます。

### 緑化の促進

#### (8) 施設の緑化促進

みどり豊かな都市景観の形成やヒートアイランド現象の緩和を図るため、公共施設の改修や改築

の機会を捉えて屋上・壁面等の緑化を推進します。また、民間施設についても緑化の指導や費用助成などにより、緑化の促進を図ります。

### (9) 緑のパートナーシップの推進

花と苗木の即売会やさまざまなイベントを通じて緑化意識を高めるとともに、区民や事業者による花壇管理等のボランティア活動や地域住民による公園の自主的管理を支援し、みどりや草花に囲まれた環境づくりに向けた主体的活動の促進および地域コミュニティのさらなる活性化を図っていきます。



桜満開の石川島公園

基本政策  
5

## 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち

## 施策 5-2

## 地球にやさしく美しいまちづくり

## 環境保全分野

SDGsのゴール  
との関係

## 施策の目標

- ゼロカーボンシティの実現に向け、区が率先的に省エネルギー活動の徹底や再生可能エネルギーの積極的な活用に取り組むことで、脱炭素化に向けた区民・事業者のさらなる行動変容を促し、区内の二酸化炭素排出量を削減していきます。
- 区民・事業者等の協力を得てまちの美化活動を推進し、世界に誇る快適で美しいまちを実現します。また、大気汚染や河川の水質改善に向けた取組を進めます。

## 現状と課題

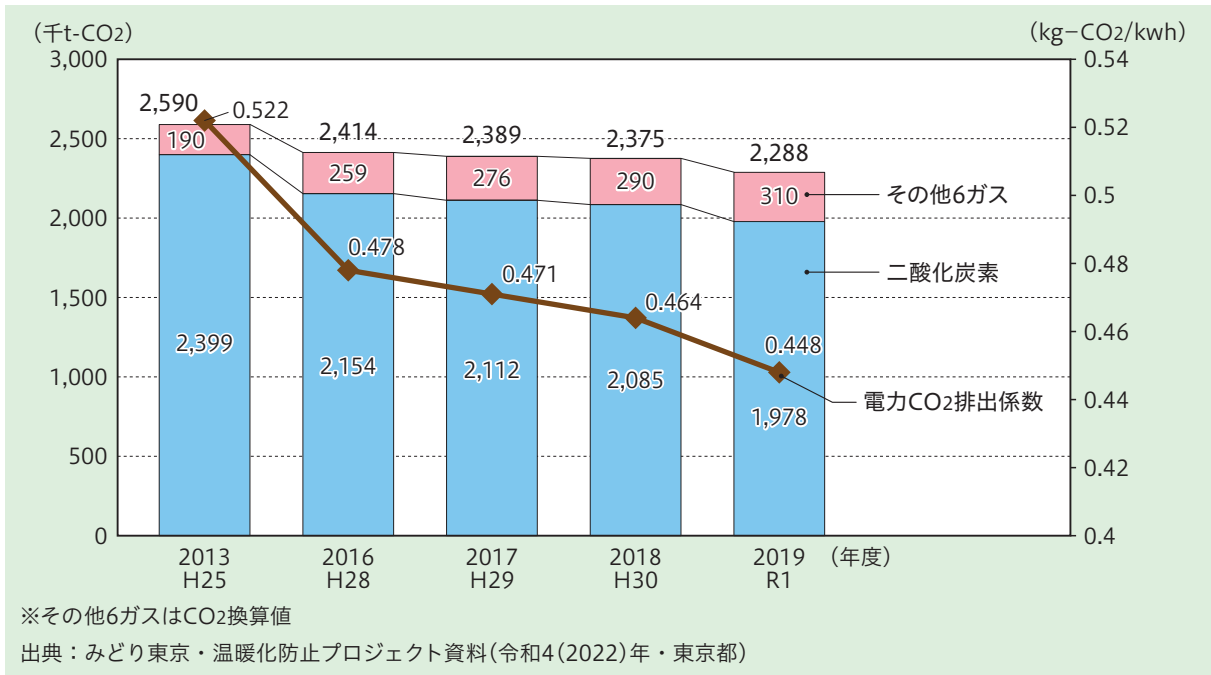
- 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加による地球温暖化や生物多様性の喪失など、世界規模で深刻化する環境問題は、地球上の生物の生存基盤を揺るがす重大な課題となっています。こうした中、世界各国・地域においてはパリ協定の採択やIPCC(気候変動に関する政府間パネル)「1.5℃特別報告書」の公表を受け、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルに向けた取組が広がりをみせており、わが国においても、令和32(2050)年までのカーボンニュートラルの実現を明記した改正地球温暖化対策推進法が令和4(2022)年4月に施行されました。令和3(2021)年3月に「ゼロカーボンシティ中央区宣言」を表明した本区においては、区民・事業者との協力の下、脱炭素社会に向け、他自治体に率先した取組の推進が求められています。
- 本区においては二酸化炭素排出量の約8割を民生部門が占めるなど、日本の経済をけん引する活発な事業活動が展開される一方で、再生可能エネルギーの活用推進等において、施設に必要な土地の確保が難しいという課題を抱えています。こうした都心区の特長や課題を踏まえつつ、新たな技術や行政区域を越えた広域的な取組の積極的な導入を図る

など、多角的な視点を持って脱炭素に向けた取組を検討・推進していく必要があります。

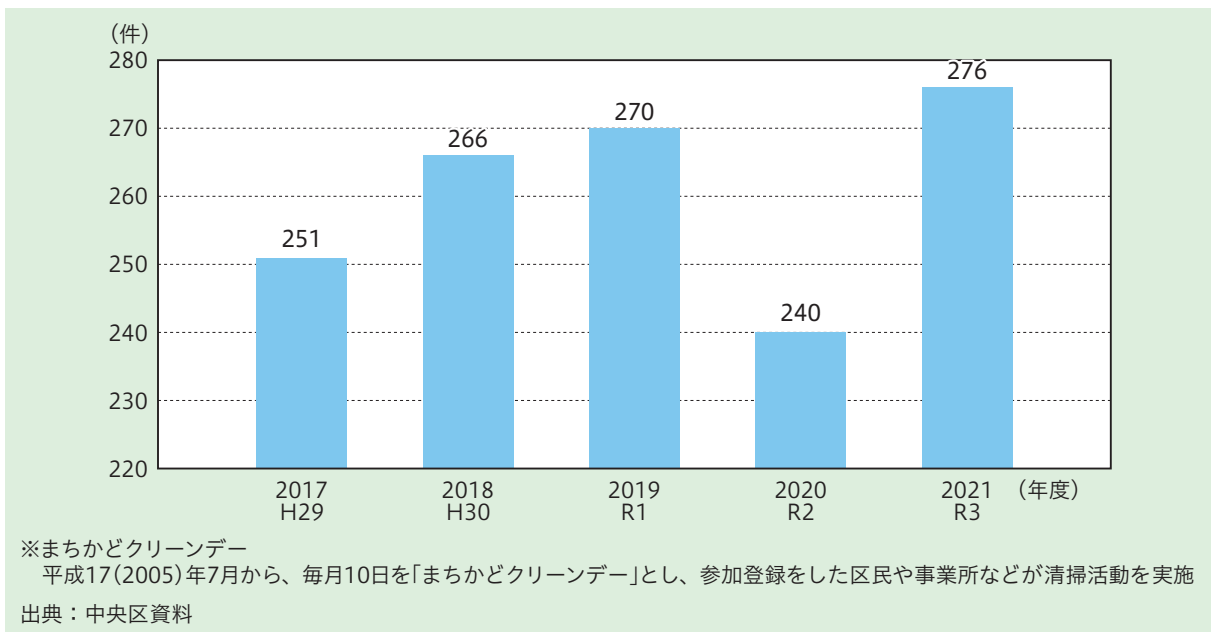
- 快適で美しいまちの実現に向け、区民・事業者の環境美化意識の高揚や、一層の地域美化活動の促進を図る必要があります。

## 現状データ

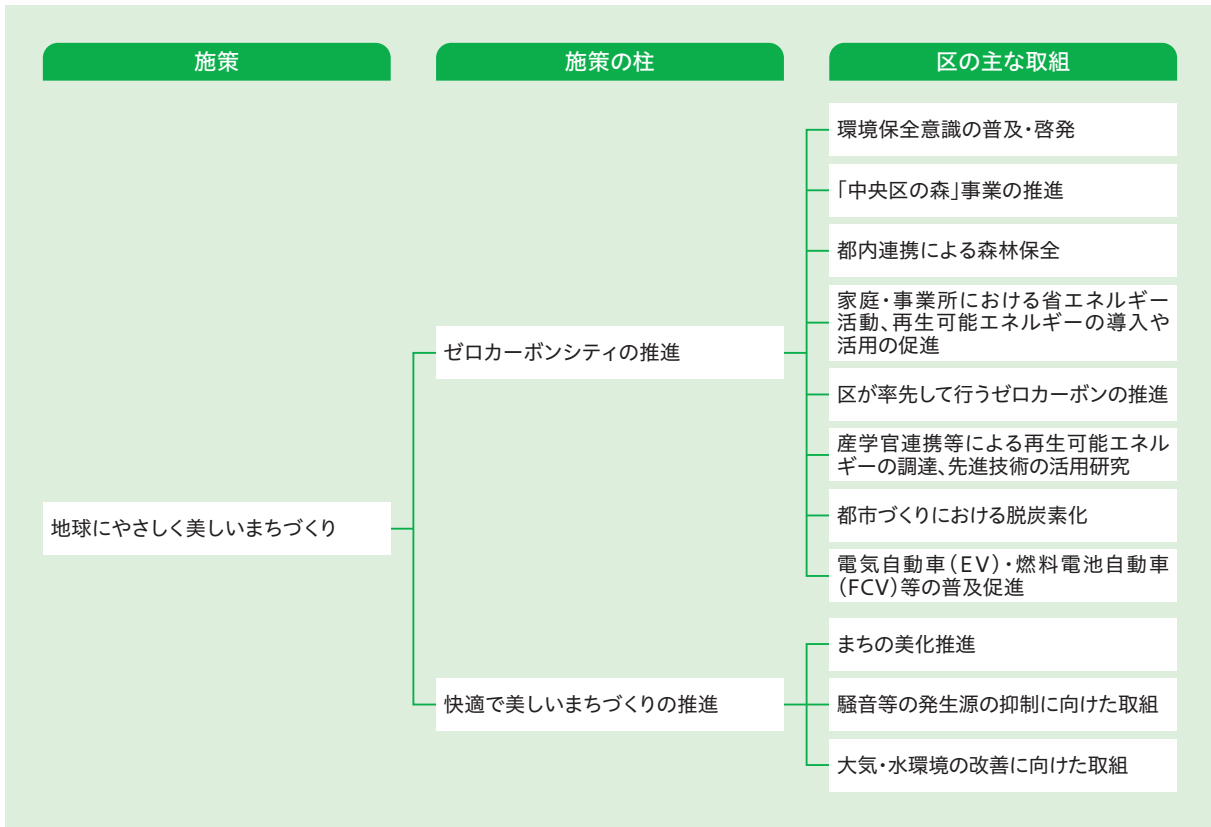
### ■ 区内の温室効果ガス排出量の推移



### ■ まちかどクリーンデー※登録件数の推移



施策の体系



施策の柱と区的主要な取組

ゼロカーボンシティの推進

(1) 環境保全意識の普及・啓発

環境保全に関する講座や講演会、環境イベント等の開催、環境情報センターの運営を通して、区民・事業者が環境について学び・活動する機会を提供し、環境保全意識の普及・啓発を図ります。さらに、子どもを対象にした環境情報紙の発行や環境学習事業等の実施により、未来を担う子どもたちの環境問題への理解・関心を高めていきます。

(2) 「中央区の森」事業の推進

地球温暖化対策に寄与するため、二酸化炭素の吸収源となる森林の保全活動を支援するとともに、カーボンオフセット\*に向けた取組を推進していきます。また、今後も協定地のさらなる拡大を検討していくとともに、間伐材の区施設への活用や環境学習事業「檜原村自然体験ツアー」等を通して、森林

\* カーボンオフセット: 人間の経済活動や生活などを通して「ある場所」で排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを、植林・森林保護などによって「他の場所」で直接的、間接的に吸収しようとする考え方

を守り、育てる大切さについての意識啓発を図ります。

### (3) 都内連携による森林保全

森林の整備やその促進のための財源である森林環境譲与税<sup>\*1</sup>を活用し、特別区と多摩地域の市町村、東京都が連携した森林保全活動を新たに行います。「中央区の森」とともに行政区域を越えた地球温暖化対策推進事業を充実させることにより、森林が有する多面的機能の維持増進を図り、広域のかつ持続可能な森林循環を確立していきます。

### (4) 家庭・事業所における省エネルギー活動、再生可能エネルギーの導入や活用の促進

二酸化炭素排出量を削減するため、自然エネルギー機器や省エネルギー機器等の導入費用の一部を助成し、エネルギー使用量の削減を図ります。あわせて、WEB等を活用し、ポイントシステムを取り入れた新たな中央エコアクト(中央区版二酸化炭素排出抑制システム)の普及を図るとともに、家庭や事業所の行動変容を促し、広く省エネルギー活動の輪を広げていきます。さらに、再生可能エネルギー電力の購入や、電気自動車等の利用など、日常生活における脱炭素行動の普及・啓発を図ります。

### (5) 区が率先して行うゼロカーボンの推進

エネルギー使用量の見える化や設備の適正運用の徹底等により、中央区環境マネジメントシステムの実施を一層推進します。公共施設の整備に際しては、屋上・壁面緑化の積極的な導入に加え、さらなる木材の活用を図るとともに、再生可能エネルギー等の活用やさまざまな省エネルギー技術の導入によるZEB<sup>\*2</sup>化の実現を目指します。また、清掃工場でごみを焼却する際に生じる余熱を近隣の区施設へ供給し、エネルギーとして有効活用を図ります。

### (6) 産学官連携等による再生可能エネルギーの調達、先進技術の活用研究

購入による再生可能エネルギー電力の調達を推進するだけでなく、再生可能エネルギー資源を豊富に有する地方で創出した再生可能エネルギー電力を消費電力の多い都心部で活用するといった地域間連携による再生可能エネルギーの利用拡大、次世代太陽光パネルなどの先進技術の積極的な導入について、産学官で連携して取り組みます。

\*1 **森林環境譲与税**:平成31(2019)年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき創設された。個人住民税均等割の枠組みを用いて森林環境税(国税)を徴収したうえで、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口により按分し、市区町村や都道府県へ森林環境譲与税として譲与される。税の用途は、「間伐や人材育成・担い手の確保、木材の利用促進や普及・啓発等の森林整備及びその促進に関する費用」とされ、森林を持たない都市部自治体においては、域外も含めた活用にも積極的に取り組んでいる。

\*2 **ZEB**:Net Zero Energy Buildingの略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと

### (7) 都市づくりにおける脱炭素化

住宅開発や事業活動が旺盛な都心区として、脱炭素対策を他自治体に率先して推進するため、関連条例や要綱等を見直し、開発事業において事業者に対し要請する環境配慮項目としてZEB・ZEH\*1化の項目を増やすなど、ゼロカーボンに向けた取組を一層強化します。

### (8) 電気自動車(EV)・燃料電池自動車(FCV)等の普及促進

EV・FCV・PHV\*2の普及を一層推進するため、区庁有車においても積極的に導入を進めていきます。また、電気エコ(急速充電)スタンドや水素ステーションの周知を図るとともに、民間施設駐車場における電気自動車充電設備の整備および使用電力の再生可能エネルギー電力化を促進します。さらに、エコドライブを推奨し、大気汚染物質や二酸化炭素の排出削減を促進します。

## 快適で美しいまちづくりの推進

### (9) まちの美化推進

世界に誇る美しいまちの実現に向け、町会・自治会、学校、事業所、区民等の協力を得て、まちの一斉清掃を行うクリーンデーを実施するとともに、自宅や事業所周辺を清掃するまちかどクリーンデーなど、地域における自主的な清掃活動の促進を図ります。また、啓発員の巡回や啓発物の配布等によりポイ捨てをなくし、快適な歩行空間および清潔な地域環境を確保します。

### (10) 騒音等の発生源の抑制に向けた取組

工場や事業所、建設工事等から発生する騒音、振動、悪臭等、近隣に影響のある事象に対し、法令遵守の徹底を求めるとともに、防止に向けた指導や現地調査・夜間パトロール等を実施し、区民の良好な生活環境の保全に努めます。

### (11) 大気・水環境の改善に向けた取組

区内の大気汚染の実態や河川の水質等の各種環境調査を実施し、現況を的確に把握するとともに、調査結果を区民に周知し、環境に対する意識の高揚を図ります。また、東京都や関係機関と連携し、大気・水環境の改善に向けた広域的な取組を進めます。

\*1 ZEH: Net Zero Energy House の略称。エネルギー収支をゼロ以下にすることを旨とした住宅のこと

\*2 EV・FCV・PHV: 走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)のこと





檜原村自然体験ツアー

基本政策  
5

## 水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち

## 施策 5-3

## 循環型社会づくりの推進

## 循環型社会分野

SDGsのゴールとの関係



## 施策の目標

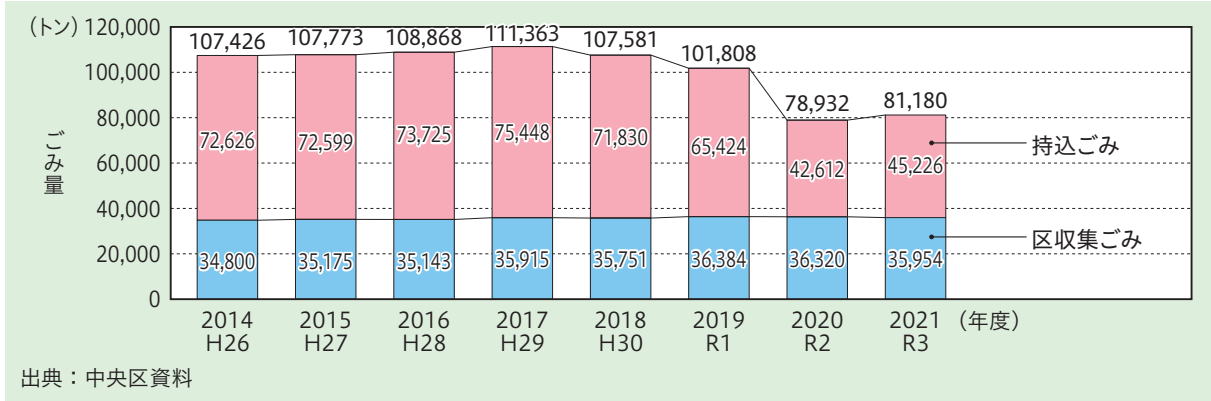
- 環境に対する意識啓発を図るとともに、資源分別の徹底とごみの減量・資源化を促進し、3R運動(リデュース=発生抑制、リユース=再使用、リサイクル=再生利用)の拡充を図ります。
- 資源の回収手段の多様化を図り、資源循環を推進するとともに、地域の特性に配慮した収集や生活に密着した清掃事業を推進します。

## 現状と課題

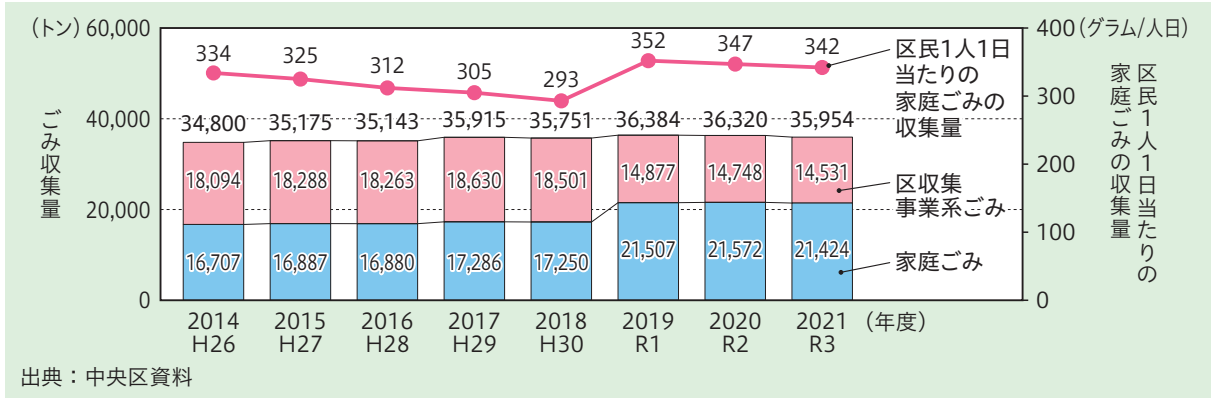
- 本区のごみ量は、ごみの減量や資源回収品目の拡大等の取組により、平成26(2014)年度の107,426トンから令和3(2021)年度には81,180トンとなり、約24%減少しています。しかし、本区は都心区として多くの事業所を有しており、環境に大きな負荷をかけていることから、より一層ごみの減量・資源化を推進していく必要があります。こうした中、令和元(2019)年度ごみ排出実態調査では、区のごみ量の約80%が事業系ごみと推計されており、事業者に対する廃棄物の適正な排出指導が重要です。また、家庭ごみについては、燃やすごみとして排出されるごみの中に紙類やプラスチック等の資源物が約24%含まれていることから、資源分別の一層の徹底により、さらなるごみ減量を図るとともに、発生抑制・再使用を重視したライフスタイルに転換していくことが求められています。
- 区の資源回収量は、平成26(2014)年度の11,340トンから令和3(2021)年度には13,146トンとなり、約16%増加していますが、環境負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、ごみの資源化や資源回収方法の多様化等により、資源循環をより一層推進していく必要があります。また、生活環境を清潔に保つとともに、まちの景観の向上を図るため、集積所の適正管理など地域特性や生活に密着した清掃事業が求められています。

## 現状データ

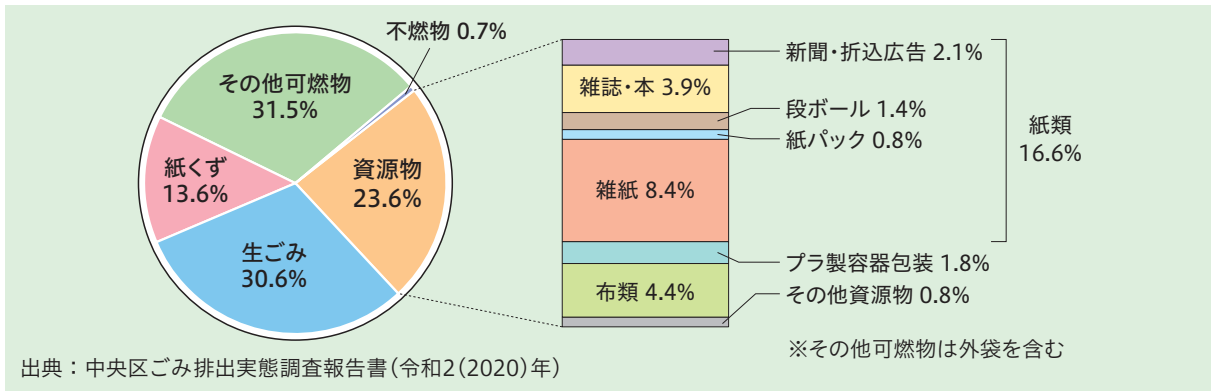
### ■ごみ量の推移



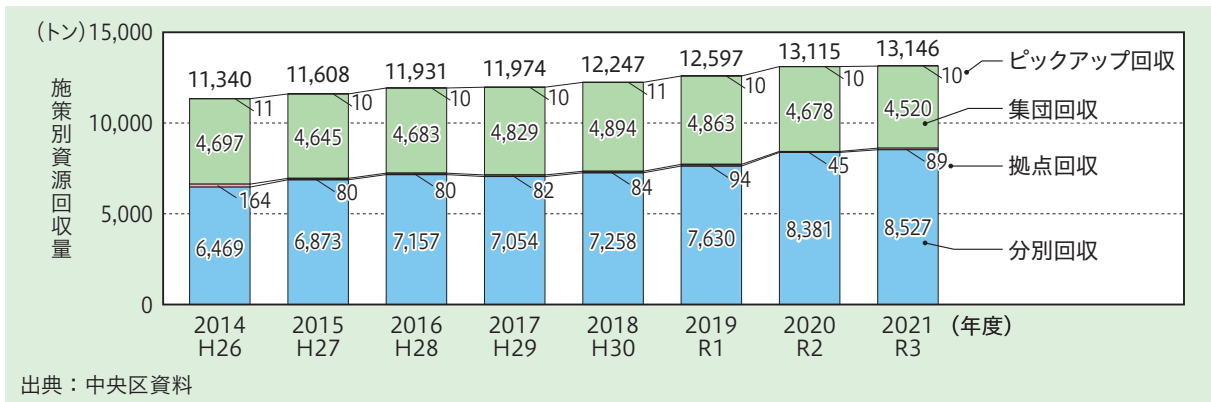
### ■家庭・事業系別区収集ごみ量と区民1人1日当たりの家庭ごみの収集量の推移



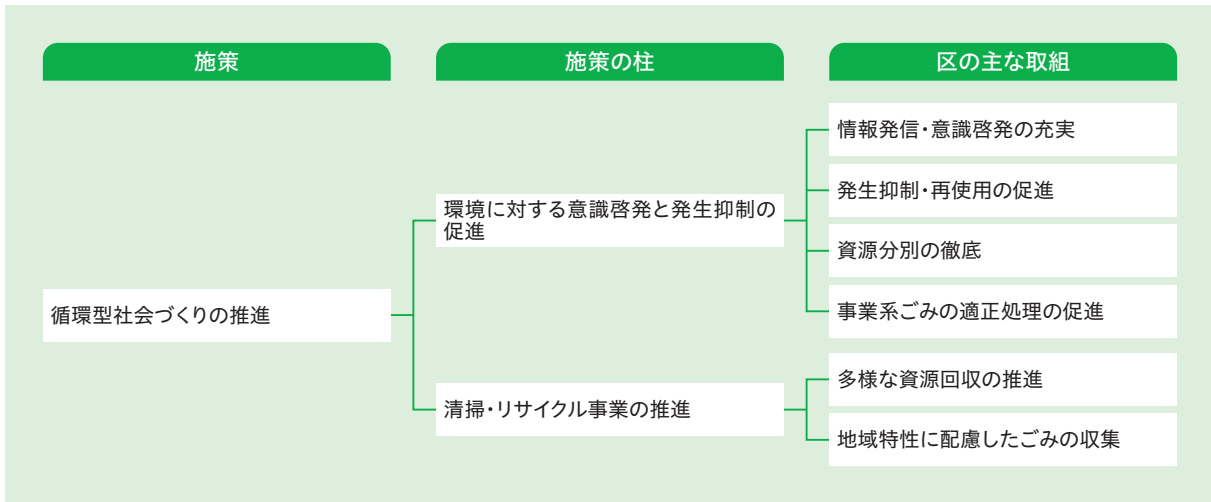
### ■家庭から排出される燃やすごみの組成



### ■資源回収量の推移



施策の体系



施策の柱と区の主な取組

環境に対する意識啓発と発生抑制の促進

(1) 情報発信・意識啓発の充実

家庭や事業所における3R運動を促進するため、エコまつりやSNSなどを通じて積極的に情報発信を行います。また、子どもの頃から環境に対する意識を高め、ごみの減量やリサイクル等の生活習慣を身に付けられるよう、小学校・幼稚園・保育所等において清掃リサイクル学習を実施します。

(2) 発生抑制・再使用の促進

簡易包装の商品や詰め替え商品の推奨などによる容器包装の削減を消費者や小売業者に働きかけるとともに、フードドライブ事業等の実施により食品ロスの削減に取り組むなど、ごみの発生抑制を促進します。また、「リサイクルハウスかざぐるま」においては不用品販売等を通じて、区民のリユース活動を支援するとともに、令和5(2023)年10月に予定されているリサイクルハウスかざぐるま明石町の移転にあわせ、ICT等の活用により、リサイクル事業の充実を図っていきます。

(3) 資源分別の徹底

ごみと資源の分け方や出し方をパンフレットやSNS等により、分かりやすく周知し、燃やすごみとして多く排出されている雑紙(紙袋・包み紙)やプラスチック製容器包装等の資源分別の徹底を図ります。

#### (4) 事業系ごみの適正処理の促進

廃棄物の再利用計画書等により、事業所のごみの排出状況を把握・分析し、立入検査における指導・助言を強化するとともに、再利用率の低い事業所に対しては、継続的に改善を求めるなど、事業系ごみのさらなる減量と資源化を図っていきます。また、事業系ごみの約2割を占める食品廃棄物の発生抑制と再生利用を促進するため、さまざまな機会を捉え、生ごみの削減や再生利用に関する情報提供を積極的に行っていきます。

### 清掃・リサイクル事業の推進

#### (5) 多様な資源回収の推進

資源回収方法の多様化を図るため、地域における自主的なリサイクル活動である「集団回収」に対する支援や普及・啓発を行うとともに、小学校など身近な場所に資源を持ち寄る「拠点回収」の利用を促進します。また、集積所に出された燃やさないごみや一部の粗大ごみを資源化するほか、プラスチック資源循環促進法(令和4(2022)年4月施行)に基づき新たにプラスチック製品の集積所回収を実施するなど、資源回収品目の拡大を図っていきます。さらに、パソコンを含む小型家電の宅配回収など、民間企業と連携した取組も進めていきます。

#### (6) 地域特性に配慮したごみの収集

まちの景観を美しく清潔に保つため、区と地域が一体となって集積所の適正管理を行うとともに、都市活動が活発化する前の早い時間帯でのごみ収集に努めます。また、ごみ出しが困難な高齢者や障害者世帯を対象に、安否確認を含めて玄関先でのごみ収集を行う「ふれあい収集」を行うとともに、さまざまな機会を通じて事業の周知を図ります。

## コラム 水辺の活用について

本区は、区の面積に占める水面の割合が23区で最も高く、隅田川をはじめ、日本橋川、朝潮運河など都内随一の水辺空間を有しています。

一方、かつては水路が埋め立てられ、治水機能を重視した河川の整備によって、まちと水辺は分断されていましたが、現在は、日本橋川上空の首都高速道路の地下化や築地市場跡地を活用した築地まちづくり事業、東京2020大会のレガシーとなるまちづくりなど、水辺をいかしたまちづくりの機運が高まっています。

都内随一の水辺空間をいかした都市環境の整備を検討し、いろいろな水辺の使い方を提供することにより、区民のみなさんに開かれた水辺を楽しんでいただくため、水辺の活用に関する構想を取りまとめております。

## Edoみらい水辺構想(水辺活用のあり方)

江戸の発展に大きく寄与した水辺の歴史的な役割を再認識するとともに、水辺の環境(Environment)と沿川開発(development)が融合した水辺づくりを実施(operation)し、その魅力をまちなかに波及することで、憩い、うるおい、にぎわい、防災、健康増進、環境教育、レクリエーションなど多様な機能を発揮できる居心地の良い上質な水辺空間を創出します。

方針① 水辺空間の質的向上 → 沿川開発等との連携により「水辺の核をつくる」

方針② 水辺空間への回遊性向上 → 歴史ランドマークとの連携により「水上・水辺・まちのネットワークをつくる」

方針③ 上質な水辺空間をまちづくりの基盤として持続的に活用 → 地域団体等との連携などにより「持続的な活用のしくみをつくる」

## 基本政策

## 6

## 魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち

### 10年後の中央区の姿

- 歴史や文化など地域の強みや特徴をいかしながら、安全性の確保はもとより、快適性や景観等に配慮したまち全体の魅力を高める交通環境が形成されています。また、無電柱化やバリアフリー化が進み、都市防災機能の強化が図られ、すべての人が安全で快適に移動できる歩行環境が広がっています。さらに、都心部と臨海部をつなぐ公共交通が整備されるとともに、陸上交通と水上交通との連携が図られ、区内の回遊性が向上しています。
- 水辺やみどり、各地域の歴史や地域特性をいかした風格のあるまちづくりが進み、生活関連施設など区民が豊かに生活できる環境が整っています。また、先端技術や高度な都市機能を取り入れたまちづくりの進展により、世界に誇れる魅力的なまちが形成されています。

## 施策 6-1

### 都心にふさわしい基盤整備

## 道路・交通分野

## 施策 6-2

### 地域文化をいかし未来を実現するまちづくり

## 地域整備分野

基本政策  
6

## 魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち

## 施策 6-1

## 都心にふさわしい基盤整備

## 道路・交通分野

SDGsのゴール  
との関係

## 施策の目標

- 地域のまちづくりと連携しながら、安全性や景観、バリアフリー等に配慮した道路整備を進め、まち全体の魅力を高めていきます。また、安全・快適な歩行環境の拡充を図るとともに、自動車や自転車の交通環境を改善していきます。
- 公共交通の整備促進に加え、都内随一の水辺を活用した水上交通ネットワークを構築し、陸上交通等との連携により回遊性を高め、交通ネットワークを向上させていきます。

## 現状と課題

- まちづくりの基盤となる道路については、単なる交通空間としての整備ではなく、歴史や文化、環境など、その地域の強みや特徴をいかした整備が求められています。そのため、安全性の確保はもとより、景観やバリアフリー、快適性に配慮するとともに、遮熱性・低騒音舗装などの環境にやさしい道路整備を行っていく必要があります。また、老朽化が進む橋りょうについては、歴史的景観や価値を遺しながら長寿命化を図っていくとともに、計画的な予防保全型管理を着実に進めていくことが必要です。
- 良好な都市景観の向上や都市防災機能の強化に向け、無電柱化を推進するとともに、歩道の新設・拡幅を進める必要があります。また、歩道の段差や勾配の改善など、道路のバリアフリー化をより一層推進し、街路樹や休息スペース等を整備することで、障害者や高齢者等すべての人が安全・快適に移動できる歩行環境の拡充を図っていくことが重要です。
- 多数の事業者が集積する本区においては、活発な事業活動を支える物流機能の確保が大きな課題となっています。近年のオンライン通販の広がり等に伴い端末物流需要が増加する中、物流機能の確保の重要性はより高まっています。さらに、今後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて減少した観光客数の回復に伴い、大型バスの路上駐車等に

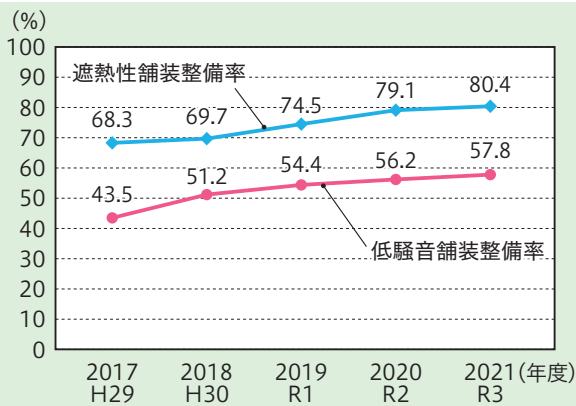


よる交通渋滞や路上混雑も懸念されることから、その緩和に向けた取組が求められています。加えて、身近な交通手段として自転車の利用が拡大する中、歩行者、自転車、自動車それぞれにとって安全で快適な通行空間の確保、放置自転車の解消や区内回遊性の向上に資するコミュニティサイクルのさらなる拡充等を進めていく必要があります。

- 本区では今後も臨海部を中心に人口増加が見込まれており、増加する交通需要への対応や公共交通不便地域の解消のため、路線バスの拡充・再編やBRT\*の本格運行の開始、都心部と臨海部を結ぶ地下鉄新線の整備などが求められています。さらに、都内随一の豊かな水辺環境を活用し、水上交通のネットワークの構築や陸上交通等との連携による回遊性の向上を図っていくことも重要です。

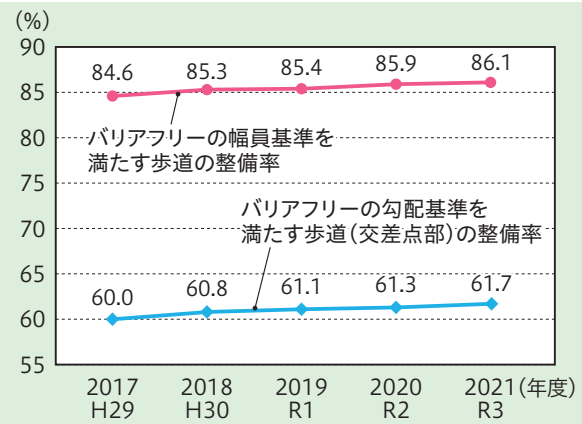
## 現状データ

■ 環境にやさしい道路の整備率\*の推移



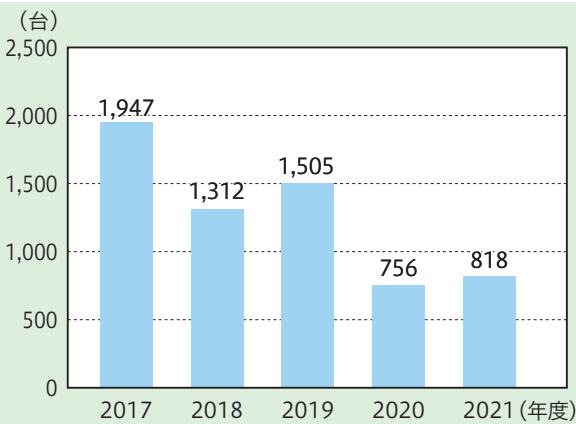
※対象路線に対する割合  
出典：中央区資料

■ 歩道のバリアフリー化整備率\*の推移



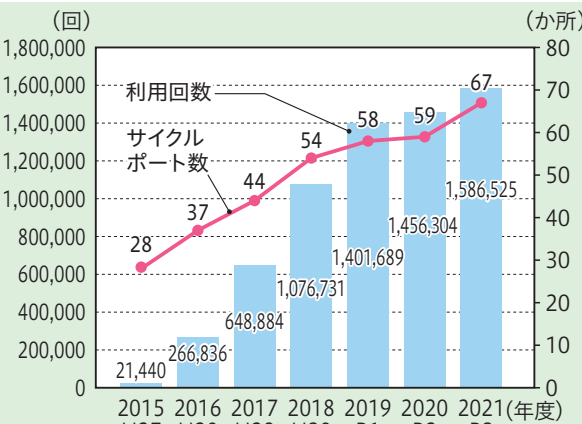
※対象路線に対する割合  
出典：中央区資料

■ 区内駅前放置自転車台数の推移



出典：駅前放置自転車等の現況と対策(令和4(2020)年・東京都)

■ コミュニティサイクルの利用回数・サイクルポート設置箇所数の推移



出典：中央区資料

\* BRT: Bus Rapid Transitの略称。連節バス、ICカードシステム、道路改良などにより、軌道系鉄道と比較しても遜色のない機能を有し、かつ柔軟性を兼ね備えたバスをベースとした都市交通システムを指す。

施策の体系



施策の柱と区主な取組

まちなみに調和した風格のあるみちづくり

(1) 地域の魅力を高める道路の整備

歴史や文化等の地域の強みや特徴をいかした都心の顔にふさわしい空間とするため、デザイン性の高い歩道や照明、街路樹などの豊かなみどりにより、街路環境(シンボルロード)の整備を進めます。また、商業のまち中央区にふさわしい活気やにぎわいに満ちた道路空間を創出するため、商業・観光振興に資するカラー舗装等の道路整備を進めます。

(2) 環境にやさしい道路の整備

ヒートアイランド現象の緩和や交通騒音の抑制、さらには集中豪雨等による被害の軽減を図るため、遮熱性舗装や低騒音舗装、車道透水性舗装などの環境にやさしい道路整備を推進します。

### (3) 橋りょうの長寿命化

区が管理する道路橋のうち、約7割が建設後50年を経過していることから、安全性の確保と修繕コストの縮減を図るため、歴史的景観や価値の保全に配慮しながら、定期的な点検による予防保全型の修繕を計画的に実施します。

### (4) 橋りょうの整備

災害時における緊急輸送道路や区民等の避難路の安全性を確保するため、橋りょうの計画的な架替えを着実に進めます。また、歩道の混雑緩和や歩行空間のネットワーク化を図るため、再開発等の機会を捉えながら橋りょうの新設を進めます。

## 快適な歩行環境の拡充

### (5) 電線共同溝の整備

良好な都市景観の形成や都市防災機能の強化を図るため、電線類を収納する電線共同溝の整備を行い、無電柱化を推進します。

### (6) 人にやさしい歩行環境の整備

障害者や高齢者など誰もが安全かつ快適に移動できるよう、歩道の拡幅や段差解消等を行い、道路空間のバリアフリー化を推進します。

## 交通環境の改善

### (7) 総合的な駐車対策の推進

ターミナル駅周辺や商業集積地における大型バス、荷捌き車両の路上駐車による交通渋滞および路上混雑を抑制するとともに、効率的な物流機能を確保するため、再開発事業等の機会を捉え、大型バス乗降所および荷捌き駐車スペースの整備を促進します。また、銀座地区、東京駅前地区等においては、各地区が抱える課題に対応し、それぞれのまちづくりにふさわしい交通環境を確保するため、駐車場地域ルール of 適切な運用を図っていきます。

### (8) 自転車通行環境の整備

歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる快適な道路空間の創出に向けて、自転車活用を一層推進するとともに、国や東京都、交通管理者と連携しながら、自転車通行空間の整備を

進めます。あわせて、自転車利用のルールの周知やマナーの向上を図ります。

### (9) 放置自転車対策の推進

駅周辺における歩行者の通行の妨げやまちの景観を損ねる放置自転車をなくすため、広幅員の歩道上の利用や再開発事業等の機会を捉え、駐輪場の整備を促進します。また、駐輪場の整備が進んだ駅周辺を中心に放置自転車禁止区域の指定を行い、撤去活動の強化を図ります。

### (10) コミュニティサイクルの拡充

環境にやさしい交通手段である自転車の利用を促進するため、コミュニティサイクルに関する情報発信を行います。また、利便性の向上を図るため、サイクルポートを拡大するとともに、相互乗入区と連携して広域相互利用を推進します。

## 公共交通の整備促進

### (11) 基幹的交通システムの導入促進

東京都と緊密に連携を図りながら、BRTの本格運行の開始および銀座・東京駅方面への運行の実現に向けて取り組んでいきます。また、都心部と臨海部を結ぶ地下鉄新線の早期事業化に向けて、地域と一体となり機運の醸成を図りながら、関係自治体と連携し、国や東京都に働きかけていきます。

晴海地区で整備が進められているマルチモビリティステーションについては、多様な公共交通の乗り継ぎができ、誰もが利用しやすい交通結節機能を備えた施設となるよう、東京都や関係機関と連携を図っていきます。

### (12) コミュニティバスの機能性向上

公共交通不便エリアの解消と公共施設へのアクセス改善のため、江戸バスとBRT、既存公共交通との乗り継ぎの利便性向上を図るとともに、晴海地区のまちづくりによる交通需要の増加に対応できるようルートの見直しを行います。また、技術開発の動向を見極めながら、環境に配慮した車両の導入を検討していきます。

### (13) 水上交通の活性化促進

隅田川や日本橋川、朝潮運河など都内随一の水辺空間を有する本区において、船が観光資源としてだけでなく、区民の身近な交通手段としても利用されることを目指し、東京都や舟運事業者と連携しながら、新たな舟運を整備するとともに、陸上交通とのアクセスの向上を図ります。また、水辺空間

の有効活用と活性化を推進するため、再開発事業等の機会を捉え、官民連携による水辺のにぎわい拠点施設の整備を促進します。



コミュニティバス(江戸バス)

基本政策  
6

## 魅力ある都市機能と地域の文化を世界に発信するまち

## 施策 6-2

## 地域文化をいかし未来を実現するまちづくり

## 地域整備分野

SDGsのゴール  
との関係

## 施策の目標

- 地域特性を踏まえた業務拠点・観光拠点やその拠点を支援する複合市街地、水辺などの自然環境をいかした良質な都心生活地を形成していきます。
- 有形・無形の歴史的遺産を活用した国際都市東京の中心にふさわしい魅力的な都市機能と景観が融合した、風格あるまちを形成していきます。

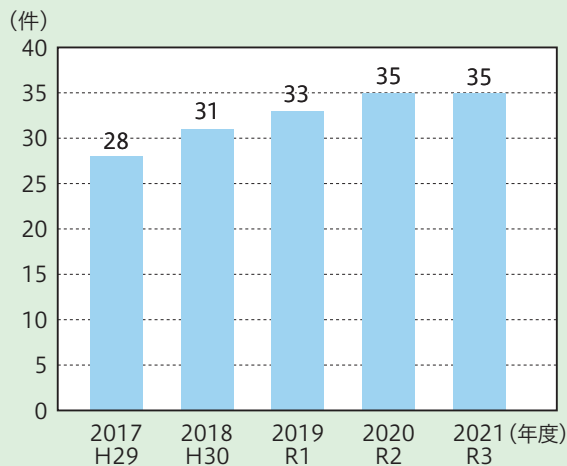
## 現状と課題

- 本区では、平成5(1993)年7月、地区の特性にふさわしい良好な市街地環境を形成していくため、個別建物の建替えなどに対するルールとして地区計画を導入しました。同計画の導入から20年以上が経過する中で、導入当初の目的の一つである定住人口の回復が達成されたことから、令和元(2019)年7月に、定住型住宅に対する容積率を緩和する「用途別容積型地区計画」を廃止しました。今後は、安全性と快適性の増進や統一的なまちなみに資する建替えに対し容積率等を緩和する「街並み誘導型地区計画」に加えて、適切な土地の高度利用を図るために新しく定めた「高度利用型地区計画」を運用し、より良い都心居住に向けた生活環境の充実や国内外の旅行者等来街者に対応した、快適性とにぎわいを創出するまちづくりを進める必要があります。
- 昭和60(1985)年6月に「中央区市街地開発事業指導要綱」を制定し、一定敷地面積以上の開発事業を対象に防災対策や環境対策の充実などを開発事業者に求め、良好な住環境に寄与するまちづくりを推進してきました。今後も社会状況の変化等に応じた適切なまちづくりへの協力を求めていく必要があります。
- 本区は、長い歴史と伝統に加え、時代の先進技術を取り入れ日本の文化・商業・情報の中心地として常ににぎわいととも発展してきました。今後も日本をけん引する都市として活気

やにぎわいを継承・発展させていくために、東京駅前や日本橋川沿い、銀座、築地、晴海等において地域特性をいかし、新しい文化と都市機能を取り入れながら魅力的な景観を形成した風格あるまちづくりを進めていくことが求められています。

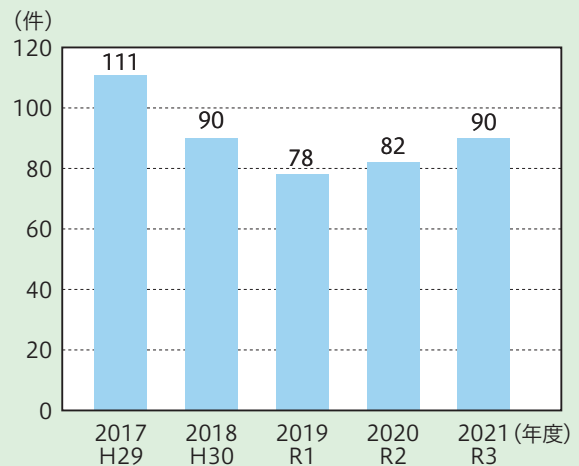
## 現状データ

■再開発事業等竣工件数累計数の推移



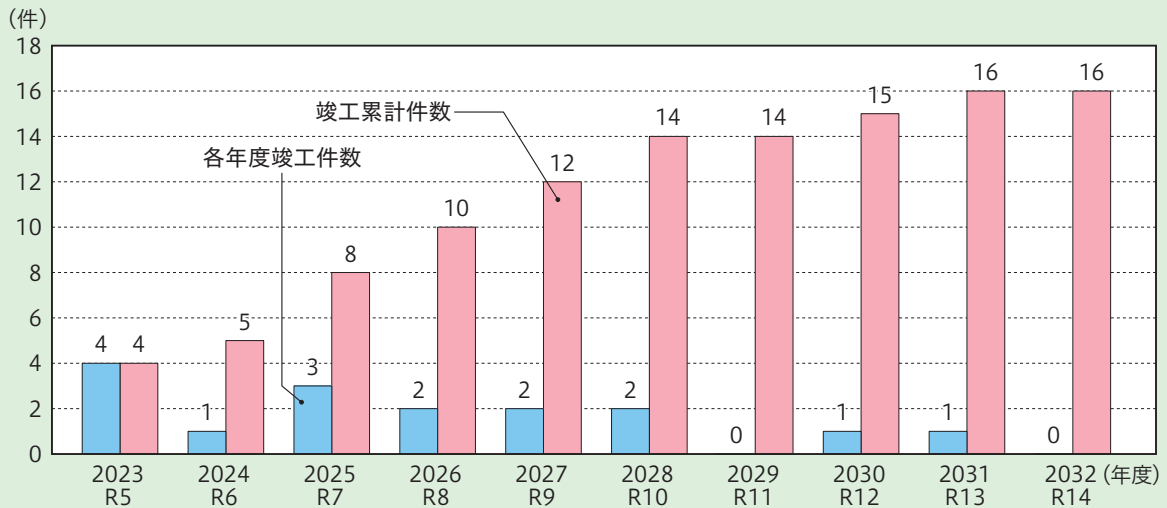
出典：中央区資料

■市街地開発事業指導要綱による事前申出書届出件数の推移



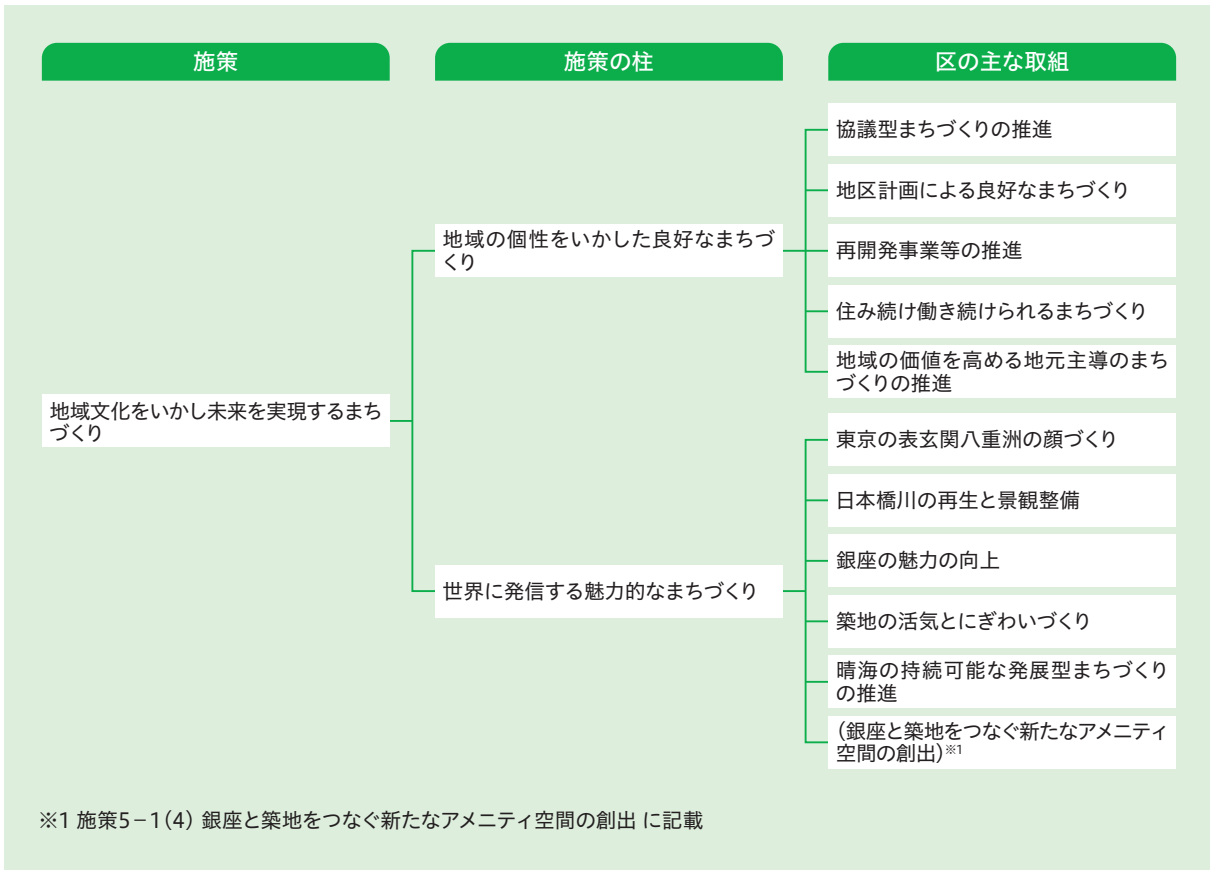
出典：中央区資料

■再開発事業等の竣工予定件数の推移



出典：中央区資料

施策の体系



施策の柱と区の主な取組

地域の個性をいかした良好なまちづくり

(1) 協議型まちづくりの推進

中央区まちづくり基本条例(平成22(2010)年条例第16号)や中央区市街地開発事業指導要綱に基づき、近隣住民等に対し協議や説明を行う協議型のまちづくりを推進していきます。また、人口動向や脱炭素をはじめとする環境動向などの社会情勢の変化を踏まえ、関連条例や要綱等の見直しを図りながら、活力ある地域社会の健全な発展および生活環境の向上ならびに快適な都心居住のまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

(2) 地区計画による良好なまちづくり

良好な地区環境の形成のための地区施設(歩行者用通路・広場等)、建築物の整備、土地利用等を一体的かつ総合的に規制・誘導することで良好なまちづくりを推進します。また、生活関連施設、商業施設等のより良い都心居住に寄与する施設や、国際化や国内外の旅行者等の来街者に対応



する良質で地域のにぎわいに寄与する宿泊施設等を誘導していきます。

### (3)再開発事業等の推進

市街地再開発事業等の制度を活用しながら、個別建替えでは困難な地域貢献施設やコミュニティ空間の整備、水辺環境の活性化、歴史的建物の保存を通じた地域文化の承継等により、経済活性化にも資する新たなにぎわいの創出を図るとともに、ゼロカーボンを推進するため、建物のZEB・ZEH化を促進していきます。また、各地区のまちづくりガイドラインやまちづくりビジョンに掲げる将来像の実現に向け、地域住民と意見交換を重ねながら地域課題の改善を図るなど、良好なまちづくりの推進に取り組んでいきます。

### (4)住み続け働き続けられるまちづくり

再開発事業や個別の建替え事業において工事期間中の仮住宅・仮店舗を提供していきます。また、再開発事業では、事業完了後も引き続き居住・営業継続が図れるよう支援を進めていきます。

### (5)地域の価値を高める地元主導のまちづくりの推進

地域に存在する公開空地等のコミュニティ空間を活用したにぎわいづくりや都市再生推進法人制度\*の活用を通じた自主的な取組の推進など、地元の住民や企業などの参画により地域の個性をいかして価値を高めていくまちづくりを推進します。また、再開発事業等では、事業完了後も地域全体を継続的かつ発展的に高める取組が進められていくよう働きかけていきます。

## 世界に発信する魅力的なまちづくり

### (6)東京の表玄関八重洲の顔づくり

東京駅前にふさわしい風格ある都市景観の形成、バスターミナルの整備、歩行空間の快適性向上や地下街を含めた交通ネットワークの充実・強化に加え、国際観光都市として魅力的な商業・文化・観光機能等を集積することにより、日本橋・銀座地区とのにぎわいの連続性を確保し、安全で快適な回遊性の高い国際都市東京の玄関口を形成していきます。

東京駅前地区の歩行者ネットワークの強化に向けては、にぎわい創出につながる道路の利活用や、社会実験を含めた整備手順等を検討する地元組織への支援を進めていきます。

\* 都市再生推進法人制度：都市再生特別措置法に基づき、まちづくりに関するノウハウを有する優良なまちづくり団体を、地域のまちづくりを担う法人として区市町村が指定する制度

### (7) 日本橋川の再生と景観整備

地元のまちづくり組織とともに日本橋上空の首都高速道路の地下化や日本橋川の再生に向け、国や東京都等の関係機関と緊密な連携を図っていきます。また、日本橋川沿いの再開発事業などに対し支援等を行い、日本橋を中心に伝統や文化が息づき、水辺空間を存分にいかした魅力あるまちづくりを推進していきます。

### (8) 銀座の魅力の向上

地元組織である銀座デザイン協議会等と連携して、観光客の受入環境の充実に向けて取り組むとともに、周辺地域との歩行者ネットワークやみどりの連続性にも配慮しながら、良好なまちなみの維持・継承、活気とにぎわいのある魅力あふれるまちづくりを推進します。

### (9) 築地の活気とにぎわいづくり

築地魚河岸や築地場外市場を中心に、住み・働く方々と連携し、活気とにぎわいを継承・発展させていきます。また、築地市場の跡地については、築地場外市場などの地域資源との連携・調和が図られ、周辺とのつながりに配慮したまちづくりが迅速に進められるよう、東京都や開発事業者と調整を行っていきます。

### (10) 晴海の持続可能な発展型まちづくりの推進

東京2020大会のレガシーをいかし、新たなライフスタイルや快適な都心居住空間の創出等に取り組みながら、平成26(2014)年12月に策定した晴海地区将来ビジョンで掲げる将来像「世界をリードする先端技術をいかし、知的創造を育む居住・滞在・憩い空間」の実現を目指していきます。また、東京2020大会選手村の再整備により人口増加が見込まれることから、新旧コミュニティの協働による持続可能な発展型まちづくりの実現に向け、先進的な晴海版プロアクティブ・コミュニティの検討に取り組んでいきます。

## コラム 築地市場跡地の再開発

築地は、江戸から明治、そして近代へと続く歴史の中で、日本の近代文明の端緒(たんしょ)を開いた地です。それぞれの時代の新しいものを受け入れ、発展を遂げてきた築地が、世界中から多様な人々を出迎え、新しい文化を創造・発信する拠点となるような開発が期待されています。一方で、開発により、周辺に住み、働く人々の生活への影響は大きく、地元調整はもちろんのこと、早期完成に向けた取組が極めて重要です。

本区はこれまでも、東京都に対して、地元の声として要望を伝えるとともに、令和3(2021)年10月には「中央区築地まちづくりの考え方」を公表し、築地の活気とにぎわいの継承・発展に向けて、東京をけん引する広域的な交通結節機能の整備、築地場外市場と築地市場跡地との連携、周辺地域との調和のとれたまちづくりなど、区としての考え方を整理してきました。

今後は、令和4(2022)年11月に公表された募集要項に基づいて事業者が決定されますが、東京都および事業者に対しては、引き続き地元の考え・思いを十分に考慮することや募集要項でも示されたにぎわいの先行創出などへの協力を働きかけていきます。

### ■「中央区築地まちづくりの考え方」より抜粋(一部修正)

